

第十三章 司法警察及ヒ戸籍ニ關スル衛生官憲ノ職權

第二百二十二條 千八百二十二年三月三日法律第十七條及ヒ第十八條ニ基キ司法警察官ノ職務ヲ行フコトヲ得ヘキ衛生部ノ官吏ハ衛生部長、主任衛生員、普通衛生員、衛生部大尉及ヒ隔離所ノ大尉トス

第二百二十三條 右ノ諸官吏ハ任命以前ニ所轄民事裁判所ニ於テ誓ヲ爲スヘシ

第二百二十四條 又右ノ諸官吏ハ千八百廿二年三月三日法律第十九條ノ規程ニ從ヒ戸籍吏ノ職務ヲ行フヘシ

第二百二十五條 衛生官憲ノ全ク管轄外ナル犯罪ヲ發見シタル場合ニ於テハ該官憲ハ治罪法第五十三條及ヒ

第五十四條ノ手續ニ從フヘシ

第十四章 罰金ノ徵收

第二百二十六條 船舶カ佛國若クハアルゼリーノ港内若クハ港外ノ假泊場ニ於テ千八百二十二年三月三日ノ

法律ヲ犯シタル場合ニ於テハ假ニ其船舶ヲ差押ヘ直ニ其犯罪調書ヲ調製シ之ヲ港務大尉若クハ同官ニ代

ハルヘキ主務官吏ニ送達シ該船舶カ下條ニ規定シタル事項ヲ履行スル迄出港免狀ノ下附ヲ中止スルモノ

トス

第二百二十七條 犯罪調書ヲ調製シタル吏員ハ大藏大臣ト内務大臣ト合議ノ上定メタル罰金高表ニ從ヒ假ニ

罰金高及ヒ其附加額並ニ犯罪調書費ヲ評定シ檢疫料ノ徵收ヲ擔任シタル會計官ニ其金額ヲ預納センコト

ヲ命ス但本人カ有力ナル保證人ヲ立テタルトキハ此限ニアラス

若シ本人カ無罪トナリタル場合ニ於テハ該會計官ヨリ右ノ預納金ヲ本人ニ還付ス

之ニ反シ犯罪成立ノ場合ニ於テハ其金額ヲ判決書ノ拔萃ヲ有スル收稅官(アルゼリーニ於テハ雜稅收入

官)ニ拂込ミ若クハ保證人ノ姓名及ヒ住所ヲ該收稅官ニ知ラシム

第二百二十八條 犯罪者ハ犯罪地ノ縣内ニ住所ヲ選定スルノ義務アリ若シ住所ヲ選定セサルトキハ犯罪地ノ

市町村ニ送達シタル一切ノ通知ハ有効ナリトス

第十五章 雜則

第二百二十九條 東洋ニ佛國衛生醫ヲ置ク其人員駐在地及ヒ俸給ハ内務大臣之ヲ定ム

該醫員ハ佛國領事館員、上級官廳ニ又緊急ヲ要スル場合ニ於テハ衛生部長ニ駐在國ノ衛生狀況ヲ報告ス

ルコトヲ擔任ス

第二百三十條 外國ニ在ル佛國吏員ハ其駐在國ノ衛生狀況ニ精通シ内務大臣ニ移送スル爲メ所轄官廳ヘ佛國

ノ衛生取締及ヒ公衆衛生ニ關係アル材料ヲ提出スヘキモノトス

若シ病毒ノ危険アルトキハ該官ハ最近ノ佛國官憲又ハ侵害サルヘシト認メタル地方ニ最モ接近シタル官

廳ニ其旨ヲ通告スヘシ

第三百一十一條 商業會議所員、外國ヨリ來リタル船舶主、外國又ハ内地ニ在ル官吏其他都テ公衆衛生ニ關

係アル事項ニ通曉セル者ハ其事項ヲ衛生官吏ニ通告スヘキモノトス

第三百三十二條 一般ノ衛生取締法ノ實施ヲ確保スル爲メ各港ニ於テ特別ノ衛生取締法ヲ定メ内務大臣又ハアルゼリ―總督ノ認可ヲ受クヘシ

第三百三十三條 衛生事務ノ經費ハ毎年衛生部長ノ管區内ニ在ル各縣毎ニ同部長ノ調製シタル特別豫算ヲ以テ豫定シ之ニ縣知事ノ意見ヲ付シ内務大臣又ハアルゼリ―總督ノ認可ヲ受クヘシ

如何ナル費用ト雖トモ緊急ヲ要スル場合ヲ除クノ外内務大臣又ハ總督ノ許可ナクシテ豫算外ノ支出ヲ爲シ又ハ支出ヲ要スル契約ヲ爲スコトヲ得ス

緊急ヲ要スル場合ニ於テハ支出シタル費用若クハ支出トナルヘキ契約ノ費用ヲ整理セシムル爲メ其旨ヲ直ニ内務大臣又ハアルゼリ―總督ニ報告スヘシ

會計年度ヲ閉鎖シタルトキハ衛生部長ハ會計法規上必要ナル書類ノ外管區内ノ各縣ニ於テ該年度中ニ爲シタル經過若クハ臨時支出ノ仕譯表ヲ縣知事ヲ經テ内務大臣又ハ總督ニ提出スヘシ

第三百三十四條 千八百七十六年二月二十二日、千八百七十八年五月二十五日、千八百七十九年四月十五日、千八百八十二年一月二十六日、千八百八十三年十二月十九日、千八百八十四年十二月三十日、千八百八十五年十月二十九日、千八百八十八年十二月十五日、千八百九十四年七月二十五日及十月十九日、千八百九十五年六月二十日及ヒ二十一日ノ諸布令其他本令ニ牴觸スル從前ノ規程ハ一切之ヲ廢止ス

第三百三十五條 内務大臣、司法大臣、外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、工部大臣、商務大臣、

工務大臣、遞信大臣、農務大臣、植民大臣及アルゼリ―總督ハ本令實施ノ責ニ任スヘシ

千八百九十七年四月十五日布令

佛國及アルゼリ―ニ於テ汚染サレタル諸國ヨリ來リタル船舶ニ適用スヘキ衛生處分ニ關スル布令

佛國共和大統領ハ衛生取締ニ關スル千八百二十二年三月三日法律第一條「ベスト」病ノ流行國ヨリ來リタル船舶ニ關スル千八百九十七年三月九日ノ布令、千八百九十七年二月二十七日及ヒ四月五日佛國衛生諮問會議ノ決議、輸入ヲ禁止スルヲ得ヘキ貨物ニ關スル千八百九十七年三月十九日萬國衛生條約ニ添ヘタル一般衛生規則ヲ觀察シ内務大臣ノ報告ニ基キ左ノ布令ヲ公布ス

第一條 自今更ニ命令ヲ發スルマテ「ベスト」病流行地方ヨリ來リタル襪襪、製紙用襪襪、獸類ノ生斷片、蹄類ヲ佛國若クハアルゼリ―ニ輸入スルコトヲ禁ス

第二條 第一條ニ指定サレタル物件ヲ港内ニ陸揚シ若クハ之ニ加工セントスルトキハ佛國又ハアルゼリ―ヲ通過スルコトヲ禁ス

第三條 直接ト間接トヲ問ハス「ベスト」病流行地ヨリ來リタル未製羊毛若クハ加工羊毛、既ニ使用シ若シクハ未タ使用セサル襪衣類、衣類、寢具類、青皮及生皮類ハ消毒ノ後輸入ヲ許可ス

第四條 「ベスト」病流行地ト認定サレタル地方ヨリ來リタルハ船舶若クハ第一條ニ列記サレタル物件ヲ搭載シタル船舶ハ下記ノ諸港ノ外佛國若クハアルゼリーノ諸港ニ入ルコトヲ得ス

馬耳塞、アルゼール、ボーイヤツク、センナゼール、アーヴル、ドンケル

第五條 本布令第一條及ヒ第三條ニ列記サレタル物件ノ一ヲ容レタル荷包ニシテマスカットヨリコモレン、灣マテノ間（波斯灣ヲモ包含ス）ニ在リテ「ベスト」流行地ト認定サレサル印度洋ノ諸港ヨリ來リタルモノニハ必ス佛國領事館員ノ檢印シタル仕出地證明書ヲ添付スヘシ

第六條 千八百九十七年三月九日ノ布令ハ從前ノ如ク施行ス

第七條 内務大臣及ヒ大藏大臣ハ本令實施ノ責ニ任スヘシ

千八百九十九年六月十五日改正布令

「ベスト」病流行地ヨリ來リタル船舶ニ關スル千八百九十七年四月十五日布令及ヒ

海上衛生取締規則ヲ定メタル千八百九十六年一月四日布令ヲ改正シタル布令

共和大統領ハ左ノ布令ヲ公布ス

第一條 千八百九十七年四月十五日布令第四條ハ左ノ如ク改正ス

「ベスト」流行地ト認定サレタル地方ヨリ來リタル船舶若クハ第三條ニ列記サレタル物件ノ一ヲ搭載シタ

ル船舶ハ下記ノ諸港ノ一ニアラサレハ佛國若クハアルゼリーニ入港スルコトヲ得ス

馬耳塞、アルゼール、ボーイヤツク、センナゼール、アーヴル、ドンケル

但ブローギーユ港ヨリ佛國ニ入港スルコトヲ得ヘキ特ニ：：ノ運送用ニ供シタル武装船舶ハ此限ニアラス千八百九十七年四月十五日ノ布令ニ定メタル貨物ノ仕出地證明書ニ關スル第五條ノ規程ハガングエ河口ト紅海トノ間ニ在セル諸港（セイラン、波斯灣内ノ諸港ヲモ包含ム）並ニ紅海、及ヒ地中海ニ面スル埃及國ノ諸港ヨリ來リタル船舶ニモ適用ス

第三條 千八百九十六年一月四日布令第五十六條、第五十七條、第五十九條及ヒ第六十條ハ左ノ如ク改正ス

第五十六條 從令船舶カ汚染サレタル地方ヨリ來ルモ發船前、航海中又ハ着港ノトキ船内ニ傳染病患者モ死亡者モアラサルトキハ該船舶ヲ無難ナル船舶ト看做スヘシ

發船ノ際若クハ航海中一名若クハ數名ノ眞正患者若クハ疑似患者アリタルモ其患者カ「コレラ」患者ナレハ七日以來、黃熱患者ナレハ若クハ「ベスト」患者ナレハ十二日以來新患者アラサルトキハ該船舶ヲ疑似船舶ト見做スヘシ

船内ニ一名若クハ數名ノ眞正若クハ疑似ノ傳染病患者アルトキ若クハ着港ノトキヨリ湖リ「コレラ」ナレハ七日以内、黃熱ナレハ九日以内又「ベスト」ナレハ十二日以内ニ患者アリタルトキハ該船舶ヲ汚染船舶ト看做スヘシ

第五十七條 無難ナル船舶ハ左ノ手續ニ從フヘシ

一、乗客及ヒ乗組員ノ健康診断

二、汚レタル襯衣、使用物件、寢具類其他都テ港内ノ衛生官憲ニ於テ汚染セラレタリト看做シタル物品若クハ旅荷ノ消毒

若シ其船舶カ「コレラ」ナレハ五日、黄熱ナレハ七日「ベスト」ナレハ十日以前ニ汚染地ヲ去リタルトキハ直ニ右ノ處分ヲ行ヒ該船舶ニ自由交通ヲ許スヘシ

若シ「コレラ」流行地ヲ去リタルトキヨリ未タ五日ヲ經過セサルトキハ各乗客ニ汚染地ヲ去リタル日付、乗客ノ姓名及ヒ乗客カ赴カントスル市町村名ヲ記シタル通行免狀ヲ交付ス

當該衛生官憲ハ同時ニ其市町村ノ市町村長ニ旅客ノ出發ヲ通知シ該船舶ノ出發ヨリ起算シ五日マテ衛生上該旅客ヲ監督スルノ必要ナルコトヲ注意ス

若シ船舶ノ去リタル汚染地カ黄熱流行地ニシテ出發後七日ヲ經過セス又ハ「ベスト」病ニシテ十日ヲ經過セサルトキハ前項同一ノ處分ヲ施スヘシ但シ其日限ヲ左ノ如ク改ム

一、監視日數ヲ黄熱ナレハ七日又「ベスト」ナレハ十日ニ増スコト

二、貨物ノ陸揚ケハ乗客ノ上陸後ニアラサレハ始メサルコト

三、當該衛生官憲ハ船體ノ全部若クハ一部ノ消毒ヲ命スルコトヲ得ルモ其消毒ハ乗客ノ上陸後ニアラ

サレハ行ハサルコト

何レノ場合ニ於テモ船内ノ飲用水ヲ改メ船底ノ水ハ消毒ノ後排泄スヘシ

第五十九條 汚染船舶ハ左ノ手續ニ從フヘシ

一、患者ハ直チニ上陸セシメ恢復スルマテ之ヲ隔離スルコト

二、次ニ他ノ乗組員ヲナルヘク速ニ上陸セシメ監視ニ附スルコト但シ其監視日數ハ船内ノ衛生狀態及ヒ最近ノ發病日ニヨリ異ナルヘシ

其監視日數ハ上陸後若クハ上陸者中ニ病者アリタルトキハ其發病日以後「コレラ」ナレハ五日、黄熱ナレハ七日、「ベスト」ナレハ十日ヲ越ユルコトヲ得ス、上陸者ハナルヘク少數ノ群團ニ分チ萬一其一群團中ニ患者ヲ出スコトアルモ之カ爲メ他ノ乗客ノ隔離日數ヲ増加セサルコトヲ要ス

三、汚レタル襯衣、使用物件、寢具類其他當該衛生官憲ニ於テ汚染セラレタリト認メタル物品若クハ旅荷ヲ消毒スルコト

四、船内ノ飲用水ハ之ヲ改メ船底ノ水ハ消毒ノ後排泄スルコト

五、旅客ノ上陸後又ハ必要ナルトキハ荷物ノ陸揚ケ後汚染サレタル船舶ノ全部若クハ一部ノ消毒ヲ行フコト

若シ船内ニ生シタル患者カ黄熱若クハ「ベスト」病ナルトキハ荷物ノ陸揚ケハ旅客ノ上陸後ニ非サレハ

始ムヘカラス又船舶ノ消毒ハ貨物ノ陸揚ケ後ニアラサレハ行フヘカラス

第六十條 何レノ場合ニ於テモ船舶ノ全部若クハ一部ノ消毒ヲ擔任シ船舶ノ消毒前後ニ貨物ノ陸揚ケ及ヒ其消毒ヲ行ヒ若クハ其事業ノ終了スルマテ船内ニ止マリタルモノハ當該衛生官憲ノ定ムル日數間隔離セラルヘシ其日數ハ右ノ事業終了ノトキヨリ起算シ「コレラ」患者アリタル船舶ニ付テハ五日黃熱患者アリタル船舶ニ付テハ七日又「ベスト」患者アリタル船舶ニ付テハ十日ヲ超ユルコトヲ得ス
船舶ハ陸揚ケ及ヒ船内ニ於ケル消毒事業ノ終了スルマテ隔離セララルヘシ

第四條 内閣首相兼内務大臣及ヒ大藏大臣ハ本令實施ノ責ニ任スヘシ

千九百年九月二十三日布令

「ベスト」病流行地ヨリ來リタル船舶カ佛國及アルゼリーニ入港スルヲ得ヘキ諸港ヲ改定シタル布令

共和國大統領ハ左ノ布令ヲ公布ス

第一條 「ベスト」病流行地ヨリ來リタル船舶若クハ千八百九十七年四月十五日布令第三條ニ列記サレタル物件ヲ搭載シタル船舶ハドンケルク、アーブル、センナゼール、ボーイヤツク、マルセイユ及アルジェールノ諸港ニアラサレハ佛國若クハアルゼリーニ入ルコトヲ得ス

特別ニ右ノ船舶ノ入港ヲ許シ若クハ着港ノトキニ於ケル船内ノ衛生狀態若クハ其積荷ノ種類ニ付キ特別ノ條件ヲ定メ入港ヲ許スコトヲ得ヘキ他ノ諸港ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 千八百九十七年四月十五日ノ布令第四條及ヒ千八百九十九年六月十五日布令第一條ハ之ヲ廢止ス

第三條 内閣首相兼内務大臣及ヒ大藏大臣ハ本令實施ノ責ニ任スヘシ

千九百一十一年十一月九日布令

衛生部長、隔離所ノ衛生醫、醫學博士ナル主任衛生員若クハ普通衛生員ノ任命ニ關スル布令

共和國大統領ハ左ノ布令ヲ公布ス

第一條 衛生部長、檢疫醫若クハ隔離所ノ醫員及ヒ主任衛生員若クハ普通衛生員ハ佛國ニ於テハ本令第三條ニ定ムル如ク候補者ノ資格審査ヲ擔任スル特別審判官ノ意見ニ基キ内務大臣之ヲ任命ス

第二條 前條ニ列記サレタル官職ノ一ヲ補充スルノ必要アルトキハ官報ニ掲載シ及ヒ主ナル港ニ揭示シ其缺員ヲ關係者ニ通知ス

候補者ハ十五日以内ニ其資格ノ説明書及ヒ必要ナル證明書類ヲ添ヘ願書ヲ差出スヘシ

該候補者ハ就中外國ノ傳染病理學、微菌學、佛蘭西本國、殖民地、陸海軍部内ニ於テ特ニ消毒、現行衛生諸規則及ヒ衛生事務ヲ指揮スル行政上ノ能力ニ關シ特別ノ智識ヲ有スルコトヲ證明スルヲ要ス

第三條 候補者ノ資格審査ヲ擔任シタル審判官ハ左ノ七名ノ委員ヲ以テ組織ス

- 一、佛國衛生諮問會々頭若クハ副會頭同官ハ審判會ノ議長トナル
- 一、內務省救濟衛生局長、若シ衛生局長アラサルトキハ公衆衛生課長
- 一、衛生事務視察官長若クハ視察官補
- 一、內務大臣ノ指名シタル諮問會員二名
- 一、內務大臣ノ指名シタル內務行政視察官二名

公衆衛生課長若クハ同副課長ハ審査會ニ列スルモ議決權ナキモノトス

諸港ノ衛生視察員ハ審査會ノ幹事トナルヘシ

第四條 審判官ハ大臣ノ召集ニ依リ會合スヘシ

衛生視察官長若クハ視察官長ナキトキハ副視察官ハ各候補者ニ關スル報告書ヲ提出スヘシ

審判官ハ各候補者ノ技術上及ヒ行政上ノ能力並ニ其職務ニ採用セラル、爲メ提出スルヲ得ヘキ特別ノ資格及ヒ擔保ニ就キ各々其意見ヲ開陳スヘシ

第五條 審判官ハ在職醫師ノ犯シタル職務上ノ過失其休職若クハ其更迭ニ關シ各自ノ意見ヲ開陳スルコト

ヲ得

第六條 內務大臣ハ本令實施ノ責ニ任スヘシ

千九百一十一年十二月十三日布令

千八百九十六年一月四日布令第十六條ニ定メタル人名表審査ニ關スル布令

共和國大統領ハ左ノ布令ヲ公布ス

第一條 毎年一月内ニ千八百九十六年一月四日布令第十六條ニ定メタル人名表ノ審査ヲ行フヘシ

該名表ニ登録セラル、ハ勿論毎年平均一ヶ月以上船中ニ乘リ組ミタル醫師ハ別種ノモノトシテ該名表ノ冒頭ニ掲クルモノトス

該名表ハ之ヲ公告シ各衛生區ノ事務局ニ常ニ揭示スヘシ

船内ニ於テ衛生事務ニ從事スルモノ、外海上衛生醫ノ稱號ヲ與ヘス又現ニ其職ニアルカ若クハ前項ノ名表ニ掲載セラレサレハ衛生醫タル事ヲ得ス

第二條 各沿海衛生區ノ事務局ニハ毎年ノ名表ヲ調製スルタメ特別ノ帳簿ヲ備置キ之ニ醫師ノ姓名、乗船ノ日付、船舶名及ヒ航海ノ種類ヲ掲記スヘシ

各海上衛生醫ハ發船及ヒ着港ノ際必ラス沿海衛生區長ノ面前ニ出頭シ前項ノ帳簿ニ各自ノ航海ニ關スル

記事ノ側ニ署名スヘシ

第三條 毎年一月ノ初旬内ニ該帳簿ノ拔萃ヲ内務大臣ニ提出シ各醫員毎ニ名表ニ記入スルコトヲ許シタル
省議決定ノ日付及ヒ其後ノ航海月數ヲ知ラシムヘシ

右ノ航海月數中ニハ千八百九十六年一月四日布令第十五條ニ定メタル規程以外ノ航海月數ヲモ載スルコ
トヲ得

右ノ拔萃ニハ必要アルトキハ千八百九十六年ノ布令第二十六條ニ定メタル年報並ニ沿海衛生區長ノ意見
書ヲ添付スヘシ

第四條 海上衛生醫ノ候補者審査ノタメ千九百一十一年十一月九日ノ布令ヲ以テ設置シタル審判官モ又千八百
九十六年一月四日布令第二十七條ニ基キ海上衛生醫ヲ一時若クハ永久ニ衛生醫名表ヨリ除名セントスル
場合ニ於テハ其意見ヲ開陳スヘシ

第五條 本令ニ牴觸スル千八百九十六年一月四日布令ノ規程ハ之ヲ改ム

一九〇八年ノ檢疫法ノ施行規則

(千九百十一年法律第二百二十一號摘錄)

一 般 檢 疫

第一節 總 論

第一條

- (一) 此規則ハ千九百十一年ノ檢疫規則ト稱ス
- (二) 此規則裁可施行後檢疫法ノ下ニ於ケル諸規則ハ茲ニ廢止ス
- (三) 此規則ハ左ノ數節ニ分類ス

第一節 總 論

第二節 一般規則

第三節 船舶人員及貨物ノ一般檢疫ニ就テ

第四節 第一部黒死病ニ對スル特別處置ニ就テ第二部補則

第五節 動物ノ檢疫ニ就テ

第六節 植物ノ檢疫ニ就テ

第二節 一般規則

檢疫信號—檢疫法第二十三條

第三條 檢疫信號ハ左ノ如クナスヘシ

- (一) 日出ヨリ日没迄ノ間
 - (イ) 上陸許可證ヲ請求スル海外船舶ハ檢疫旗Q旗トシテ織別シ得ル船旗ノ六倍ノ幅ノ黃色旗ヲ中央橋頭ニ掲揚スヘシ
 - (ロ) 船内ニ檢疫スヘキ疾病ノ存スルカ又ハ其疑ヒアル船舶或ハ現ニ檢疫執行中ノ船舶ハ通商旗L號トシテ織別シ得ル黃黑染メ貫キノ大旗ヲ中央橋頭ニ掲揚スヘシ
 - (ハ) 日没ヨリ日出迄ノ間ハ晴夜水平線上二哩ノ距離ノ範圍内ニテ明ラカニ見ユル性質ノ三燈(二個ノ赤色燈ト一個ノ白色燈ニシテ何レモ直徑八吋以上アルモノ)ヲ船舶ノ丁度中央ニ接近シテ各六呎ノ間隔ニ等邊三角形ノ形ニ定置スヘシ(頂上ヲ白色燈トス)

第三節 船舶人員及貨物ノ一般檢疫ニ就テ

檢疫ニ服従スヘキ船舶ノ清潔時間

第四條 檢疫ニ服従スヘキ船舶ニ對スル清潔時間ハ日出ヨリ日没迄ナリトス但權限ヲ有スル檢疫官吏カ港務官ノ指揮ニヨリ法律上ノ資格ヲ有スル衛生技術員タル醫務官ヲ有スル船舶ヲ檢閲シ清潔ヲナス其時間ハ十一月ヨリ三月(算入)迄ノ期間ハ午前五時ヨリ夜ノ十二時迄トシ年中其他ノ月ハ午前六時ヨリ午後十時迄ナリトス

衛生報告—檢疫法第二十七條

第五條 (一) 聯邦ニ入國スル最初港ニ於テ船舶ニ關シ發スル通常衛生報告ハ左ノ書式ニ從フヘシ
濠洲聯邦

千九百八年ノ檢疫

法衛生報告、船舶總人員ノ現在及最近ノ衛生狀態ノ質問ニ對スル回答及左記船舶ノ其航海中ノ經歷及衛生狀況ノ質問ニ對スル回答

該船舶ノ船長
並該船舶ノ醫務官

明 告 書

船名	圖形	噸數	船籍
出發港名及出發期日		航海ノ最終港	航海繼續日數

寄港名及 發着期日		港名	日期 到着	出發
船内總員數		一等船客 二等船客 三等船客 下等船室客 前目ニナキ且旅客 名簿ニナキ者	計	
船内總員數		幹部(船長、醫務、主計) 機關手 甲板部員(大工、水夫長其他) 火夫、裝飾者等 厨夫、料理人、麵總師、屠殺者其他前目ニナキ者	計	

審問

- (一) 天然痘、黒死病、「コレラ」黃熱、發診チブスカ出發港又ハ航海中船舶ノ寄港シタル港ニ存在セザリシヤ一之レニ對スル回答
- (二) 航海中(港灣内ニアルトキ又ハ海洋上ニアル間)ニ一船舶ト檢疫スヘキ惡疫性疾病患ノ存在シタル他船トノ間ニ口頭若クハ信號以外ノ交通アリタルヤ若シ在リタルトスレハ其詳細ヲ陳フヘシ、一之レニ對スル回答
- (三) 乘船當時檢疫法第十八條ニヨリ檢疫ヲ受クヘキモノト看做サレタル人又ハ貨物ヲ航海中何處ニテカ乗船セシメタルヤ、一之レニ對スル回答

- (四) 船内ノ人ニ對スル詳細ナル質問、醫學上ノ檢閲若クハ試驗ヲ檢疫疾病豫防ノ目的ヲ以テ過ル二十四時間内ニ行使シタルヤ若シ然リトセハ十分ナル細目ヲ提供スヘシ、一之ニ對スル回答
- (五) 左ノ病氣ニ罹レル人カ其航海中船内ニ現ニ存在スルカ又ハ且ツテ存在シタルカ
 - (イ) 發診ノ伴フ熱病又ハ發診ニ伴フ熱病
 - (ロ) 發診性皮膚病
 - (ハ) 腺質ノ腫物ヲ伴フ疾病
 - (ニ) 虎列刺ニ似タル下痢又ハ虛衰症ノ下痢
 - (ホ) 檢疫スヘキ病氣又ハ其疑似症ナルカ若クハ檢疫スヘキ病氣又ハ其類似症タリシモノト信スルカ又ハ疑アル疾病、一之レニ對スル回答
- (六) (此次ノ表一、ニ事項ノ詳細ヲ定ム)
- (七) 船舶内ニ諸種ノ結核、明ラカニ活動狀態ニ於ケル微毒其他傳染病性疾患ニ罹レル者又ハ病身者、虛弱者、癩癩、精神ノ完全ナラサル者存在セルヤ若シ然ラハ次表一ニヨリ詳述スヘシ、一之レニ對スル回答
- (八) 疾病ニ罹レル者カ現航海中ニ下船シタルヤ若シ然ラハ其詳細ヲ述フヘシ、一之レニ對スル回答
- (九) 現航海中船内ニ死亡者アリタルヤ若シ然ラハ次表一ニヨリ詳述スヘシ、一之レニ對スル回答
- (九) 船貨中ニ古着古夜具襪襪又ハ襪襪其他ノ織物質ノ物ニテ作りタル荷物カ存在シタルヤ但壓搾シ又ハ

壓搾セサル荷包タルト若クハ囊包絨氈覆被ヲ用ヒタルト否トヲ問ハス、一之レニ對スル回答

(十) 左ノ審問ヲナス

(イ) 病原、微菌、病氣媒介物ヲ含有スル培養物、傳染病毒又ハ物體ヲ有スル物カ船内ニ存在スルヤ

(ロ) 若シ然ラハ其得タル貨物ヲ輸入スヘキ旨大臣ノ認可ヲ得タルヤ、一之レニ對スル回答

(ニ) 航海中船内ニ夥シキ鼠族カ現ニ居ルカ又ハ居タルコトアリヤ

(ハ) 航海中船内ニ斃鼠病鼠ヲ發見シタルヤ、若シ然ラハ其詳細ヲ述フヘシ、一之レニ對スル回答

(三) 健康證ヲ有スルヤ

若シ有スレハ彼等カ關係スル港名及港數トヲ記述スヘシ、一之レニ對スル回答

審問ニ對スル回答及此報告又ハ左表ニ記載セル細目ハ凡テ眞實且正確ナリ

船長
醫務官

證人 檢疫官吏又ハ當該吏員

年月日

注意 船長及醫務官ハ證人ノ面前ニテ捺印セサルヘカラス

第一表

審問第五號ニ記載セル病件ニ關スル細目或ハ航海中ノ死亡者

氏名	等級	族稱	男女ノ別	年齢	港名		病氣存續期間	病氣ノ性質	症狀
					乗船	上陸			

第二表

審問第六號ニ記載セル病狀ニ惱メル船内ノ人ニ關スル細目

氏名	等級	族稱	男女ノ別	年齢	港名		疾病、虚弱、不具ノ性質	特徴
					乗船	上陸		

注意、若シ必要ナラハ一枚ノ紙ヲ二ツ折ニシテ第一、第二、ノ表ヲ記載ス
 檢疫官吏ノ註解

船長ニ對スル注意、船舶ノ清潔執行促進ノタメ醫務官又ハ船長ハ濠洲ニ到着シタルトキ直ニ此形式ヲ履行スヘシ

健康證及其他船舶ノ衛生經歷ニ關スル書類ハ檢疫官吏ニ提供スル爲メ用意スヘシ船長ハ尙ホ船内ノ人ヲ

船客及乗組員名簿航海日誌病氣名簿ト共ニ檢閲ヲ受ケシムルタメ必要ナル措置ヲ採ルヘシ船客及乗込員名簿ハ(出來得可クシハ)等級族稱ニ依リテ集メ復寫謄本トナスヘシ

第五條(一) 船長及船舶ノ醫務官ハ最初入港シタル濠洲港又ハ寄港地ニ於テ衛生報告ニ通テ調成捺印スヘシ、船長ニ返還セラルヘキ複本ハ官吏又ハ關稅官吏點檢ノ要求ヲナシタル時提出スルタメ船長之ヲ保存スヘシ

追加衛生報告

第六條(一) 船舶カ上陸許可證ヲ有セスシテ(最初入港地以外ノ)港ニ入港シタル時ハ船長ハ最初入港地ノ檢疫官吏ヨリ返還セラレタル裏書複本ノ普通衛生報告ト濠洲沿岸ニ着船以來船舶ノ經歷及衛生狀態ニ關スル追加衛生報告トヲ其他ノ檢疫又ハ當該吏員ニ提出スヘシ

(二) 濠洲ノ開港場ニ於ケル檢疫官吏又當該吏員ハ(イ)檢閲ノタメ裏書衛生報告ノ提出ヲ命シ及ヒ(ロ)其港ニモ效力アル上陸許可證カ先ノ寄港地ニテ許與セラレタルニ拘ハラズ船舶ノ證據ノタメ追加衛生報告ヲ提出セシムルコトヲ得

第七條 追加衛生報告ハ左ノ書式ニ從フヘシ

濠洲聯邦
 千九百八年檢疫法
 追加衛生報告

乗船者ノ現在及最近ノ衛生狀態、其航海中船舶經歷併ニ衛生狀況ニ關スル衛生報告及質問應答ハ濠洲ノ

最初入港地ニテ検査ヲ經タル後左ノ人ニヨリ之ヲ行フ

該船舶ノ船長

並該船舶ノ醫務官

- (一) 船名
- (二) 濠洲ニ到達スル前ノ最終寄港地名
- (イ) 其他ノ出港期日
- (ロ) 濠洲ノ最初入港地名
- (三) 其他ノ到着期日
- (イ) 其他ノ出港期日
- (ハ) 其他ニ到着シタル當時ノ船内人員數(船員旅客其他)
- (ニ) 濠洲ノ寄港地名(最初入港地モ含ム)到着期日及各港ニ於ケル上陸人員數

港名	到着期日	上陸人員數

(五) 船内ノ現在者數

- (イ) 船員
- (ロ) 旅客其他
- 總計

審問

- (六) 最初入港地及其後船舶カ上陸許可證ヲ有セスシテ入港シタル寄港地ノ檢疫官吏ヨリ複本ノ普通衛生報告ニ裏書ヲ受ケタルヤ一之レニ對スル回答
- (七) 濠洲ノ最初寄港地ヲ去ツテ以來船舶内ノ全部又ハ一部ノ人ニ詳細ナル審査醫術上ノ檢閱試験ヲ行ヒタルヤ否ヤ若シ行ヒタルトスレハ其詳細ヲ示スヘシ、一之レニ對スル回答
- (八) 濠洲沿岸ニ到着シタル以來左ノ疾病ニ罹リタル者カ現ニ存在シ若クハ存在シタルコトアリヤ
 - (イ) 發疹ニ伴ヒ又ハ發疹ヲ來ス熱病
 - (ロ) 發疹ノ皮膚病
 - (ハ) 腺腫脹ヲ伴フ疾病
 - (ニ) 虎列刺ニ似タル下痢又ハ虛衰症ノ下痢
 - (ホ) 現在又ハ曾テ檢疫スヘキ病氣ナルカ若クハ其疑ヒアル疾病、一之レニ對スル回答

此次ノ表ニ關スル事項ヲ詳述スヘシ

(九) 船舶内ニ諸種ノ結核明ラカニ活動状態ニアル微毒其他傳染性疾患ニ罹レル者又ハ其他ノ疾病病身者
 虚弱者癩癩精神不完全者カ存在セルヤ若クハ之等ノ者カ濠洲ノ開港場ニ船舶ヨリ上陸シタルヤ否ヤ、上
 陸シタル者アルトキハ後ニ示ス表ニ詳記スヘシ、
 (十) 最初入港地ヲ出港シテ以來航海中ニ斃鼠若クハ明ラカニ疾病ニ罹レル鼠族ヲ船内ニ發見シタルヤ若
 シ發見シタルトキハ其詳細ヲ示スヘシ、
 質問ノ回答此報告及次表中ニ記スヘキ詳目ハ眞實ニシテ且ツ正確ナリ

年月日

何港 船舶醫務官

證人(檢疫官吏又ハ其他ノ當該吏員)

何 某

表一濠洲到着以來航海中ノ疾病死亡事件ニ關スル詳細

第三表

港名	乗船	氏名	等級	族稱	男女ノ別	年齢	疾病ノ性質	
							發生	終尾
								下船地又ハ到着地

徵症	病氣ノ存續期間	
	發生	終尾

注意一若シ必要アラハ表ニ用紙ノ一面ヲ適用ス

何開港場ニ於ケル檢疫官吏ノ註釋

船長ニ對スル注意一前記ノ報告ハ最初入港地ノ檢疫官吏ニ提示シタル報告ノ追補ナリ而シテ本報ハ船舶
 カ上陸許可證ヲ有セスシテ入港スヘキ最初入港地以外ノ港ニ到着スル迄ニ何時ニテモ署名シ得ル様ニ船
 長又ハ醫務官之レヲ作成スヘキモノニシテ又船舶カ最終ニ到着スヘキ場合ニモ然リ
 上陸許可證ヲ有セスシテ濠洲ニ入港シタル船舶ハ船内ニ檢疫スヘキ疾病又ハ其疑ヒアル場合ニアラサレ
 ハQ旗ヲ掲揚セサルヘカラス而シテ船内ニ檢疫スヘキ疾病ノ存在又ハ存在ノ恐レアル船舶ハ通商旗L號
 ヲ掲揚セサルヘカラス兩者何レノ場合ニモ夜間ニハ檢疫信號ヲ掲示セサルヘカラス、施行規則第三條及
 檢疫法第十七條ノ(二)第二十一條ヲ參照スヘシ之等ノ諸條ハ最初入港地ニテ水先案内人カ船長ニ給與スル

注意書ノ紙面ニ表示セリ

上陸許可證一檢疫法第三十三條

第八條上陸許可證ハ左ノ書式ニ依ルヘシ

濠洲聯邦
千九百八年檢疫法

上陸許可證

本證ハ千九百何年何月何日午前(午後)何時ニ何某ノ船長タル何々船舶ニ對シ許與ス
本證ハ何港又ハ何々ノ諸港ニ效力ヲ有シ且ツ何年何月何日ヨリ何日間若クハ何航海ノ終了迄效力ヲ有ス
本證ハ明白ナル意思表示アルニアラサレハ煙蒸消毒其他ノ消毒方法ヲ免除セス航海中檢疫スヘキ病件カ
發生スレハ本證ハ無效トナリ檢疫官吏ノ要求次第之ヲ交付セサルヘカラス

健康證書

何港 檢疫官吏(署名印)

第九條 濠洲港ニ到着スル海外船舶ハ各地ニ寄港シタル當時及寄港前二週間内ニ其地ノ附近ニ天然痘、虎
列刺、黒死病、黄熱、「チブス」熱ノ存在、不存在ニ關スル報告ヲ記載セル健康證書ヲ出發港及其航海中
寄港シタル海外諸港ヨリ持參スヘシ
記載ノ報告ハ名稱ノ知レタル病件ノ存在數若クハ近似數ヲ包含ス而シテ英國港ナレハ港務衛生官外國港
ナレハ領事其他證明ヲナスニ適當ナル者ヲシテ之レニ認證ヲナサシム

第十條 濠洲港及其附近ニ關スル附加健康證書ハ船舶ノ船長所有者代理人ノ要求ニ應シ寄港地ノ檢疫官吏
又ハ當該吏員二志六片ノ手数料ヲ得テ之レヲ發ス

檢疫ニ命セラレタル船舶人員及貨物一檢疫法第三十五條

第十一條 左ノ場合ニ用ヒラル、各命令ハ

(イ) 檢疫ニ命セラレタル船舶人貨物

(ロ) 檢疫ニ命セラレタル其他ノ人

(ハ) 檢疫ニ命セラレタル其他ノ貨物

次ノ書式ニ從フヘシ

(イ) 船舶ノ場合

濠洲聯邦
千九百八年檢疫法

命 令

貴下ノ船長タル船舶並ニ船内ノ人及貨物ニ對シ茲ニ檢疫ヲ命ス

年 月 日

何港 檢疫官吏

何 某 宛

(ロ) 人ノ場合

濠洲聯邦 命 令
千九百八年檢疫法
貴下ニ對シ茲ニ檢疫ヲ命ス

年 月 日

何 某 宛

檢 疫 官 吏

(ハ) 貨物ノ場合

濠洲聯邦 命 令
千九百八年檢疫法

貴下カ所有、荷受、所持、又ハ保管セララル、コト明瞭ナル貨物ニ對シ茲ニ檢疫ヲ命ス

年 月 日

何 某 宛

檢 疫 官 吏

種痘―檢疫法第七十五條

第十二條 種痘トハ全積四分一吋半以上ニシテ治愈後其部カ明瞭ニ小凹ヲ示ス程度ニ能動種痘ニヨリ完全ニ接種スルコトヲ云フ

第十三條 本規則第十四條ノ普通種痘ヲナストハ試験ヲナス前十四日以上七年以内ニ種痘ヲナスコトヲ云

フ

檢疫及監視ノ下ニ解放

第十四條 檢疫法第三十四條第一項(三)ノ規定ノ下ニ檢疫ノタメ上陸シタル期間同法第三十五條ノ規定ノ下ニ檢疫ヲ命セラレタル期間同法第三十四條及ヒ第四十五條ノ第四項ニ規定セル檢疫監視ノ下ニ解放セラ

ル、期間及ヒ檢疫服從ノタメ停留スル期間ハ左ノ日數以上ナルヘシ
(イ) 傳染性疾患ノ疑ヒアリトナス疾病カ天然痘ナル場合ニハ十八日

(ニ) 同シク其疑ヒアル疾病カ發疹チブスナル場合ニハ十四日

(ハ) 同シク其疑ヒアル疾病カ黃熱、黑死病、虎列刺ナル場合ニハ七日

檢疫期間檢疫監視ノ期間ハ檢疫官吏カ檢疫スヘキ病氣ノ傳染病ナルコトヲ確認スルニ至リタル日ヨリ計

上ス
天然痘ニ對シ檢疫ヲナス場合ニハ監視ノ下ニ港務官ノ十分ナリト認定スル普通種痘ヲ行ヒタル者ハ速カ

ニ檢疫監視ノ下ニ解放シ又ハ檢疫ヲ免除スヘシ

本則ノ下ニ解放セラレタル者ノ貨物ハ本人ノ要求次第交付ス且ツ其者ハ規定ニヨリ若クハ檢疫官吏ノ十分ト認ムル消毒方法ヲ遂行スヘシ

第十五條 之等ノ規定ニヨリ檢疫監視ノ下ニ解放スルヲ適當トナス者ハ港務官ノ同意及ヒ之等規定ノ賦課

スル消毒條件ニ從ヒ左ノ書式ニ基ク出願アリタル上右ノ監視ノ下ニ解放ス
千九百八年檢疫法第三十四條第四十五條ノ四

拙者（及拙者管理ノ未成年者タル左記ノ家族員共）檢疫監視ノ下ニアル何船又ハ何碇泊所退去ノ義御許
可被下度因テ茲ニ檢疫監視ニ關スル諸規則ニ從フヘキコト保證致候
拙者ノ番地ハ何々ニ有之候

年 月 日

何 某

注意—檢疫監視ノ下ニ脱出セントスル家族カ一人以上ナル場合及ヒ家族カ成年者ナル場合ニハ家長此保
證ニ署名スルヲ以テ十分ナリトス

第十六條 檢疫監視ノ下ニ解放セラレタル者ハ時々港務官ノ指圖セラレタル度毎ニ檢閱試験ノタメ檢疫官
吏衛生醫務官又ハ港務官ノ適當トスル指定醫術技師ノ許ニ出頭スヘシ且大臣ノ命令ニヨリ檢閱試験ニ對
スル相當ノ報酬ヲ支拂フヘシ

第十七條 檢疫監視ノ下ニ解放セラレタル者ニシテ疾患ノ徵候模様ノ表ハレタルトキハ直ニ事實ノ原因ヲ
檢疫官吏其他前條ニ規定シタル人ニ報告スヘシ

監視ノ下ニ未成年者ヲ解放スルタメ請求書ニ捺印シタル親權者保護者ハ解放ノ規定ニヨリ未成年者ヲ檢
察スル責任アリ

第十八條 檢疫監視中ノ者ハ港務官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ解放セラレ自由住居ヲ許サレタル港ヲ退去
スヘカラス

第十九條 檢疫監視中ノ者ハ港務官ノ勸告ニ從ヒ檢疫所長ノ課シタル條件ニ服從シ檢疫所長ノ許可ヲ得ス
シテ解放セラレタル其州ヲ退去スヘカラス

第二十條 檢疫監視ニ關スル諸規則ニ違背スル者ハ其違反行爲ニ對シ一般ニ適當ナル刑罰ヲ科シ且ツ檢疫
監視ノ下ニ解放セラレ、特權利益ヲ停止ス而シテ當該吏員ハ更ニ其者ヲ檢疫所ニ移スコトヲ得

檢疫中ノ抑留期間

第二十一條 此等ノ規定ニ從ヒ港務官ハ公衆衛生上利益ノタメ必要ト思料スル以上ノ期間檢疫ノタメ抑留
スヘカラス

檢疫中ノ船舶ノ移動—檢疫法第四十條

第二十二條 檢疫中ノ船舶ハ檢疫官吏ノ證明ナクシテ移動スヘカラス只檢疫官吏ノ認可スル場所及條件ノ
下ニ移動スルコトアルノミ

船舶内部ノ檢疫執行—檢疫法第四十五條

第二十三條 船舶内部ノ檢疫ヲ執行スル場合ニハ船長ハ

(イ) 檢疫官吏ノ指圖ニヨリ船内ノ人ヲ實地ニ隔離スル手段ヲ講シ且ツ清潔方法燻蒸消毒ヲ施行スヘシ

(ロ) 検査官吏ニ助力シ船舶命令規律ヲ維持シ且ツ検査官吏ノ要求ニヨリ點檢ノタメニ船内ノ總人員ヲ召集シ訓令ヲ施行スヘシ

(ハ) 検査官吏ノ指圖アリタルトキ乗船者ヲ指定ノ順序ニ隊伍ヲ作ツテ検査所ニ引卒スヘシ

(ニ) 検査官吏ノ指圖アラハ船舶ヨリ上陸ヲナシタル者ニ屬スル個人ノ財産ハ検査所ニテ引渡スヘシ

(ホ) 検査官吏ノ指圖ニ基キ船貨ノ荷卸ヲナスヘシ

(ヘ) 検査官吏ノ指圖スル方法ニテ船舶ヨリ塵芥廢物「バラスト」(脚荷)ヲ處理スヘシ

船舶内ノ人員検査―検査法第七十條

第二十五條 検査法第七十條ニ定ムル検査ハ醫術試驗上認知スル方法ヲ使用スルカ若クハ使用スルコトヲ要スル検査タルヘシ

船舶貨物ニ對スル通知書―検査法第七十四條

第二十五條 検査法第七十四條ニ規定スル通知書ハ港務官カ検査ニ服従スル人又ハ貨物ニ發スル必要アリト認ムル場合ニ發ス

検査ニ服従スル船舶ヨリ貨物郵便物ノ移轉

第二十六條 検査ニ服従スル船舶ノ船長ハ検査官吏ノ指揮ノ下ニ所定ノ消毒ニ従フ場合ノ外貨物、郵便物、開封信書ヲ船舶ヨリ移轉スルコトヲ許サス

検査中ノ人

第二十七條

(イ) 検査所ニテ検査履行中ノ者及検査所内ニアル者ハ検査所管外ニ出スヘカラス

(ロ) 検査中ニアル者ノ移動ハ官吏ノ命令ニヨリ検査所内ノ一定ノ地域ニ制限セラル、場合ニハ何等級ノ人モ定メラレタル地域外ニ出スヘカラス

(ハ) 検査中ノ者ハ官吏ノ要求スル時期ニ檢閱及醫術上ノ検査ニ従フヘシ

(ニ) 検査中ノ者ハ官吏カ責任ヲ以テ捺印シ且ツ公示告知板ニ付シタル通知書ヲ適宜ニ閱覽スヘシ

(ホ) 検査中ノ者ハ官吏ノ課シタル條件ニ從ヒ且ツ其同意ヲ得ルニアラサレハ検査以外ノ者ト通信ヲナスヘカラス

(ヘ) 検査中ノ者ハ検査宿所内ノ適當ノ整頓及清潔ヲ維持スルタメ助力スヘシ

(ト) 検査中ノ者ハ検査ノ官吏カ自由ヲ許シタル場合ノ外左記ノ時間若クハ其者カ上陸ヲナシタル船舶ニテ通常採リシ時間ニ食事ヲナスヘシ

朝		
飯	一 等 船 客	其 他 船 客
午 前 八時三十分ヨリ 九時		
午 前 八時ヨリ 八時三十分		

晝	午後一時ヨリ	午後一時三十分ヨリ
夕飯	午後六時ヨリ 七時ヨリ	午後六時ヨリ 六時三十分
御茶入れ		

- (チ) 検査所ノ宿所内ノ燈火ハ官吏ノ特別ナル許可ヲ受クル場合ノ外午後十時三十分ニ消燈スヘシ
- (リ) 検査中ノ者ハ官吏ノ指圖アラハ消燈時間前少ナクモ三十分前ニ各自ノ宿所内ニアルヘシ
- (ヌ) 検査中ノ者ハ設備ノ目的以外ニ洗濯盥ヲ使用スヘカラス
- (ル) 検査中ノ者ハ禁止セラレタル場所ニテ喫煙ヲナスヘカラス
- (ヲ) 酒精飲料ヲ有責官吏ノ許可ナクシテ検査所内ニ持込ムヘカラス
- (ワ) 検査官吏ノ認定ニヨリ検査中ノ者ニシテ過度ニ酒精飲料ニ耽ル者ト認ムルトキ其官吏ノ署名セル命令書ニアリ酒精飲料ノ飲用ヲ禁止セラル而シテ其命令書ノ效力アル間ハ被命令者以外ノ者ハ被命令者ニ酒精飲料ノ販賣供給ヲナスヘカラス
- (カ) 検査中ノ者ハ火器ヲ携帯使用スヘカラス
- (ヨ) 検査所ニテ死亡セル者ノ死體ハ港務官ノ指揮スル手段方法ニヨリ處置スヘシ
- (タ) 検査中ノ者ニシテ不服ヲ申立テント欲スル者ハ關係事項ノ起リタル時ヨリ二十四時間内ニ書面ヲ

以テ申立ツヘシ

検査所ニ被備セラレタル者

第二十八條 検査所ノ被備者ハ官吏ノ命令訓諭ニ從フヘシ

検査中ノ貨物ノ消毒

第二十九條 検査ニ命セラレタル貨物及個人ノ財産ハ所定ノ消毒ヲ受クヘシ

消毒ニ關スル規定

第三十條 本則規定中

「消毒」トハ傳染病又ハ検査法上ノ疾病ノ細菌其他ノ傳染スル病原體ヲ驅除スルヲ云フ

「消毒劑」トハ検査法ノ下ニ於ケル傳染性疾患其他ノ病氣ノ傳染ヲナス細菌病原體ノ附着セル貨物又ハ之等ヲ包含スル物件ニ對シ所定ノ使用方法ヲ講シタル時消毒ノ效果ヲ奏スル物質方法ヲ云フ

「有效ナル應用」トハ唧筒ヲ以テ美術的噴霧器ノ噴口「強キ庭園用噴霧唧筒」ヲ適當ニ應用スルヲ云フ

第三十一條 消毒方法及消毒劑ハ左ノ如ク認可シ且ツ規定ス

(一) 消毒方法

- (イ) 消毒室ヨリ空氣ヲ排除シタル後二十分間平方吋ニ對シ十封度以上ノ壓力ヲ以テ飽和蒸汽ヲ通スル

(ロ) 三十分以上熱湯中ニ入ル、コト

(ハ) 一時間以上認可消毒劑ノ溶解液中ニ浸スコト

(ニ) 一時間以上認可消毒劑ノ溶解液ニテ充分濕潤保潤スルコト

(ホ) 本條第二項ニ説明セル認可消毒劑ノ溶解液ノイ又ハロヲ以テ有效噴霧應用ノ方法ニヨリ表面到ル

處噴霧ヲナスコト

(ハ) 「ホルムアルデヒート」四十%ノ溶解液ヲ少ナクモ「バイント」(約三合二勺)ノ密閉所ニ蒸發器ニヨリ蒸發セシムル強度ニテ「ホルムアルデヒート」蒸發瓦斯ヲ以テ華氏七十五度以上ノ溫度ニテ六時間以上燻蒸スルコト若シクハ千立方呎ノ密閉所ニ「バイント」半ノ水及八「オンス」ノ「バラホーム」ヲ以テ前同一溫度ニテ六時間以上燻蒸スルコト「ホルムアルデヒート」燻蒸消毒ハ「ホルマリソカマシ」法ヲ用フルモ同一效力アリ即チ「ホルムアルデヒート」四十「パーセント」溶解液ノ「バイント」及過滿俺加里十「オンス」ハ各千立方呎ノ密閉所ニ使用セラル此後者ノ方法ヲ使用スルニハ先ツ燻蒸消毒ヲナス前消毒スヘキ千立方呎ノ密閉所ヲ華氏七十五度以上ノ溫度ニテ少ナクモ「バイント」半ノ水ヲ直接ニ蒸發消毒スヘシ「ホルムアルデヒート」ハ溢漏ヲ防クタメ相當大ナル容器ニ入レ之レニ滿俺加里ヲ添加スヘシ

所定ノ「ホルムアルデヒート」ノ燻蒸消毒ハ船室應接室宿直室病室ノ如キ封鎖セラレタル場所ノ最初

ノ消毒ニ對シ及破損セスシテ其他認可ノ消毒ヲ行ヒ得サル有價貨物ノ消毒ニ對シテハ表面消毒ノ方法ハヨリテノミ之ヲ使用ス

(ト) 應接室宿舎密議室其他封鎖セラレタル場所ヲ燻蒸消毒スルニハ先ツ燻蒸ヲナス前割目開キ穴送風口爐窓戸口等ヲ糊ニテ貼リ付ケ充分空氣ノ漏レサル様ニナスヘシ室内ノ壁床懸物及室内ノ裝飾セラレタル表面ヲ燻蒸消毒スルニハ先ツ燻蒸前清淨ナル微溫湯ヲ以テ隈ナク噴霧ヲ行フヘシ

(二) 認可消毒劑ノ溶液

(イ) 水ニ混和シ易キ「クレゾール」消毒劑ノ水液又ハ乳劑ノ一%及廿倍以上ノ炭酸化合物ヲ有スルモノ

(ロ) 石鹼水液若クハ前項ニ記載シタル種類ノ消毒劑ニ軟石鹼(加里)三%ヲ有スルモノ

(ハ) 「ホルムアルデヒート」二%ノ溶解液ハ「ホルムアルデヒート」四十%：：：ノ溶液ト其倍ノ清水

トノ混和ニヨリ調製ス

(ニ) 純粹ノ鹽化石灰(有效鹽素二十五%ヲ含有スルコト)ノ混和水ハ使用ニ先立チ「ガロン」ノ冷

水ニ六「オンス」ノ鹽化石灰ヲ直チニ混和シテ調製ス

第三十二條 實際熱キ消毒液ハ如何ナル場合ニモ財貨ノ浸入洗滌擦淨ニ使用ス

第三十三條 應接室船室宿直室等閉鎖シ得ル類似ノ場所ハ普通ノ消毒方法ニテ内部ノモノヲ取出ス前所定

ノ「ホルマリソ」ヲ以テ燻蒸消毒ヲナスヘシ

第三十四條 天井、壁、木細工品、著色金具、室内裝飾品、其他器具物件ニシテ容易ニ手ノ達シ得ラレサルモノ若クハ洗濯ニヨリ損害ヲ生スルモノハ認可ノ消毒劑溶液ニテ十分噴霧消毒シタル後(六時間後)六時間以上充分ニ空氣ヲ通スヘシ

第三十五條 船舶ノ床、手ノ達シ得ル表面及其他ノ場所、木細工品、革製品、靴、家具、器物、運搬車、板硝子、磁器、銀細工物、刷子、櫛等ノ如キ消毒液ニテ洗滌スルモ損害ノ生セサル物件ハ消毒液ニテ擦淨洗滌スヘシ若シ消毒石鹼液ヲ使用スルトキハ一時間以上充分ニ浸シ置クヘシ

第三十六條 敷詰メタル絨氈ハ其儘ニテ消毒液ヲ以テ充分噴霧シ消毒ヲナスヘシ其後一時間ヲ經テ其兩面ニ消毒液ヲ再ヒ噴霧シ得ル所ニ移シ十二時間以上充分ニ空氣ヲ通シタル後清潔ニスルコトヲ得

第三十七條 寢臺「バンク」、及針金製ノ寢床ハ布帯ヲ以テ洒掃シ若クハ消毒石鹼液ニテ充分洗滌シ濡レタル儘一時間以上放置スルモノトス

第三十八條 寢床、寢臺、枕、枕褥、氈子、粗氈、馬及家畜用氈子ヲ含ム窓掛、座蒲團、上敷絨氈、疊、著色毛織物、其他之レニ類似ノ貨物物質等實際容量ノ大ナル物ハ第三十一條第一項ノイニ記載シタル飽和蒸汽ノ方法ニヨリ消毒ヲナスヘシ

其壓力蒸汽ニテ效力ナキ場合ニシテ傳染性汚物ニ汚レタル寢褥ノミナル場合ニハ覆布ヲ認可ノ消毒液ニテ充分浸濕シタル後之ヲ解キ内部ノ毛髮ハ一時間以上華氏百五十度ノ熱度ノ消毒液中ニ浸入スヘシ、覆

布ハ燒棄シ若クハ煮沸洗滌スヘシ

第三十九條 洗濯シ得ル織物其他持チ運ヒ易ク且ツ洗滌シ得ル物ニシテ壓力蒸汽ノ消毒ノ效力ナキ時ハ一時間以上認可消毒液(實際ノ場合ニハ石鹼液)ニテ消毒スヘシ其後洗滌シ若クハ煮沸洗滌スルコトヲ得

第四十條 織物及其他ノ物ニシテ浸濕蒸汽消毒ニヨリ破損シ若クハ烈シク地質ヲ毀損スルモノハ張繩ニ懸ケ認可ノ消毒液(石鹼液以外)ヲ以テ其兩側ニ充分噴霧スルカ若クハ所定ノ「ホルムアルデヒート」ヲ以テ燻蒸消毒ヲナスヘシ之等ノ物ヲ懸クルニハ自由ニ燻蒸消毒ヲ行ヒ得ル方法ニ注意ヲ拂フヘキモノナリ總テ噴霧燻蒸ヲ施シタル物ハ六時間ヲ經タル後六時間以上空氣ヲ流通スヘシ

第四十一條 燒毀シ得サル書類、開封信書、書籍、絹布、絹製懸物、織美ナル編物、婦人ノ帽子、羽毛類等ハ密封シタル場所ニ入レ所定ノ濕潤シタル「ホルムアルデヒート」瓦斯ニ曝シテ消毒シ其後六時間以上空氣ヲ充分ニ流通スヘシ

第四十二條 粗氈、古着、傳染病毒ニ汚レタル衣類、書類、其他小價值ノ物若クハ無價值ノ物ハ燒棄スヘシ人及個人財産ノ消毒

第四十三條 監督ニ從事シ若クハ消毒處理ノ實施ヲナス官吏其他ノ者ハ洗濯シ得可キ上股引、頭布ヲ着用スヘシ

第四十四條 檢疫スヘキ疾病ノ存在スルカ又ハ其疑念アル船舶又ハ現ニ檢疫中ノ船舶ニ乗船セントスル官

吏ハ洗濯シ得キ上股引、頭布ヲ着用スヘシ

第四十五條 檢疫スヘキ病氣ノ發生セル船舶又ハ檢疫中ニアリテ未タ所定ノ消毒ヲ經サル船舶ニ乗込ミタル檢疫官吏ニシテ下船ノ時檢疫ヲ受クルニアルサレハ上股引ヲ直チニ脱シテ消毒液中ニ浸入シ若クハ消毒中ノ洗濯袋ノ中ニ入ルヘシ而シテ證明ノ石鹼消毒液ニテ身體露出部長靴ヲ洗フヘシ

第四十六條 檢疫スヘキ疾病ニ罹レル者ニシテ漸時快方ニ向ヘル者、檢疫官吏カ傳染スヘキ状態ニアリト看做シタル者、又ハ檢疫官吏カ傳染病毒ヲ附着セル虞アリト看做シタルモノハ其所有財産ト共ニ消毒スヘシ。之等ノ人ハ直チニ消毒ニ付スル衣類ヲ脱スヘシ次ニ其者ハ微温湯ニ「ガロン」ニ對シ消毒劑一「オンス」ノ割合ノ強度ニテ「クレゾール」混和液ニ十倍ノ炭酸化合物ヲ含有スル微温液中又ハ乳劑中ニ入レ使用ニ備ヘ置キタル「クレゾール」石鹼及硬水軟水ヲ使用シテ沐浴ヲナスヘシ、身體殊ニ頭皮頭髮(頭部顔面)其他身體ノ露出部ハ石鹼泡ヲ充分ニ塗り五分間ヲ經テ之ヲ洗落シタル後五體ヲ清潔ナル手拭(消毒シタル)ニテ拭キソレヨリ清潔ナル衣類(同シク消毒シタル)ヲ着用スヘシ。左ノ如ク配合シタル蒸發性ノ「クレゾール」石鹼液ハ頭髮、頭皮、鬚ノ消毒ニ使用スル上述ノ水分多キ消毒液ニ代用セラル
蒸發性ノ石鹼消毒液

「チリン」又ハ類似ノ「クレゾール」調劑……………一%
軟石鹼(英國藥局方)……………一%

「エーテル」(一號)……………十二%

強酒精……………七十%

雨 水……………十五%

石鹼ハ酒精及「エーテル」ニ溶解スヘキ性質ノモノナリ其消毒劑ハ種々藥品ヲ混和シ其全量カ充分ニ融合シタルモノニシテ固リ「コルク」ニテ詰メ又ハ栓ニテ塞クヘシ、頭髮ニハ消毒液ヲ充分ニ使用シ毛髮中ニ擦リ込マサルヘカラス

斯有效ナル石鹼泡ヲ塗りタル後五分間ヲ經テ清潔ナル嚮レ手拭ニテ之ヲ拭キ取ルヘシ

蒸發洗淨劑ヲ使用スル時ハ其液體又ハ其蒸氣カ引火シ易キ故外氣ニ曝シ努メテ熱ノ放散ニ注意ヲ怠ルヘカラス

衣類其他個人財産ハ本則ノ規定ニヨリ消毒ヲナスヘシ

貨物ノ消毒

第四十七條 檢疫官吏ノ認定ニヨリ貨物ノ包装カ傳染病毒ニ接觸シ居タルカ若クハ傳染病毒中ニ曝露シ居タルトキハ之レニ表面消毒ヲ施スヘシ但シ包装内部ノ貨物ニ病毒カ附着シ居ルカ若クハ傳染病毒ニ接觸

曝露シ居タルコトヲ認ムル程ノ理由ナキ場合ニ關シテハ此限ニアラス

第四十八條 表面消毒ハ左ノ方法ニヨリ效力ヲ奏ス

(イ) 消毒ヲ充分ニ施シ得ル様定置シタル各貨物ニ對シ六時間所定ノ「ホルムアルデヒート」蒸發瓦斯ニヨリ燻蒸消毒ス

(ロ) 認可ノ消毒液ヲ以テ封鎖シタル場所内ノ全表面ニ隈ナク噴霧ヲ施シ六時間ヲ經テ後其ヨリ十二時間以上空氣、日光ニ曝ラスヘシ

第四十九條 検査中ノ船舶若クハ検査官吏カ傳染病ノ疑ヒナシト認定シタル船舶内ノ貨物ハ検査所又ハ所定ノ離レ揚場、棧橋、舢舨、其他検査ニ服從セサル人ノ開放セラレタル公開場ニ於テ四十八時間以上流通空氣及日光ニ充分曝シテ消毒スヘシ但検査官吏カ其貨物ハ検査スヘキ傳染性病毒ニ汚穢セリト確認スルトキハ此方法ニ據ラス

第五十條 検査スヘキ疾病其他傳染性病毒ヲ蔓延セシムル虞レアリト検査官吏ノ認定シタル貨物ハ其性質ニ從ヒ所定ノ方法ニヨテリ消毒ヲナスヘシ
郵便物ノ消毒

第五十一條 布告地ヨリ來レル郵便船内、若クハ検査ニ服從スヘキ郵便船内ノ防鼠郵便船艙ニ積ミ込ミタル普通郵便貨物ハ特殊ノ消毒方法ヲ行使セス但シ検査官吏カ相當ニ検査ヲ行ヒタル後當該貨物ハ傳染病者又ハ傳染病毒ニ汚レタル貨物ニ接觸シ居タルカ若クハ其他傳染病毒ヲ輸入シ易キ地ヨリ來レルモノト認定シタル場合ハ此限ニアラス

検査ニ命セラレタル船舶内ノ普通郵便、貨物ハ検査官吏カ相當ニ検査ヲ行ヒタル後傳染病者又ハ傳染病毒ニ汚レタル貨物ニ接觸シ居ラサリシ事ヲ確認スルニアラサレハ表面消毒ノ方法ニヨリ消毒ヲ行フヘシ
布告地ヨリ到着シタル船舶—検査法第三十五條第二項

第五十二條 布告地ヨリ濠洲ニ到着シタル船舶ハ検査官吏カ充分ニ審問檢閲ヲナシタル後之レニ上陸許可證ヲ交付スルモ公衆衛生上何等危険ナカルヘシト報告スルニアラサレハ検査ニ命スヘシ
検査官吏ノ發スヘキ報告ハ左ノ書式ニ從フヘシ

濠洲聯邦 千九百八年検査法

何々船舶ノ衛生上ノ經歷及衛生狀況ヲ充分審問シタル處之レニ上陸許可證ヲ交付セラル、モ公衆衛生上何等危険ナシト認定スルヲ以テ何々港ニ效力ヲ有スル上陸許可證ヲ交付ス

何港検査官

何

某

年月日

濠洲ニ發生スル検査スヘキ病氣ノ件ニ關スル報告

検査法第八十七條ノ五

第五十三條(イ)濠洲ニ於ル開業醫ハ其地方ニ検査スヘキ疾病ニ罹ル患者ノ發生シタル事ヲ認知シ又ハ其疑念アル時ハ其病氣ノ發生セル州ノ港務官ニ對シ電報又ハ最モ迅速ニ到達スル方法ニヨリ直ニ報告ヲナスヘシ

癩病ノ件ニ關スル報告ニ付キテハ郵便ニヨリ申達スルコトヲ得

(ロ) 報告ハ左ノ書式ニ從フヘシ

報告ノ書式

- 一、患者ノ氏名
- 二、患者ノ年齢男女ノ別
- 三、患者ノ現住所
- 四、患者ノ罹レル疾病ノ種類
- 五、其疾病ノ存続期間

開業醫師 何 某

何州港務官 殿

(ハ) 斯ル電報又ハ急信ニ港務局ヨリ補償セラル、價值アリテ發信者ハ之レニ對シニ志六片ノ報酬ノ支拂ヲ受ク

第四節

第一部 黒死病ニ對スル特別處置ニ就テ

第五十四條 濠洲開港場ニ於ケル船舶ノ船長又ハ船主ハ

- (一) 阜頭ニ隣接セル船舶ノ舷側及船貨ヲ舥船ニ荷卸ス際其舥船ニ隣接セル舷側ノ窓穴ハ強キ金網若クハ其他ノ方法ニヨリ充分ニ阻塞スヘシ而シテ船舶カ阜頭又ハ舥船ニ接觸セル間ハ阻塞物ヲ撤去スヘカラス
- (二) 船舶ヲ阜頭又ハ舥船ニ結ヒ付ケタル大纜小綱ノ舷側ヨリ一呎以上三呎以内ノ所ニ有効ナル防鼠板又ハ防鼠器ヲ附置スヘシ
- (三) 檢疫官吏ノ命令ニヨリ日没ヨリ日出迄電燈其他照燈ヲ以テ阜頭ニ隣接セル舷側ノ全體ヲ明ラカニ照ラシ船貨ヲ荷卸スニアラサレハ其隣接セル期間船舶ト阜頭トノ間ニ渡シタル上陸棧橋不必要ナル綱及舷門ヲ撤去スヘシ
- (四) 船舶ニ出入移轉スル鼠族豫防ノタメ其他必要ナル實際的措置ヲ講スヘシ

第五十五條 濠洲港灣ニ於ケル船舶ノ船長又ハ船主ハ

- (一) 船舶ヲ碇泊スル前船底ヲ空虚ニシ若クハ充分ノ水ヲ以テ洗淨シタル後空虚ニナスヘシ
 - (二) 糧食材料品及糧食品ノ廢物ハ總テ防鼠櫃ニ貯フヘシ
 - (三) 有機性ノ屑物、厨房ヨリ生スル切屑、廢物ヲ船舶ヨリ阜頭又ハ港内ノ水中ニ排棄セシムヘカラス
 - (四) 船内鼠族驅除ノタメニ有効ナル方法ヲ怠ラス行使スヘシ
 - (五) 檢疫官吏ノ命令ニヨリ鼠族ニ對シ有効ナル毒餌ヲ船内ニ散布スヘシ
- 第五十六條 濠洲港灣ニ於ケル船舶ノ船長又ハ船主ハ檢疫官吏ノ命令ニヨリ

(一) 船舶ノ一部又ハ全體ニ所定ノ硫黃燻蒸消毒若クハ其他認可ノ燻蒸消毒方法ヲ講スヘシ
檢疫官吏ノ指圖アリタル時ハ船貨ノ荷卸シ前若クハ荷卸後ニテモ船舶カ阜頭ニ接觸セル間又ハ潮流中ニアル間燻蒸消毒ヲ行使スヘシ

(二) 船内ノ蚤、虱、南京蟲、其他甲蟲類ノ隠レ場所、庇護所ハ至所充分所定ノ殺蟲劑液ニテ洗淨噴霧スヘシ
(三) 洗盤水槽其他船内ノ封鎖シタル場所ハ空虚ニシ水ヲ以テ洗淨若クハ清潔消毒ヲ行フヘシ但船舶カ「バラスト」用水ヲ排滌スルハ危險ナルヘシト認メラル、相當ノ原因存在スル場合ニハ檢疫官吏ハ水槽又ハ容櫃ニ封印ヲ施スヘシ爾後船舶カ其港内ニ碇泊スル間船長ハ封印ノ破毀除去スルコト若クハ檢疫官吏ノ認可證ヲ有セスシテ「バラスト」用水ヲ水槽容櫃ヨリ排滌スルコトヲ豫防セサル可カラス

(四) 檢疫官吏ハ特殊ノ貨物ヲ消毒燻蒸セシム

第五十七條 黒死病ノ流行地又ハ黒死病ノ輸出地通過地トシテ布告セラレタル地方ヲ發シ濠洲ノ港灣ニ到着シタル船舶ノ船長又ハ船主ハ

(一) 鼠族其他甲蟲類驅除ノタメ所定ノ燻蒸消毒及處理ヲ行フヘシ但船長カ左ノ證明書ヲ提出シタル時ハ船舶ノ消毒ヲ免除ス

(イ) 出發港ニ於テ空船ノ間又ハ船積後所定ノ燻蒸消毒ヲシタルコト明ラカニスル證明書
(ロ) 出發シタル布告地及其後寄港シタル布告地ニ於テ船舶ニ鼠族ノ移住ヲ豫防スルタメ有效ナル處置

方法ヲ執行シタルコトヲ證スル一通又ハ數通ノ證明書、布告地カ英國領ナルカ若クハ布告地カ外國又ハ外國港ニシテ英國領事ニヨリ裏書證明セラルレハ港務衛生官吏又ハ地方檢疫官ハ之等ノ證明書ニ署名ヲナスヘシ

猶ホ右ノ證明書ヲ所持セサル船舶ニテモ船内ニ有菌鼠ヲ發見セサル場合ニハ濠洲ノ寄港地ニ於ケル燻蒸消毒ヲ免除ス、但シ最終港タル場合ニハ此限ニアラス

(二) 檢疫官吏ノ命令アリタル時ハ貨物ヲ潮流中ニアル船積ニ荷卸スヘシ
第五十八條 左ノ手續ヲ規定ス

(一) 船内ノ封鎖シタル場所ノ鼠族驅除ニ付キテハ酸化硫黃ノ三%以上ヲ含有スル混和瓦斯體ヲ以テ少ナクモ八時間以上燻蒸消毒ヲナス燻蒸消毒ハ實際如何ナル場合ニモ封鎖シタル場所ニ壓力硫黃蒸氣ヲ流通セシムルニヨリ效力ヲ奏ス之レト同時ニ其内ノ空氣ハ幾分減少ス

(二) 船内ノ昆蟲其他甲蟲類驅除ニ付キテハ硫黃燻蒸消毒ヲナスカ若クハ軟石鹼「ナリン」燈用石油ノ各一%ヲ含有スル水溶液又ハ乳劑ヲ充分ニ適用ス其執行方法ハ擦合、擦淨、刷毛掛ケ又ハ之レニ類似ノ方法ニヨリ若クハ蚤、虱、南京蟲等ノ昆蟲甲蟲類ニ苦シメラレ腦メル疑ヒアル場所ニハ混和藥液ヲ以テ強壓噴霧ニヨル消毒方法ヲ採ラサルヘカラス

第五十九條 本施行規則ニ使用セル阜頭ノ意義ハ防波堤棧橋、上陸場所、突出堤其他船舶ヲ横着ケニナス

類似ノ工作物ヲ包含スヘシ

船舶ノ燻蒸消毒ニ對スル手数料

第六十條 (一)關係船舶ニ裝置セル以外ノ蒸汽、石油、又ハ電氣力ヲ指定醫學上ノ動力適用ノ方法ニヨリ使用シタル船舶ノ硫黃燻蒸消毒ニ對シ負擔スル手数料ハ左ノ如ク定ム

(イ) 登簿噸數五百噸以下ノ船舶ニ對シ……………一磅十志
(ロ) 登簿噸數五百噸以上ノ船舶ニ付テハ……………

先ツ其容積十萬立方呎ノモノ……………四磅十志
之レニ容積二萬立方呎ヲ増加スル毎ニ……………十志六片

(二) 本條第一項ニ規定シタル以外ノ認可消毒方法ニヨリタル船舶ノ硫黃燻蒸消毒ニ對シ負擔スル手数料ハ左ノ如ク定ム

(イ) 登簿噸數五百噸以下ノ船舶ニ對シ……………一磅十志
(ロ) 登簿噸數五百噸以上ノ船舶ニ付キテハ……………

(三) 先ツ其容積十萬立方呎ノモノ……………三磅三志
之レニ容積二萬立方呎ヲ増加スル毎ニ……………十志六片
船主代理人又ハ其雇人カ船舶ノ燻蒸消毒ヲ執行スルニハ檢疫官吏ノ監督ヲ受ケ之レニ對スル報酬ト

シテ一磅一志ヲ負擔スヘシ

(四) 船舶燻蒸消毒又ハ燻蒸消毒ノ監督ニ檢疫官吏カ執務時間外ニ勞働ヲナシタル場合ニハ船主又ハ代理人之レニ對シ報酬ヲ支拂フヘシ

所定地方ヨリ來レル貨物消毒ノ手数料
第六十一條 檢疫法ノ下ニ發シタル布告ニヨリ古着ノ荷包ミ、旅客用ノ寢具又ハ着更類ノ消毒ニ對スル負擔ハ消毒ノ費用ト同額ナリトス但シ最底負擔額ハ左ノ如ク定ム

荷包ミ又ハ器具ノ一時消毒箇數一箇乃至五箇ナル時ハ五志トス
荷包ミ又ハ器具ノ一時消毒箇數五箇以上ナル時ハ各一箇ニ付キ一志トス

第二部 補 則

布告セラレタル檢疫地内ノ癩隔離病舎―檢疫法第八十七條

第六十二條 (一) 醫務官ハ港務官ニ宛テ隔離病舎收容患者ノ一般状態ニ就テ月報ヲ申達シ且患者ノ死亡ニ就テハ詳報ヲナスヘシ

(二) 患者ハ醫務官ノ同意ヲ得スシテ隔離病舎ノ管外ニ出テ又ハ醫務官ノ禁止シタル場所ニ行クヘカラス
(三) 港務官ノ許可證ヲ有セサル者ハ隔離病舎ニ入ル可カラス

- (四) 隔離病舎ヲ訪問セントスル者ハ少ナクモ七日前書面ヲ以テ港務官ニ其旨ヲ申出スルニアラサレハ許可ノ裁決ヲ與ヘス、港務官ハ個々ノ場合ニ自由裁量ニヨリ必要又ハ適當ト認ムレハ本則ニ基キ時々裁決スル權限アリ
- (五) 特殊ノ許可ヲ得ルニアラサレハ三十分以上隔離病舎ヲ訪問スヘカラス、醫務官又ハ當該官吏カ患者ノ容態上來訪ノタメ病狀ヲ更ラニ惡クシ又ハ重クスル虞レアリト認ムル時ハ許可證ヲ許否スル際自由裁量ニヨリ豫メ訪問ニ制限ヲ課スルコトヲ得
- (六) 來訪者ハ別ニ設ケタル控所ニテ看守人又ハ世話女カ患者ヲ伴レ來ルヲ待ツヘシ且特別ノ許可ヲ得スシテ隔離病舎内ノ封鎖シタル場所ニ入ルヘカラス
- (七) 來訪者ハ接吻擁抱シ若クハ患者ヲシテ接吻擁抱セシムヘカラス
- (八) 來訪者ハ皮膚ノ破レタル腫物又ハ瘡傷アル患者ノ手ト握手ヲナスヘカラス
- (九) 來訪者又ハ雇人所定ノ消毒ヲ經タル後醫務官ノ許可書ヲ得ルニアラサレハ患者ノ所有シ居タル貨物ヲ隔離病舎外ニ移轉スヘカラス
- (十) 總テ來訪者ハ隔離病舎内ニアル間醫務官看守人世話女ノ指圖ニ從フヘシ
- (十一) 來訪者ハ隔離病舎ヲ退出スル前消毒液ニテ其手ヲ洗淨シ其醫務官ニ命セラレタル一身ノ消毒ヲ實行スヘシ

- (十二) 如何ナル郵便モ之レヲ發送スルニハ看守人ニ託クスルニアラサレハ隔離病舎ヲ出サシメス
- (十三) 看守人ハ郵便物又ハ有價證券カ隔離病舎ヲ發送セシメラル、前所定ノ若クハ醫務官ノ指圖ニヨリ之レヲ消毒スヘシ
- (十四) 患者ノ所有シタリシ切手又ハ患者ノ貼付シタル切手付キ郵便物ノ送致ヲ受ケ又ハ隔離病舎ヨリ受領スヘカラス
- (十五) 患者ハ舌又ハ口唇ヲ以テ封筒包裹ヲ封緘スヘカラス、斯ル隔離病舎ヨリ發送スル郵便物ハ規定ノ適用方法ニヨリ封緘スヘシ
- (十六) 來訪者又ハ官吏(看守人其他當該吏員以外)ハ隔離病舎内ノ居寓者ヨリ書籍荷包ミ新聞紙信書其他書類印刷物有價證券ヲ其外部ノ人ニ傳送スル目的ヲ以テ受取ルヘカラス
- (十七) 患者ハ醫務官ノ意見ニヨリ隔離病舎ニ入レシメラレサル貨物ヲ受取ルヘカラス又患者ハ醫務官ノ同意ヲ得スシテ貨物財貨ヲ隔離病舎ヨリ發送スヘカラス
- (十八) 隔離病舎ニテ使用セラレタル貨物ハ他所ニ出スヘカラス、毀損シ又ハ使用ヲ廢止シタル貨物ハ醫務官ノ認證ノ上看守人之レヲ消却スヘシ
- (十九) 患者ニ宛テ衣類糧食果物及其他ノ貨物ヲ隔離病舎ニ持參セル來訪者ハ之レヲ看守人ニ引渡スヘシ、看守人ハ領收證ヲ交付シ且醫務官ニ貨物ノ性質ヲ報告ス、其報告シタル貨物ハ醫務官之レヲ適當ト認

ムレハ患者ニ引渡スヘシ

(三) 船路ニヨリ患者ニ送ル貨物ハ醫務官ノ管理ヲ受ケテ患者ニ宛テ發送スヘキモノナリ、斯ク持込ミ引渡シタル貨物ニシテ醫務官カ當時患者ノ容態ニ不適當ナルカ望マシカラスト認定シタル時若クハ之等ノ規則ニ違反シテ輸送シ來ル時其貨物腐敗セサルモノナレハ之レヲ發送者ニ返送スルタメ控ヘ又ハ港務官ノ裁決ヲ受クル迄テ抑留ス

一定ノ檢疫官吏ニ對スル作業日數作業時間及時間外作業ノ報酬

第六十三條 消毒及煙蒸作業ニ從事シ又ハ監督ニ從事スル檢疫官吏ノ作業日數作業時間及時間外作業ノ報酬ハ左ノ如ク定ム

日數—日曜大祭日以外ノ日

大臣ノ特別許可ニヨリ日曜日ニ港務官ノ特別許可ニヨリ大祭日ニ各認可條件ニ從ヒ認可セラレタル時間作業ニ從事スルコトヲ許可セラル、コトアリ時間—八時間即チ毎日(日出日没間)八時間ノ總計期間、但シ毎週完全ニ働ク時間ハ四十四時間ヨリ少ナカルヘカラス
土曜日ノ作業ハ正午迄トス

港務官ハ檢疫官吏ニ對シ作業日ノ作業時間ノ前後ニ作業スルコトヲ許可スルコトアリ
作業時間ノ前後日曜日大祭日ニ作業スルコトヲ許可セラレタルトキハ之レニ從事スル官吏ニ支拂フ報酬

ノ割合ハ時間毎ニ又ハ一仕事毎ニ一志六片トス

時間外作業ノ報酬ハ出勤ヲ命セラレタル時間ヨリ計算シ且阜頭其他出勤ヲ命セラレタル場所ニ出勤退場ニ普通要スル時間ニ相當スル報酬モ包含ス

午後十時ヨリ午前六時ノ間ニ出勤ヲ命セラレタル場合ニハ所定割合額ノ一倍半増額スヘシ
時間外ノ作業ニ對シ受領スル金額ハ本局ニ保留シ上記ノ割合ニテ同額ヲ得タル者ニ支拂フ

「ランチ」ニ用フル檢疫章

第六十四條 「ランチ」カ檢疫任務ニ從ヘル間ハ檢疫章ヲ掲揚スヘシ

其檢疫章ハ黄色圈線ノ中ニ蛇狀卷繩ニヨリ錨ヲ交叉シタル上ニ王冠ヲ表ハセル青地ノ旗章トス

本則違反ニ對スル所罰

第六十五條 本規則違反ニ對シ檢疫法ニ特ニ所謂ヲ規定シタル場合以外ニ本規則ニ違反シタル者ハ五十磅以下ノ罰金ニ處ス

暹羅國種痘條例

二四六

暹羅國紀元二千四百五十六年（西曆一千九百十四年）暹羅國王ノ裁可ヲ得テ制定シタルモノ

痘瘡ハ傳染性ニシテ甚タ危險ナルモノナリ、即チ或ル村落ニ於テ或ル人ヲ襲撃シタル後其他ノ人ニモ復タ其害毒ヲ蔓延セシムルモノナリ、然レトモ種痘法ニ據リテ之ヲ豫防シ得ベキハ亦タ疑フヘカラサル事實ナリ、然ルニ多數ノ人民中ニハ其病毒ノ危險ニシテ恐ルヘキヲ知ラス又タ種痘法ニ據リテ之ヲ避クル所以ヲ識ラス、之ヲ等閑ニ付シ去ルノ結果到ル所ニ夥多ノ人命ヲ損シ、且ツ年々政府ヨリ適當ナル時季ニ於テ種痘官吏ヲ任命シテ種痘セシムルコト、ナセシモ、尙ホ不充分ナリト云ハサルヘカラス

右ノ如ク種痘ノ行ハル、コト不充分ニシテ痘瘡ノ爲メニ死亡スルモノ甚タ多キハ、畢竟スルニ強制的ニ種痘ヲ勵行セシムヘキ法律ノ設ケレナケレハナリ、此ニ於テカ人民ノ生命ヲ保護センカ爲メ一ノ法律ヲ制定スルノ必要起ラスンハアラス、今マ其制定シタル法律ノ條項ヲ舉レハ左ノ如シ

第一、此法律ヲ名ケテ『暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例』ト云フ

第二、此法律ハバンコック地方ニ於テハ發布ノ當日ヨリ實行スヘク、其他ノ地方ニ於テハ官報ニ記載シタル勅令ノ定ムル所ノ日時ヨリ實行スルモノトス

第三、此法律上『大臣』ト云ヘルハ之カ實行ノ地方ノ統治權ヲ有スルモノ、義ナリ、即チバンコック地方ニ

テハ地方政務省ノ大臣ヲ云ヒ、其他ノ地方ニテハ内務大臣ナリト知ルヘシ

『公許種痘醫』トハ左記ノ如キ數者是レナリ、曰ク當局大臣ノ部下ニ屬スル醫官當局大臣ノ認可シタル開業醫、若クハ試験及第者ニシテ種痘醫ノ資格アリトノ證書ヲ當局大臣ヨリ下付セラレタルモノ是レナリ『幼童ノ保護者』トハ幼童ノ父母若クハ幼童ニ對シテ親權ヲ行フヘキ者、若シ斯ル親權ヲ行フヘキモノ之ナキ場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ現ニ其幼童ノ住居セル家屋、孤兒院若クハ寺院ノ長タルモノ之ニ當ルモノト知ルヘシ

『善感種痘』トハ少ナクモ二顆ノ痕痕カ全ク判然トシテ見ラルヘキモノヲ云フ

『痘苗』トハ左記ノ如キモノヲ云フ、曰ク政府設立ノ痘苗製造所ニ於テ製造シ當局大臣ノ是認シタルモノ、若クハ其他ノ痘苗ニシテ當局大臣カ暹羅國ニ於テ用ヒテ差支ヘナシト許シタルモノ是レナリ、

第四、當局大臣ハ法律上左記ノ如キ事ヲ爲サンコトヲ要ス、曰ク本條例ノ規定スル所ニ從ツテ其職務ヲ遂行センカ爲メニ必要ナル種痘監督官及斯ル監督官ノ代理者ヲ任命スル事、其他公許種痘醫、視察官等ヲ任命シ、夫々ノ職責權能ヲ説明スヘキ規則等ヲ設クルコト是レナリ

第五、生後一ヶ月未滿ノ幼童ヲ除クノ外何人ト雖モ、當局大臣ノ特定メタル場所ト時日トニ從ツテ夫々種痘セサルヘカラス、但シ正當ノ資格アル種痘醫ヨリ發シタル證明書ニシテ痘瘡ヨリ免疫セラレタルコ

二四七

トヲ證スル場合ハ此限ニアラス

第六、種痘監督官ヨリ或ル地方ニ於ル某々ニ對シテ爾々ノ場所ニ於テ云々ノ時日ニ種痘ヲ爲スヘキ旨、若クハ種痘ノ結果如何ヲ検査スヘキ由通知シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其通知ヲ受ケタルモノハ指定ノ時日ニ指定ノ場所ニ來リテ種痘セラレ、カ若クハ検査ヲ受ケサルヘカラス、若シ幼童ナラシ場合ニハ其兩親若クハ親權ヲ行フヘキ保護者ノ付キ添ハンコトヲ要ス

第七、茲ニ人アリ其居宅ニ於テ種痘セラレンコトヲ公許種痘醫ノ許ニ願ヒ出ル場合之レアリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ好シ當局大臣ノ部下ニ屬スル公許種痘醫ナリトスルモ種痘料ヲ申シ受ケテ妨ケナキモノトス、但シ其料金ニ至リテハ當局大臣ノ定ムル所ニ從ハンコトヲ要ス

第八、暹羅國中何レノ部分ニカ他ヨリ來着シタルモノアランニ、其來着セル部分ハ種痘條例ノ實行セラレヘキ個所ナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其來着者ノ男タルト女タルト問ハス、其來着後三ヶ月ヲ經過シタランニハ公許種痘醫ニ就テ種痘セサルヘカラス、但シ近頃種痘シテ善感セリトノ證明書ヲ公許種痘醫ヨリ受ケテ之ヲ所有シ居レルカ、若クハ痘瘡ヨリ免疫シ居レルコトヲ確保スヘキ證明書ヲ有スル場合ハ此限ニアラス

第九、當局大臣ハ痘瘡豫防上自カラ必要ト認メタラン場合ニハ左ノ如キ處置ヲ取ランコト法律上當然ナリトス、曰ク特ニ或ル時期ヲ指定シテ其期間内ニ某地方全部ノ人民ヲ種痘セシムヘキ公文ヲ發布スルコト

是レナリ

第十、茲ニ或ル人アリ検査ノ結果其健康状態ニシテ種痘セシムルニ不適當ナル場合之レアリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ公許種痘醫ナルモノハ一時其種痘ヲ見合セ、再ヒ検査ノ上適當ト思惟スル場合ニ於テ種痘スヘキ旨申渡サンコトヲ要ス

第十一、種痘ノ結果善感ナル場合ニハ之ヲ行フタル種痘醫ヨリ種痘證ヲ交付センコトヲ要ス、其書式ハ當局大臣ノ定メタル所ニ從フヘク、且ツ某時日ニ種痘シタルコトヲ證明スルモノナリ、苟クモ此證書ヲ所有シ居ルモノハ所謂種痘條例ノ規定スル所ニ從ツテ種痘シタルコトヲ證スルニ足ルヘキナリ

第十二、男女ノ内何レヲ問ハス公許種痘醫ニ就テ痘瘡ヨリ免疫セル事ノ證明書下付願ヲ差シ出ス場合ニ於テハ、該種痘醫ハ痘瘡免疫ノ事實ヲ確カメタル上之カ證書ヲ交付センコトヲ要ス、但シ其書式ハ規定ニ從フヘキモノトス

第十三、種痘監督官ヨリ指定シタル場所ト時日ニ於テ公許種痘醫ノ種痘シタル場合ニハ、皆ナ是レ種痘料ヲ要セス

第十四、茲ニ人アリ痘瘡患者ヨリ其毒素ヲ採リテ之ヲ他ニ移植スルカ、若クハ其他如何ナル方法手段ヲ用フルモノヲシテ痘瘡ニ罹ラシメタル者ハ犯罪者トシテ處分セラレヘキモノトス、凡ソ前項ノ規定ニ違犯スルモノハ五十「チカル」以内ノ罰金若クハ十日以内ノ禁錮ニ處シ、若クハ罰金ト禁錮トヲ併セ課スル

コトアルモノトス、又タ右ノ如キ方法手段ヲ取りタル結果トシテ死亡スルカ若クハ體軀ニ危害ヲ與ヘタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ之カ犯罪者タルモノハ改正律令中ノ刑法ニ從ツテ處罰セラレ、モノトス

第十五、茲ニ人アリ種痘監督官若クハ公許種痘醫ヨリ指定シタル場所ト日時ニ於テ検査ヲ受ケス、若クハ種痘ヲ爲サス、或ハ之ヲ嫌忌シタル場合アラシカ、斯ル人ハ十「チカル」ハ九十七錢六厘以内ノ罰金ニ處セラル、モノトス

幼童ノ父母若クハ保護者タルモノカ種痘監督官若クハ公許種痘醫ヨリ指定シタル場所ト日時ニ於テ、其幼童ヲシテ來リテ検査セシメス若クハ種痘セシメス、或ハ之ヲ嫌忌セシメタル場合アラシカ、斯ル父母若クハ保護者タルモノハ十「チカル」以内ノ罰金ニ處セラル、モノトス

第十六、本條例實行ノ責任ハ其地方ノ統治權ヲ有スル者即チ内務大臣及地方政務大臣ニ屬スルモノトス、又タ此等ノ大臣ハ自カラ至當ト思惟シタランニハ、本條例ノ規定ヲ實行センカ爲メニ必要ナル附則ヲ制定スルコトヲ得ヘキモノトス、斯ク附則ヲ制定シタランニハ天皇陛下ノ御裁可ヲ仰キテ後之ヲ官報ニ掲載シ茲ニ初メテ効力ヲ生シ本條例中ノ一部分ト見做サル、モノトス

本條例ハ暹羅國紀元二千四百五十六年即チ今上陛下御即位第一千一百九十七年ニ相當スル二月十九日ヲ以テ公布スルモノナリ

種痘條例

暹羅紀元二千四百五十六年ノ制定ニ係ル

附則

概論

- 一、政府ヨリ任命セラレタルカ若クハ地方政務大臣へ出願ノ上交付サレタル公許種痘醫ノ認可證ヲ有スルニ非ラスンハ、何人ト雖モ公許種痘醫ト認定セラレヘキモノニアラス
- 二、各公許種痘醫タラン者ハ最モ注意ヲ密ニシテ其職責ヲ盡サ、ルヘカラス、蓋シ其職責トハ種痘條例及同條例ニ附帶シテ編成セラレタル附則中規定サレタル職責是レナリ、若シ公許種痘醫ニシテ斯ル職責ヲ盡スコト能ハサランカ、斯ル場合ニ於テハ之カ認可證ヲ取り上ケラルヘキモノトス
- 三、公許種痘醫ハ種痘用ノ針及其他ノ器械ヲ藏存シ置クニ善ク注意シ、常ニ新規製造當時ト異ナラサル様注意シ、決シテ種痘用以外ニ用フヘカラス
- 四、各公許種痘醫ハ毎月一回種痘監督官ノ許へ種痘成績ヲ報告センコトヲ要ス即チ一定ノ書式ニ從ツテ前月中ノ種痘人員及自カラ親シク目撃シタル成績如何ヲ報告センコトヲ要ス

五、公許種痘醫ハ充分ナル健康状態ニアル者ニ限リテ種痘セサルヘカラス

種痘ノ延期

六、公許種痘醫ナルモノハ種痘セラルヘキ人ヲ親シク検査シテ、左記ノ如キ事ヲ見出シタル場合ニ限リテ其種痘ヲ延期セサルヘカラス

(イ) 種痘セラルヘキ男子若クハ女子ノ下痢ヲ催フシ居ル事

(ロ) 同シク男子若クハ女子ノ皮膚面ニ腫物吹出物等生シテ不健康ノ状態ニアル事

(ハ) 同シク男子若クハ女子ノ體温カ平常ヨリ高キ事

(ニ) 同シク男子若クハ女子カ其他ノ疾病ニ罹リテ種痘スルニ不適當ナリト思惟スル事

七、公許種痘醫ハ種痘ヲ延期スル場合ニ於テ能ク其事情ヲ視察シ決シテ輕々シク延期スヘカラス、是レ他ナシ種痘スヘキ幼童ノ兩親及其他ノ保護者等カ疾病ヨリ他ノ理由ニテ幼童ノ種痘ヲ避ケシメントスルノ恐れアレハナリ

八、公許種痘醫カ種痘ヲ延期スルコトヲ至當ト思惟シタル場合ニハ、本條例第十條ノ規定スル所ニ從ツテ種痘延期證ヲ交付センコトヲ要ス、但シ所定ノ書式ニ從ハサルヘカラス

九、始メテ交付スヘキ種痘延期證ノ期間ハ出來得ヘクシハ一週間以内タルヘキモノトス

十、而シテ一週間經過シタル後尙ホ種痘ニ不適當ナル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ更ニ一ヶ月

以內ノ延期證ヲ交付センコトヲ要ス

公許種痘醫カ右ノ如ク種痘延期ヲ爲シタル場合ニハ其延期證ノ寫ヲ種痘監督官ノ許ヘ回送センコトヲ要ス

種痘免除ノ事

十一、既ニ天然痘ニ罹リタル者ニハ第一號書式ニ從ツテ認メタル種痘不必要ノ證書ヲ交付センコトヲ要ス

右ノ如ク種痘不必要證書ヲ交付セントスル場合ニハ、公許種痘醫タランモノハ彼ノ雞痘ノ類ニアラス眞ニ天然痘ニ罹リタルコトヲ確カメサルヘカラス、即チ其皮膚面ニ深キ瘰癧ノ印セラレ居ルコト等ヲ確カメサルヘカラス、此際疑ハシキ點アラン場合ニハ種痘セシメサルヘカラス

種痘實行ニ關スル事

十二、種痘ハ最モ清潔ヲ主トシテ之ヲ行ハサルヘカラス

初メテ種痘ヲ施コスヘキ箇所ハ概シテ左腕上膊ノ表面ナランコトヲ要ス、而シテ痘苗ヲ移植スヘキ箇所ハ石鹼ト清水トニテ豫シメ善ク洗ハサルヘカラス、蓋シ其清水ト云ヘルハ一旦沸煮シテ後冷却セシメタルモノト知ルヘシ

一旦用ヒタル石鹼ハ右ト同様ナル水ニテ善ク其面ヲ洗ヒ、又タ一旦洗フタル皮膚ノ面ハ自然ニ乾カサ

十三、公許種痘醫ハ一ヶ所ニ數個ツ、ノ割合ニテ都合三ヶ所ニ種痘スヘキモノトス、但シ一箇所ハ方一
時ノ四分ノ一ヲ程度トシ其箇所ト箇所トノ距離ハ半時ノ割合ニナスヘキモノトス

十四、公許種痘醫ハ既ニ種痘ヲ終リタル後其種痘サレタルモノカ幼童ナラン場合ニハ其保護者、大人ナ
ランニハ本人自カラニ對シテ左ノ如キ注意ヲ與ヘンコトヲ要ス

曰ク種痘シタル箇所ハ其儘自然ニ乾カサシムヘク、全ク乾キ果ルマテ布片若クハ其他ノモノニテ摩擦
セサル様注意シ又二十四時間經過スルマテハ決シテ其部分ヲ洗フヘカラス

十五、公許種痘醫ハ種痘シタル幼童ノ保護者ニ對シテ左ノ如キ助言ヲ與ヘンコトヲ要ス、曰ク痘瘡ノ將
ニ吹き出テントスル場合ニハ其幼童ノ腕ニ就テ最深ク注意セサルヘカラス

兎ニ角局部ヲ清潔ニ保タンコトハ種々ノ困難弊害ヲ豫防スル最良法タリ、即チ種痘シタル局部ヲ日々
注意シテ善ク洗ヒ去リテ不潔ナラシムヘカラス、但シ之ヲ洗フヘキ水ハ一旦沸煮シテ冷却セシメタル
淨水ナランコトヲ要ス、又タ既ニ洗ヒ去リタル後白色ノ綿布若クハ麻布ヲ以テ其局部ヲ蔽ヒ置カンコ
トヲ要ス、而シテ此等ノ綿布等モ一旦熱湯ニ浸シテ後冷却セシメタルモノナルヘク、且ツ濕潤シ居
ランコトヲ要ス

十六、公許種痘醫ハ種痘シタル度毎ニ最モ注意ヲ密ニシテ其使用シタル針ヲ清潔ニナシ置カサルヘカラ

ス

十七、公許種痘醫ハ一旦痘苗管ヲ開キテ之ヲ用ヒタル場合、好シ其管中ニ殘餘アリト雖モ決シテ之ヲ翌
日ノ用ニ供スヘカラス其管ハ即日廢物トシテ之ヲ打チ棄テンコトヲ要ス

十八、公許種痘醫カ種痘シタル場合ニハ夫々規定スル所ニ從ツテ種痘證ニ記入セサルヘカラス、而シテ
今マ記入スヘキ事柄ノ概略ヲ舉レハ、其種痘サレタルモノ姓名、年齢、男女別ヨリ初回、再回若クハ幾回
目等ニ至ルマテ一々記入スルカ如キ是レナリ、而シテ種痘ノ即日ヲ記入シテ決シテ他日ニ延スヘカ
ラス

十九、斯クテ種痘後一週間經過シタランニハ公許種痘醫ハ自カラ行フタル各種痘ノ結果如何ヲ視察セサ
ルヘカラス、乃チ其結果トシテ善感幾類不善感幾類、等ヲ種痘證ノ相當欄ヘ記入センコトヲ要ス

二十、幼童ノ保護者若クハ本人自身カ特ニ指定サレタル時日内ニ、其種痘ノ結果如何ヲ證明センカ爲メ
ニ其幼童ヲ參會セシメス、若クハ本人自身ニ參會セサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ公許種
痘醫ハ其旨所轄ノ出生死亡登記所ヘ通報センコトヲ要ス、斯クテ同登記所ハ斯ル幼童若クハ大人ヲシ
テ其種痘ノ結果ヲ證明セシムヘキ必要ナル處分ヲ爲サ、ルヘカラス

種痘不善感

廿一、茲ニ一人アリ種痘セラレタルモ發生セサル場合アランカ、斯ル場合ニ於テハ更ニ新鮮ナル痘苗

ニテ他ノ腕ニ種痘センコトヲ要ス、然ルニ再種痘モ尙ホ且ツ不結果ナランカ、第三回ノ種痘ヲ爲スヘシ

斯クテモ尙ホ其結果不良ナランカ、此ニ至リテ初メテ公許種痘醫ハ種痘免除ノ證書ヲ交付スヘキモノトス

右ノ如ク公許種痘醫ヨリ種痘免除ノ證書ヲ交付シタル場合ニハ、直チニ其寫ヲ種痘監督官ノ許ヘ回送センコトヲ要ス

暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例

第一様式

第一項

種痘サレタル者ノ姓名.....

男女別.....

年齢.....

父ノ名.....

母ノ名.....

住所.....

何 號

第二項	種痘ノ日	發生シタル顆數
第一回ノ種痘		
第二回ノ種痘		
尙其後ノ種痘		

第三項 天然痘ニ罹リタルヲ以テ種痘ノ必要ナシ

暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例

公許種痘醫 調印

第一様式

種痘證

第一項

種痘サレタル者ノ姓名.....

男女別.....

何 號

年 齡.....
 父 ノ 名.....
 母 ノ 名.....
 住 所.....

第二項	種痘ノ日	發生シタル顆數
第一回ノ種痘		
第二回ノ種痘		
尙其後ノ種痘		

第三項 天然痘ニ罹リタルヲ以テ種痘ノ必要ナシ

暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例

公許種痘醫 調印

第一様式

(第一様式種痘證各臺帳ノ表紙ノ裏側ニ印刷シ置クヘキ事)

種痘證ニ記入スルノ際公許種痘醫ノ心得

- 第一、記入スル時ハ皆ナ「インキ」ヲ用フヘク決シテ鉛筆ヲ用フヘカラス
- 第二、第一項ハ何レノ場合ト雖モ必ラス記入セサルヘカラス
- 第三、種痘ヲ爲シテヘタラン場合ニハ直チニ種痘日ノ欄内ニ記入シ、而シテ第三項ヲ抹殺セヨ
- 第四、種痘後八日目ニ至リテ其結果如何ヲ視察シタラン場合ニハ、其視察シタル結果ヲ證書ノ相當欄ニ記入スヘク、而シテ其發生シタル顆數即チ一顆、二顆若クハ三顆ト云ヘルカ如キ數字ヲ記入シテ後種痘幼童ノ父母若クハ保護者ニ之ヲ交付スヘク、大人ナランニハ本人ニ交付センコトヲ要ス
- 第五、既ニ天然痘ニ罹リタルモノナラン場合ニハ、第二項ヲ抹殺シテ之ニ調印シタル上父母、保護者ニ交付スヘク若クハ大人ナランニハ本人ニ交付センコトヲ要ス

暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例

第二様式

.....地ニ於テ.....月ノ間執行シタル種痘月報

號 數……………月 日……………

予ハ今マ暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例第十條ノ規定ニ從ツテ……………ニ住居セル……………ノ(男)子……………ノ(女)子……………ノ種痘ヲ……………月日マテ延期スルモノナリ

公許種痘醫……………

注意 本書ノ寫ハ其月ノ末ニ至リテ種痘監督官ノ許ヘ回送セサルヘカラス

暹羅國二千四百五十六年制定ノ種痘條例

第三様式

種痘延期

號 數……………月 日……………

予ハ今マ暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例第十條ノ規定ニ從ツテ……………ニ住居セル……………ノ(男)子……………ノ(女)子……………ノ種痘ヲ……………月日マテ延期スルモノナリ

公許種痘醫……………

注意 本證書ハ幼童ノ兩親若クハ保護者ノ手ニ保有シ置カサルヘカラス、而シテ其延期滿了ニ際シテ幼童ト共ニ再ヒ種痘所ニ携ヘ來ラサルヘカラス

第四様式

種痘醫ニ下付セラルヘキ認許證

號 數……………
姓名……………
本 國……………
資 格(何等カノ資格ヲ有シタランニハ)……………
住 所……………
下付ノ年月日……………
備 考……………

暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例

第四様式

種痘醫ニ下付セラルヘキ認許證

認許證ノ號數……………

予ハ今マ暹羅國紀元二千四百五十六年制定ノ種痘條例第三條ノ規定ニ從ツテ……………ニ住居セル……………ヘ該法令ノ規定ニ基キテ暹羅國ニ於テ種痘醫トシテ營業シ得ヘキ認許證ヲ與フルモノナリ、但シ此認許證ハ他ノ者ニ讓與スルコトヲ得ス、且ツ此認許證ヲ所有スルモノハ總テ該條例ノ規定ヲ遵奉スヘキハ言フマテモナク、該法令ニ從ツテ編成サレタル附則ヲモ遵守セサルヘカラス

地方政務省大臣

暹羅國ニ於ル痘瘡、種痘及新種痘條例

暹羅國地方政務局醫務長官

カムプベル、ハキト氏述

暹羅國ニ於ル痘瘡

東方諸國ハ概シテ痘瘡ノ豫防法トシテ種痘法尙ホ未タ充分ニ行ハレ居ラサリシナリ、暹羅國ノ如キモ亦タ

是レ此等ノ諸國ト同一ニシテ種痘法尙ホ未タ充分ニ實行サレズ、從ツテ痘瘡ハ同國到ル所地方病トシテ發生セシムハアラス、而シテ時々流行性ノ症狀ヲ現ハシ來レリ、抑モ暹羅國ニ於テハ痘瘡ニ關シテ二様ノ名ヲ附シ居レリ、即チ其一ヲ『カイ、ダラ、ピット』ト云フ、甚タ有害ナル性質ノ熱病ト云ヘル義ナリ、今一ヲ『フヒキ、ダット』ト名ク、全身到ル所ニ沸煮ノ噴出物ヲ生スル疾病ト云ヘル義ナリトソ、蓋シ同國ニ始メテ痘瘡ノ浸入シタルハ果シテ何時ノ頃ニヤ之ヲ證スヘキ記録ナルモノアラサルナリ

暹羅國ノ首府ナルバンコックニ於テハ一定ノ時限ニ痘瘡ノ流行スルモノト思ハル、即チ毎三年若クハ毎四年ニ痘瘡流行シテ數ヶ月間ノ後終熄スルコト是レナリ

痘瘡ノ發生カ季節ニ關係アル事 同病ノ發生百分ノ三十八年ノ一月中ニ發生シ、同シク百分ノ十九八年ノ十二月中ニ發生セリ、蓋シバンコックニ於テハ一ケ年ノ中此等ノ二ヶ月カ寒冷最モ甚ハタシト云フ

痘瘡患者ノ死亡概數 此等ノ死亡數ノ精細ナルコトハ知ルコトヲ得スト雖モ、同所ニ設立サレタル傳染病院ノ觀察シタル所ニ據レハ、同患者三百七十九名ノ内死亡者二百一十一名ニ及ヘリ、即チ死亡比例五五・九%ニ當レリ

一千九百十一年ヨリ其翌十二年ニ跨レル痘瘡流行ノ際ハ其死亡者ノ總數三千三百六十八名ニ達シタリ、蓋シ其死亡比例ハ人口毎千ニ就テ四・三ニ當レリ、最近ノ調査(一千九百九年)ニ係ル人口五十四萬六百七十九名ナリシ

今マ左ニ掲クル所ノ表ハ前述セル死亡者ノ年齢別ヲ示セルモノナリ、蓋シ此表ニ據リテ考フルニバンコック府ノ人民ニハ尙ホ未タ充分ニ種痘法ノ行ハレ居ラサリシコトヲ證スルニ足ルヘシ

痘瘡患者死亡者ノ年齢別

年 別 齡	男 女 別		總 計	比 例 數
	男	女		
三ヶ月以内	三四	三二	六六	二・七
一歳マデ	二七七	二九三	五七〇	二四・〇
一歳ヨリ 五歳マデ	三六七	三四九	七一六	三〇・二
五歳ヨリ 十歳マデ	一一〇	一二五	二四五	一〇・三
十歳ヨリ 廿歳マデ	二二二	一三二	三五四	一五・〇
廿歳ヨリ 卅歳マデ	一四二	六四	二〇六	八・七
卅歳ヨリ 卅五歳マデ	一二五	四八	一七三	七・三
卅五歳ヨリ 四十五歳マデ	二〇	六	二六	一・〇
四十五歳ヨリ 五十五歳マデ	六	一	七	〇・三
五十五歳ヨリ 七十五歳マデ	一	一	二	〇・一
不明	三	一	四	〇・五
	一、三一六	一、〇五二	二、三六八	

右ノ表ニ由リテ之ヲ觀レハ此等ノ死亡者ノ四分ノ一ハ一歳未滿ノ幼兒ナリ、而シテ十歳未滿ノ者ノ死亡數ハ六七・二%ニ當レリ、是レバンコック府ニ於テ種痘法充分ニ行ハレ居ラサルヲ證スルニ足ルヘキナリ

暹羅國ニ於ル痘瘡豫防如何 種痘ハ暹羅國人ニ歡迎サレ居レリ、抑モ種痘法ノ始メテ此國ニ入りシハ一千八百四十年一月ナリシカ、其以來之ニ對シテ左マテノ反對論ヲ唱ヘタルモノアラサリシナリ、種痘官吏カ何時如何ナル所ニ出張スルモ到ル所自カラ好シテ來ルカ或ハ其子弟ヲシテ種痘セシムルニ躊躇スルコトナキナリ、暹羅國內地ニ於テハ痘苗ノ之レナキ場合アルモ尙ホ且ツ自由ニ種痘行ハレ居レリ

暹羅國へ始メテ接種法ヲ齎ラシ來リ其後種痘ノ行ハル、ヤウニ之ヲ導キタルハ米國宣教師ノ賜モノナリト云フ

暹羅國ニ於ル痘苗接種ノ事 接種法ト種痘法トノ二件ニ關スル來歴ハ頗フル興味アルコト、思ハル、ナリ

請フ此事ニ就テ聊カ述ル所アラントス、今マ予ハ之ヲ述ルノ便利法トシテ故ドクトル、ブラッドレー氏ノ言ヲ引用セント欲ス、蓋シ氏ハ此等ノ種痘法ヲ此國ニ齎ラシ來ルニ就テ大ニ盡力シタル一人ニシテ、世人ニ能ク知ラレタル米國宣教師ナルカ、氏ハ又『バンコック府史』ノ編者ニシテ一千八百六十五年ノ發兌ニ係ル『バンコック府史』中ニ「種痘法」ノ事ヲ掲載シタリ、今マ其大要ヲ舉クレハ左ノ如シ

『曾テ暹羅國人ノ心中ニ非常ナル覺醒ノ氣ヲ呼ビ起セシコトアリ、痘瘡ノ害毒甚ハタシキヲ見テ何トカシテ之ヲ輕減セシムヘキ手段ハナキカトノ注意ヲ喚起シタルコト是レナリ、實ニ是レ紀元一千八百三十八

年ノ末ツ方ナリシ、蓋シ此年ニ於ケル痘瘡ノ害毒ノ甚ハタシキ其蔓延ノ廣キ未タ曾テアラサリシナリ、是レヨリ先キ四年間毎年宣教師等ハ種痘ヲ行ハシメントテ大ニ力ヲ盡ス所アリシモ更ニ其甲斐ナカリシナリ、然ルニ前述セルカ如ク痘瘡ノ流行極メテ甚ハタシクシテ、最早到ル所何レノ家族モ其襲來ヲ防禦スルノ手段殆ント之レナキニ至レリ、此ニ於テカ同國人ハ種痘ヲ施シテ其子弟ノ生命ヲ助ケンコト恰カモ天帝ヨリ命セラレタル如ク感シタリ、斯ク感シタルヨリ試ミニ種痘ヲナセシニ、好シ痘瘡ニ罹ルモ一タヒ種痘シタルモノハ如何ニモ輕症ナルコトヲ實見シタリ、此事前暹羅國王ノ叡聞ニ達シタルニソ、國王ハ王室附ノ醫師一團體ヲシテ宣教師ノ醫師ニ就キ其事實ヲ調査シ、其調査ノ結果ヲ復命セシムルコトトセリ、抑モ新教々會ノ尙ホ初期中ニアリテ斯ル國王ヨリ斯ル調査委員ノ來訪ヲ受ケンコトハ、最モ珍ラシキコトニシテ人ノ耳目ヲ惹クヘキ事柄ト謂フヘキナリ、暹羅國王ノ如キ峻嚴ナル國王ヨリ斯ル調査ヲ命セラレタル臣下ノ責任ノ重大ナルハ論ナキナリ

恰カモ此時ニ際シテバンコック府ノ或ル出版會社ヨリ一小冊子ノ發兌セラル、コトアリタリ、此小冊子ハ暹羅國語ヲ以テ編纂サレタルモノニシテ、其内容ハ主トシテ種痘ノ益アルコトヲ解ケリ、殊ニ目今ノ如キ痘瘡其猖獗ヲ逞フスルノ場合ニ於テハ種痘ノ益アリテ害ナキコトヲ證明セリ、既ニシテ此冊子國王ノ御手元ニ達シ、其他王族、貴族及平民等ニ至ルマテ熱心ニ之ヲ愛讀スルコト、ナレリ、幾干モナク國王ヨリ命セラレテ王室附ノ醫師十名乃至十二名カ毎日宣教師ノ醫師ノ許ニ來リテ種痘法ノ練習ヲ受ケ、

終ニ皇室ニ於テ此等ノ醫員カ自カラ種痘ヲ爲シ得ヘキ準備ヲ爲スニ至レリ、斯クテ此等ノ醫員ハ僅カニ數日ニシテ種痘術ヲ善ク練習シテハタレハ、頓テ皇室ニ於テ曾テ斯ル豫防法ヲ施コサレタルコトナキモノニ種痘シ、其他王子等ノ宮殿内及華族等ノ家庭、政府ノ官吏ハ府ノ内外ヲ問ハス皆ナ種痘ヲ爲サシメタリ、王室ニ於テ既ニ斯ル實例ヲ示サレタレハ同國土着ノ醫師モ之カ爲メニ獎勵サレテ種痘法ヲ研究スルコト、ナリ、サテコソ暹羅國ノ各地方ニ同一ノ趨勢ヲ示セリ

斯クテ一千八百三十九年ノ初メヨリ同年四月ニ至ルマテハ同國土着ノ醫師殆ント全部ノミナラス、人民中上流社會ノ大半ハ全ク種痘ノ爲メニ忙殺サレタリ、蓋シ此期間中ニ果シテ幾千人種痘サレタリシヤハ計上スルコト能ハサルナリ、且ツ種痘シタルモノニシテ危篤ノ痘瘡ニ罹リタルモノハ、五百名ノ内僅カニ一人位ニシテ其レ以上ハ之レナキナリ、是レ實ニ著シキ事實ナラスヤ、但シ夏季炎熱ノ候ニ際シテハ成績不良ナルヲ以テ中止シタリ

斯クテ國王ハ種痘ノ最モ有効ナルヲ深ク嘉ミシ給ヒ是レマテ此事ニ就テ盡力シタルモノニ對シテ夫々賞金ヲ下シ給ヘリ、即チ王室附ノ醫員ニシテ盡力シタルモノニ對シテ銀貨四百「チカル」(一「チカル」ハ米貨六十仙ニ當ル)乃至八百「チカル」ヲ下賜セラレ、宣教師ノ醫師ハ二百四十「チカル」ヲ下賜セラレタリ

均シク是レ種痘ノ名アルモ自カラ二様ノ別アリ、牛痘接種ト痘漿接種トノ別是レナリ、即チ前者ハ普通

ノ痘苗ヲ移植スルモノニシテ後者ハ痘瘡患者ノ痘漿ヲ採リ來リテ之ヲ他ニ移植スルモノナリ、而シテ痘漿接種ノ方充分ニ成功セリト一般ニ信用サレ、古來ノ舊習ヨリ覺醒シテ種痘ノ必要ヲ感シタルモノカ、種痘法トシテハ痘漿接種ノ外他ニ良法ナク、痘瘡ヲ豫防スルニハ牛痘接種ヨリ大ニ優レル所アリト思惟スルニ至レリ、此ニ於テハ牛痘接種ノ實行自カラ妨害セラル、コト、ナレリ

然レトモ痘漿接種尙ホ是レ危険ナクンハアラス、牛痘接種ノ方流行スルノ時期到來センカ、是レ安全ナル豫防法ナルカ故ニ痘漿接種法ハ自カラ其跡ヲ絶ツニ至ラン

○暹羅國ニ於ル牛痘接種法

既ニ前述シタルカ如ク暹羅國ニ牛痘接種法ノ行ハレ來リシハ、痘漿接種法ニ先タツコト數年ナリシハ亦タ疑フヘキ所ニアラス、然レトモ米國ノ宣教師カ北米合衆國ボストン府ヨリ喜望峰ヲ經由シテ始メテ有効ナル牛痘製ノ痘苗ヲ暹羅國ヘ齎ラシ來リタルハ、實ニ是レ一千八百四十年一月中旬ノ事ニ係レルモノナリ、既ニ斯ク痘苗ノ暹羅國ニ到着セシヨリ茲ニ一大困難ノ生シタルアリ、他ニアラス種痘ヲ望ムモノ是レナキノ一事ナリシ、然レトモ幸ヒニシテ當時暹羅國ノ總理大臣ソンデ、ランケ、エイ氏ノ此事ニ就テ盡力セラレ終ニ七十五名ノ幼童ヲ選定シテ之ヲ提供シ宣教師等ノ任意ニ種痘セシムルコト、ナシタリ、斯クテ總計四百五十本ノ痘苗ヲ移植シタルニ第六日ニ至リテ善感セシモノ三個若クハ四個アルコトヲ見出シタリ、斯クノ如キ有様ニテ種痘ノ範圍擴張セラレ其人員百名以上ニ達シタリ、然ルニ三ヶ月目ノ末ニ至リテ痘苗

其効力ヲ失フテ亦タ如何トモスルコト能ハス

既ニシテ一千八百四十四年八月ニ至リテ大ニ其衰勢ヲ挽回シ來レリ、是レ他ナシ合衆國ボストン府ヨリ蜂ノ蜜蠟中ニ包ンテ若干ノ痘苗ヲ送致シ來リタレハナリ、斯クテ非常ノ勢力ヲ以テ種痘ヲ實行シ殆ント爾來十ヶ月ノ期間ニ於テ之ヲ受クルモノ三千人ノ多キニ達シタリ、然レトモ新鮮ナル痘苗ノ缺乏ヲ告ケタルヨリ中止スルノ止ムヲ得サルニ至レリ

後一ケ年若クハヨリ以上ノ時月ヲ經過シテ再ヒ其頹勢ヲ恢復シ來レリ、是レ即チ前同様米國ノ知己朋友ノ盡力ノ然ラシムル所ニ因ル、斯クノ如キ次第ニテ來レハ用ヒ盡シ用ヒ盡セハ復タ來ルト云フ有様ナルカ、其間隔一ケ年乃至二ケ年ニシテ終始一貫スルコト能ハサリシカ、終ニドクトル、カムプベルナルモノ來テヨリ五ケ年乃至六ケ年間殆ント其身ヲ此種痘ノ事ニ委ネテ大ニ力ヲ盡シタルヲ以テ、此事業著シク進步發達シタリ、乃チ當今ニ至リテハ殆ント常ニ妨ケナク獨リバンコック府ニ居住セル歐米人ノミナラス、一般ノ暹羅國人ニモ種痘ヲ施コシ得ヘキコト、ナレリ、既ニ斯ル有様ニテ暹羅國人ノ内ニモ種痘ニ信用ヲ置キ且ツ其必要ヲ感スルモノ一週ハ一週ヨリ益々多キヲ加フルコト、ナレリ

斯クテ一千九百四年ニ至リテ始メテ暹羅國政府ハ左記ノ如キ事業ヲ起シタリ曰クバンコック府シ、カック、フヤ、シリニ於テ痘苗製造所ヲ建設シテ廣ク公衆一般ニ之ヲ分配セント欲スル計畫是レナリ、蓋シ此製造所ハ犢牛ヲ利用シテ痘苗ヲ製造スルモノト知ルヘシ、斯クテ後幾干モナク尙ホ一層便利ナル箇所ヲ要スル

コト、ナリ、終ニラプトムヲ選定シテ痘苗及血清ノ製造所トナシ一千九百六年八月ヨリ之カ事業ヲ開始シタリ、後一千九百十二年ニ至テ此痘苗製造所ハ他ノ牛乳製造所ト合同スルコト、ナリタリ、蓋シ此牛乳製造所ト云ヘルハドクトル、マナウド及ドクトル、ロバート兩氏ノ直轄ノ下ニアリテ其業ヲ營ミ居レルモノニシテ、此兩氏ハ共ニ是レ佛國巴里ニ於テ牛乳製造業ヲ練習シタルモノニシテ其道ノ老練家ナリト云フ、開ハ兎ニ角創業以來七ケ年間ニ於テ公衆一般ニ痘苗ヲ供給シタル高ハ百八十九萬五千九百九十六打ノ多キニ達シタリ、然ルニ暹羅國人ノ幼兒ニシテ尙ホ痘瘡ニ罹ルモノ多キハ實ニ遺憾ナリト謂フヘシ、現今民間ノ有志家ニシテ種痘ニ從事スルモノ甚ハタ少ナクシテ、此方面ニテ痘瘡豫防ノ實効ヲ見ンコトハ到底望ミ得ヘカラサルナリ、然レトモ種痘ヲ強制的ニ實行セシムヘキ法律ノ制定セラル、ニ先ンシテ之ヲ豫防スルニ就テ相當ナル手段方法ノ行ハレタルハ疑フヘカラサル事實ナリ

第一ノ手段トシテ痘苗製造所ヲ設立シタルモ其成績ニ至リテハ前述セルカ如ク餘リニ良好ナラサリシナリ

第二ノ手段ハ多數ノ種痘家ヲ養成セント計畫シタルコト是レナリ、即チ壯少者ニシテ過去數年間痘瘡ニ關スル事、種痘ノ方法及効果ニ關シテ教習サレタルモノ少ナカラサリシナリ、斯クテ此等ノ講習生ハ予自カラ若クハ予ノ代理者ノ手ニテ一々試験ヲ行ヒタル結果、學識經驗共ニ充分合格シタルモノ、ミニ限リテ修業證書ヲ附與シタリ、尙ホ此外吾人ノ衛生視察官モ亦タ是レ種痘術ヲ練習シタリ

第三ノ手段ハ一般ノ民衆ヲシテ毎年一定ノ期間ニ種痘セシムヘキ習慣ヲ養成セントスルコト是レナリ、乃チバンコックニ於テ之カ實行ノ端緒ヲ發キタルハ今ヨリ七ケ年前ノ事ニ係レリ、當時地方衛生局ノ手ニテ數ヶ所ニ臨時種痘所ヲ設立シタリ即チバンコック府中ノ病院、寺院及警察署等ニ設置シタルモノ是ナリ、而シテ此等ノ箇所ニ於テ如何ナル時季ニ種痘シタルヤト云フニ、最モ寒冷ナル時季ニ限リテ之ヲ行フコトトシタリ、蓋シ暹羅國ニ於テハ斯ル時季カ種痘ヲ行フニ最モ適當シタル時季ト思惟セラレタレハナリ、而シテ先ツ第一ノ時季ニ際シテ種痘サレタル人員ハ三千六百二十名ナリシカ、其レヨリ以後獨リバンコック府内ノミナラス、府外ノ各地方ニ於テモ隨意ノ種痘ヲ行ハシムルコト、セリ、斯クノ如キ有様ニテ過去七ケ年間ニ於テ地方衛生局ノ官吏ノ手ノミニテ行ハレタル種痘ノ全數ハ八萬九百三十四件ノ多キニ達シタリ右ニ述ヘタル外暹羅國ノ他ノ方面ニ於ル種痘ノ有様如何ト云フニ、内務大臣ノ管轄ノ下ニアリテ最モ大ナル規模ニテ行ハレタリシナリ、即チ特別ナル種痘團體カ組織セラレテ過去十二ケ月間内地到ル所ニ於テ最モ大仕掛ニ行ハレタリシナリ、斯ク計畫ノ洪大ナルハ畢竟スルニ國王陛下ヨリ多額ノ御手元金御下賜ニ相成リ大ニ種痘ヲ御獎勵遊ハサレタルニ因レリ

斯クテ此年ノ四月十三日ヲ以テ終末トセル十二月間ニ於テ、右特別ナル種痘團體ノ手ニテ種痘ヲ行フタルハ三十萬四千九百三十八件ノ多キニ達シタリ、乃チ當代ノ有様ヨリ之ヲ考フルニ暹羅國ノ人口ノ大部分ニハ痘瘡ニ對スル保護法ノ善ク行ハレタルモノト謂フヘキナリ、曾テ種痘杯ノ事ヲ耳ニシタルコトナキ暹

羅國內地ノ邊境ニ住居スル人民スラ、最早今日ニ至リテハ種痘ノ効果最モ著シキヲ知了スルニ至レリ、即チ一旦種痘シタル後此等ノ地方ニ痘瘡ノ流行スル場合ニ當リテ種痘ノ實効最モ著シキコトヲ知得シタルコト是レナリ、既ニ斯ル有様ニテ此等ノ地方ニ種痘官吏ノ出張シテ種痘ヲ行フノ事實ヲ親シク目撃スルヨリ自カラ之ヲ歡迎スルコト、ナレリ、此ニ於テカ久シク吾人ノ唱道シ來リタル最後ノ手段即チ強制的種痘實行條例ナルモノヲ制定センモ其實行上左マデ困難ナカルヘキナリ

一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
一千九百十四年制定ノ種痘ニ關スル法令

一千九百十四年二月十九日ヲ以テ暹羅國王ハ種痘ニ關スル法令ヲ御裁可アラセラレタリ、蓋シ此法令ハ當初地方衛生局カバンコック地方ニ適用セシムル意見ニテ制定シタルモノナリシカ、後内務大臣フラ、ダムロング氏ノ修正ヲ加フル所トナリテ、獨リバンコック地方ノミナラス暹羅國全般ニ適用スルコト、ナレリ

今マ右法律ノ重モナル點ニ就テ聊カ述ル所アラント欲ス、サテ本來此法律ノ精神ノ存スル所如何ト云フニ、現ニ此暹羅王國中ニ住居スルモノ若クハ他ヨリ入り來ルモノヲシテ痘瘡ニ罹ラサル豫防スルニアリ、故ニ此法律ニシテ實行セラル、ト均シク從來有効的ニ種痘セサリシモノハ何人ヲ問ハス必ラス種痘セサルヘカラス、但シ其男子タルト女子タルトヲ論セス既ニ天然痘ニ罹リタルコトアルカ、若クハ好シ好結果ヲ奏セサリシモ是レマテ數々種痘シタルコトアリトノ充分ナル證明アル場合ハ此限ニアラス、而シテ此證

明ト云ヘルハ相當ノ資格ヲ有スル種痘官吏ノ手ヨリ交付サレタル證明書ニシテ爾カノノモノニ相違ナキ旨ヲ保證シタルモノ是レナリ

生後一ケ月以上ノ幼兒ヲ有スル各父母若クハ斯ル幼兒ノ後見人タランモノハ、成ルヘク速カニ其幼兒ヲシテ種痘セシメサルヘカラス、但シ生後幾ケ月ト云ヘルカ如キ判然タル時期ハ法律上定メラレタル所之ナキナリ、即チ生後三ケ月、六ケ月若クハ十二ケ月ト云ヘルカ如キ期間内ニ必ラス種痘セシメサルヘカラストノ規定ハ之ナキナリ、蓋シ法律上斯ク期間ヲ一定シ置カサルハ各地方ノ狀況ノ然ラシメタルモノニ外ナラス地方々々ノ狀況ニ從テ種痘ノ場所ト時日ヲ定ムルカ如キ事ハ種痘監督者ノ手ニ一任セラレタリ、暹羅國ニ於テ種痘ノ一般ニ行ハル、ハ年ノ内寒冷ナル時候ヲ居多ナリトス、斯ク寒冷ナル季候ヲ擇ンテ種痘ヲ開始スルハ果シテ何ニ原因スルカト云フニ、斯クノ如クセサレハ遠隔ノ地ニ痘苗ヲ輸送スル場合途中腐敗シテ其用ヲ爲サ、ルノ恐れアレハナリ、然レトモ今日ニ於テハ鐵道交通ノ便大ニ開ケ、且ツ痘苗ノ如キモ氷用冷蔵ノ方法ヲ用ヒテ如何ナル遠隔ノ地ニモ無難ニ達シ得ヘキカ故ニ、最早種痘スルニ時期ヲ制限スルノ必要ナカルヘキナリ

此種痘條例中尙ホ其他ニ重要ナル箇條ノアルアリ、曰ク一旦種痘ヲ施コサレタル幼童ハ第八日ニ再ヒ來リテ其成績如何ヲ種痘醫ニ示サ、ルヘカラス、斯ク再ヒ來リタル時ニ必要ト認メタラン場合ニ再種痘ヲ爲スコトアルヘク、其他善感等ノ證書ヲ下付スルコト、セリ

吾人ハ早晚左記ノ如キ規定ノ設ケラレンコトヲ望ムモノナリ、曰ク苟クモ幼童ニシテ種痘済ノ證書ヲ有スルカ若クハ痘瘡免疫ノ實證アルニアラスンハ、如何ナル學校ヘモ入學スルコトヲ許サスト

又タ本條例中第九條ニ左記ノ如キ規定アリ、是レ亦タ重要ナル箇條中ノ一タリ、曰ク當局大臣ハ或ル格段ナル時期ニ際シテ一地方ノ人民全部ニ種痘若クハ再種痘ヲ爲サシムヘキ公文ヲ發スルノ權能ヲ有スルモノトス、但シ斯ル公文ヲ發スルハ其地方ニ痘瘡流行ノ徵候アル場合ニ限ルヘキモノトス、此條例中再種痘ヲ爲スニ就テノ年齢如何ハ規定シアラサルナリ、然レトモ最初ノ種痘以後九ケ年ハ強制的ニ再種痘ヲ爲サシムヘキ規定ヲ本條例中ニ加ヘラレンコトヲ吾人ハ希望スルモノナリ

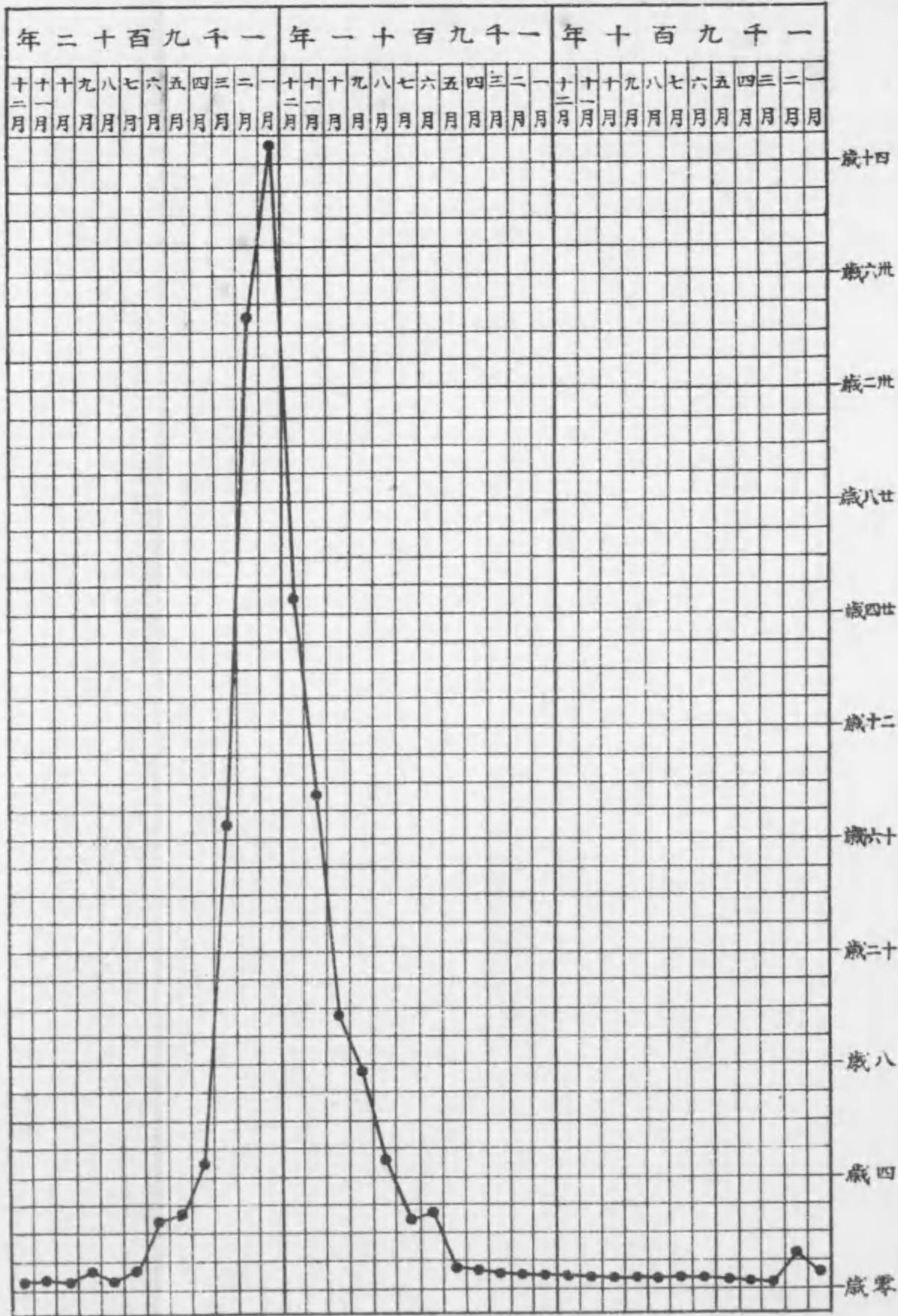
幼童カ何等カノ疾病ニ罹リ居ル場合ニハ種痘ヲ見合スヘキ規定ノ本條中ニアルアリ、是レ亦タ重要ナル規定ト謂ツヘシ

種痘監督官ヨリ指定シタル時日及場所ニ於テ種痘ヲ行フタル場合ニハ種痘料ヲ要セス、然レトモ或ル一個人ヨリ種痘掛官ノ許ヘ出願ノ上其居宅ニ於テ之ヲ行フタル場合アラシカ、斯ル場合ニ於テハ好シ政府ヨリ命セラレタル種痘掛官ト雖モ、之ニ對シテ相當ノ種痘料ヲ支拂ハンコトヲ要ス、但シ其料金率ハ當局大臣ノ定メタル所ニ從フヘキモノトス、此外私營開業醫ニシテ種痘ヲ爲サントスル場合ニハ、其時日ト場所トハ任意ニシテ妨ケナク其種痘料ハ徵收シテ苦シカラサルモノトス

公許種痘醫タラント欲スルモノハ本條例中第十一條ノ規定スル所ニ從ツテ規定ノ認許證ヲ受ケサルヘカラ

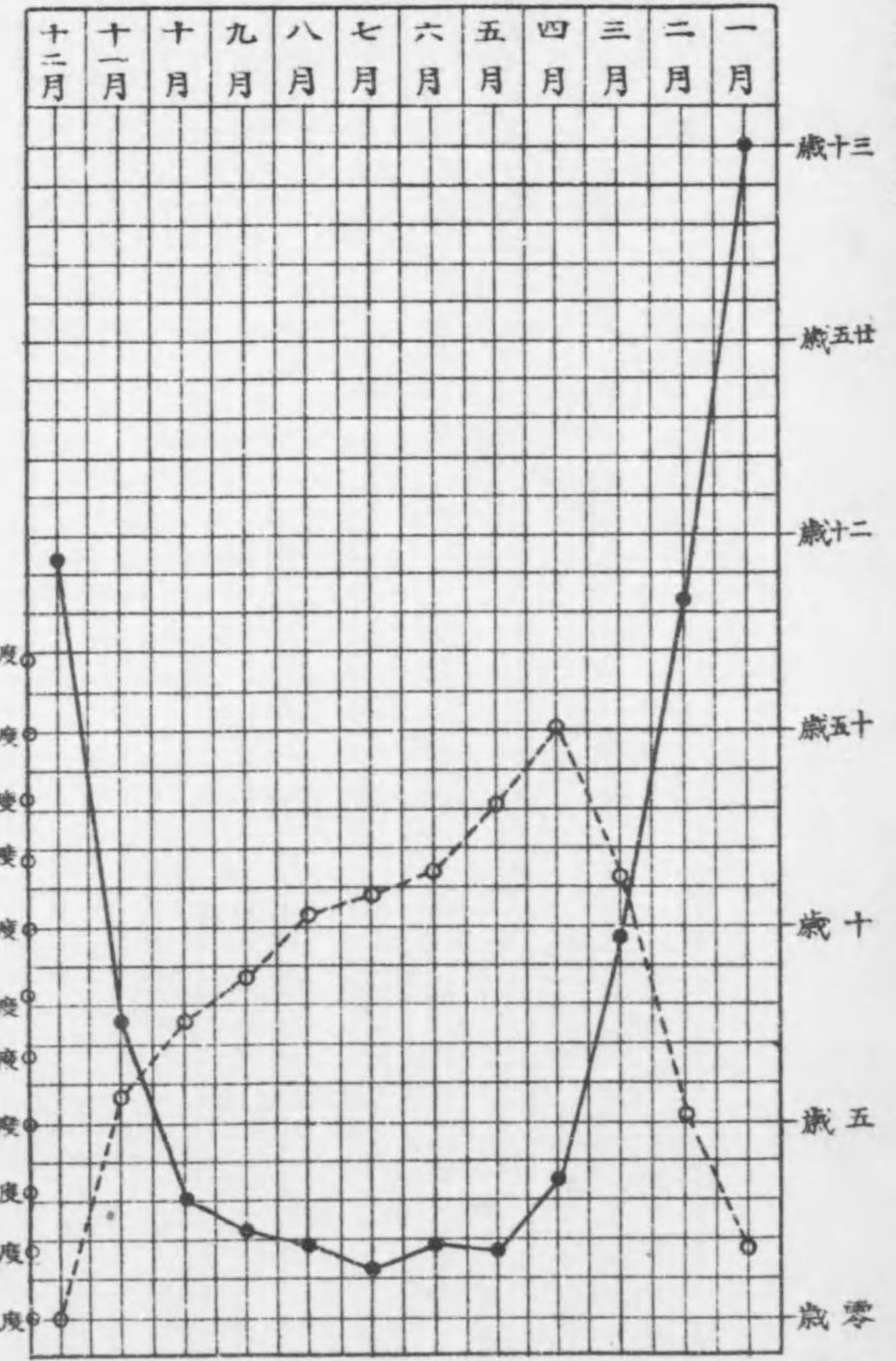
第一圖解

ドクトル、ハキト氏ノ考案ニ成ゼル暹羅國ニ於ル痘瘡、種痘及新種痘條例ノ圖解



右はバンコック府ニ於テ三ケ年間月々各種ノ疾病ニ罹リテ死亡シタル全數ニ對シテ痘瘡患者ノ月別死亡比例を示したるものなり

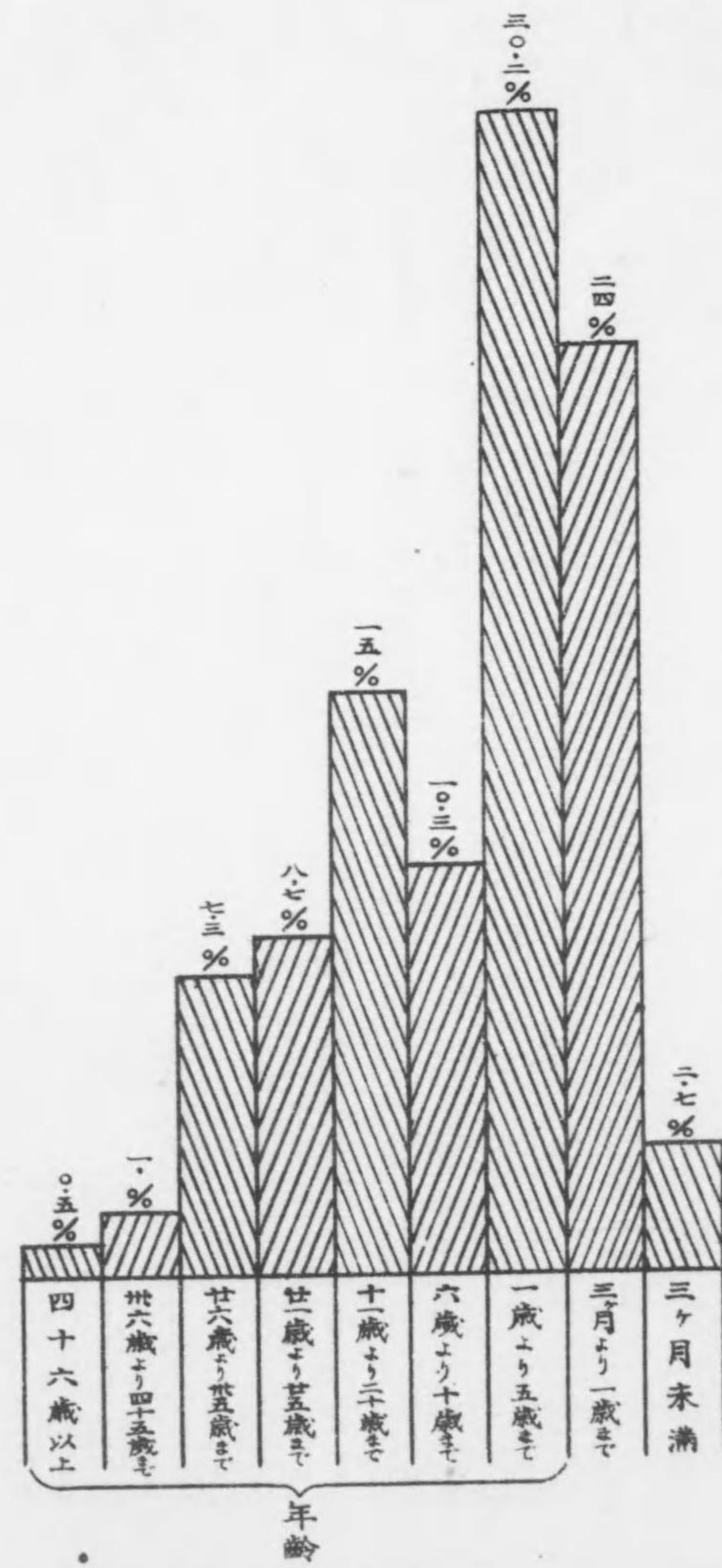
第二圖解 同上



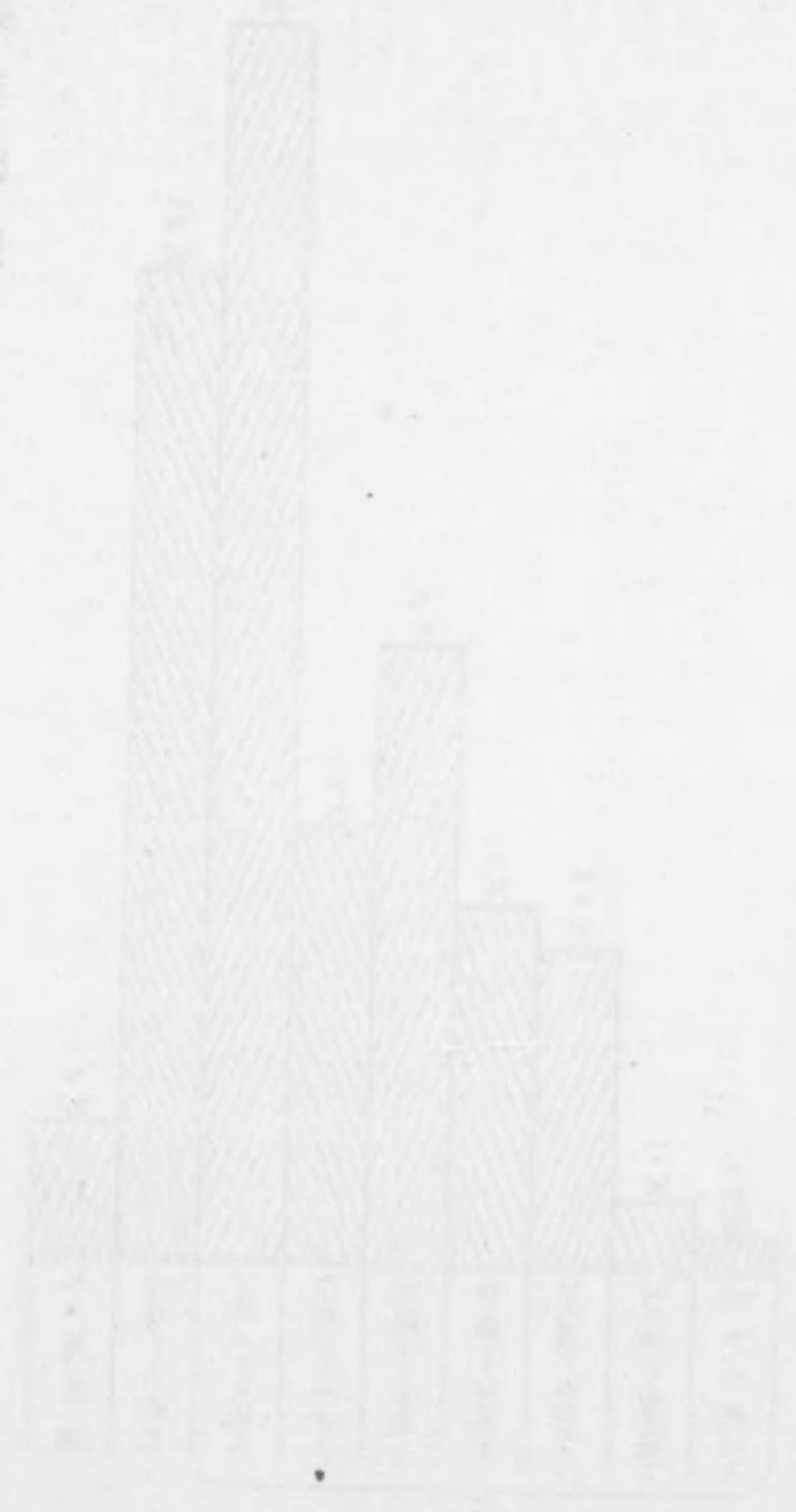
右の内平線は三ヶ年間にバンコック府に於て死亡全數二五九四に對し痘瘡患者の月別死亡百分比例を示したるものなり
 又た点線はバンコック府に於る華氏気温の平均度を示したるものと知るべし

第三圖解

同上



各年齢別に於て瘧疾患者の死亡割合



ス、否ラスンハ公許種痘醫タルコトヲ得ス、是レ公衆一般ヲ保護スル上ニ於テ必要ナレハナリ、又タ此等ノ種痘醫ノ用フル痘苗モ當局大臣ノ是認シタルモノニ限ルモノトス
痘瘡患者ヨリ其毒素ヲ採リテ之ヲ他ニ移植スルハ甚ハタ危険ニシテ、斯ル行動アルモノハ犯罪者トシテ重キ罰金ニ處セラル、モノトス
終末ニ臨ンテ一言セン、曰ク本條例ニ對シテ異論ヲ立テタルモノハ更ニ之レナカリシナリ

十二指腸蟲病根絶法 (ロックフヘーラー氏衛生委員會ノ研究ニ係ル)

序 論

ロックフヘーラー氏衛生委員會ハ外國ニ於テ發生シタル十二指腸蟲病ニ關スル報告ヲ集收センコトヲ企テ
タリ、同委員會ハ斯ル報告ヲ得ンカ爲メニ夫々依頼狀ヲ發シタルカ、其依頼狀中ニ於ル調査事項ノ重モナ
ルモノハ

- 一、其國內ニ於テ此疾病ノ發生シタルコトアルヤナキヤ
 - 二、其國內ニ此疾病ノ發生シタル場合其感染ノ徑路地理的ナルヤ如何
 - 三、此疾病感染ノ度合如何ノ概算ヲ示ス事
 - 四、其感染ハ地ノ表面ノミニ止マリシカ、若クハ礦坑ニマテ及ヒシカ
 - 五、私立團體若クハ公立團體ニテ此疾病ノ根絶或ハ輕減ニ力ヲ盡シツ、アルヤ如何
- 等はレナリ、而シテ此依頼狀ハ前軍醫總監ウキマン氏ノ斡旋ニ依リ國務省ヲ經由シ公文調査事項トシテ諸
外國駐在亞米利加公使ノ許ハ送付セラレタリ、既ニシテ此等諸外國ノ醫師及衛生局等ヨリ數多ノ報告ニ接
シ、且ツ此等ノ報告ニ加フルニ合衆國陸軍々醫總監ノ所轄ナル文庫内ニ於テ調査シタル事實ヲ以テセリ、
即チ同文庫十二指腸蟲病ニ關係セル書籍ヲ涉獵シテ適當ナル事實ヲ取り以テ右ノ報告ニ追加シタリ、今マ

此等ノ報告ニ就テ略叙セント欲ス、蓋シ此疾病感染ノ徑路ニシテ地勢地理ニ關係セル有様ハ、卷末ニ附シ
タル第一圖ヨリ第六圖マテニテ自カラ明カナルヘシ
讀者諸君請フ此等ノ圖解ヲ一覽セヨ、格段ナル注意ヲ呼ヒ起スニ足ラン

イ、感染ノ區域 今マ十二指腸蟲病ノ感染區域果シテ如何ト云フニ、北緯三十六度ヨリ南緯三十度ニ
亘レリ、即チ地球ノ緯度六十六度内ニ布在セル國々ハ皆ナ是レ實際此疾病ニ感染シタルモノト謂ツ
ヘキナリ

當委員會ノ許ヘ報告シ來リタル諸外國中此疾病ニ感染シタルハ五十四箇國ナリシカ、内威爾斯、日
耳曼、ネゼルランド、白耳義、佛蘭西、西班牙ノ六箇國ハ此疾病ニ感染シタルモノ、全クカ若クハ重
モニ礦山業ニ從事セルモノニ限ラレタリ、好シ其他ノ部分ニ感染シタリトスルモ僅カニ小區域ニ過
キサルナリ、而シテ此疾病カ國內一般ニ廣ク蔓延シタルハ右ニ掲ケタル數十箇國中如何ニ少ナク見
積ルモ四十六箇國アルヘキナリ、試ミニ本書ノ末尾ニ掲ケタル表ヲ見ヨ此等四十六箇國ノ土地ヲ積
算スレハ概ネ一千四百四十六萬四千五百五十八方哩アリ、又其人口ヲ積算スレハ概ネ九億一千九百八
十五萬八千二百四十三人アリ、尙之ニ加フルニ我合衆國十一州ノ土地ノ合計五十一萬百四十九方哩
ト人口ノ合算二千七十八萬五千七百七十七人トヲ以テセンカ、此總人口ハ九億四千人トナルヘキナ
リ、即チ地球上ノ總人口概ネ十六億人アリ内九億四千人ハ十二指腸蟲病ノ流行セル國ニ棲息セルモ

ロ、感染ノ度合如何 此疾病ノ最モ猖獗ヲ極ムル國ハ決シテ少ナカラサルナリ、一千九百四年ポルト
 リコーニ於テ労働社會ノ此疾病ニ感染シタルモノ毎百人ニ就テ九十人ノ割合ナリシト算セラル、予
 親シク同島ノ有様ヲ觀察シタルニ斯ル算出ノ決シテ過大ナラザリシコトヲ知レリ、此外報告書ノ第
 六卷ニハ左ノ如キ事實ヲ記載セリ、曰クコロンビアノ全人口ハ水平面ト水平面ヲ抜クコト三千呎ノ
 地上ニ棲息シ居レルカ、此等ノ人民ニシテ此疾病ニ感染シタルモノハ九十%ニ當レリ、即チ同地方ノ
 人口五百萬中ノ最大多數ハ此疾病ニ感染シタルモノト謂ツヘキナリ。英領ギユキアノ全人口中
 ニ感染シタルハ五十%ニ當レリ、但シ砂糖製造地方ノ労働者ニアリテハ其感染比例一層増加シ居タ
 ルナリ。蘭領ギユキアナニ於テ農事ニ從ヘル者ノ中ニテハ同ク九〇%ニ當レリ。佛領ギユキアナニ於
 テ一千回ノ顯微鏡的検査ヲ行ヒシニ地方人民中ニテハ三五%、兵士中ニテハ五〇%、囚人中ニテハ五
 〇%乃至八八%ニ當レリ。埃及ニ於テハ概ネ労働者中ニ五〇%、ナタルニ於テ砂糖及茶製造ニ從事ス
 ル苦力中ニ五〇% (土人及歐洲人中ニモ此疾病蔓延シ居レリ)ヲ示セリ。錫倫ノ農作地方ニ於テハ九
 〇%ノ高度ニ達シ。印度ノ人口三億中労働者毎百人ニ就テ此疾病ニ感染スルモノ六〇%乃至八〇%
 ニ當レリ。馬來諸州中護謨製造地方ニ於テハ四七%乃至七四%ニ當レリ。支那帝國中南部ノ農作地方
 ニ於テハ七〇%乃至七六%ニ當レリ。米領サマアノ全人口中此疾病ニ感染スルモノ七〇%ニ當レリ

ハ、此疾病ヨリ生スル經濟上ノ損失 此疾病ヨリ生スル經濟上ノ損失ハ實ニ莫大ナリト云ハサルヘカ
 ラス、例之ニポルト、リコウニ於テ體力强壯ナル珈琲採取者ハ毎日珈琲ヲ採取スルコト五百「ミー
 ジュアー」(量目ノ名稱)乃至六百「ミージュアー」ナリシモ一旦此十二指腸蟲病ニ罹リテ貧血トナ
 リタランカ、一日ニ採取スル所ノ珈琲ハ百「ミージュアー」乃至二百五十「ミージュアー」ニ過キサ
 ルヘシ、ポルト、リコウニ於テ數多ノ地所ヲ管理セル某々等ヨリ予ノ許ヘ通知シ吳レタル事實ニ曰、
 此疾病カ農耕ニ從事スル者ノ勞力ヲ減少スルコト、平均其勞力ノ三五%乃至五〇%ニ當レリト、
 ドクトル、ウキリアム、エム、マクドナルド氏ノ報告ニ曰ク「此疾病ナルモノハアシチギユア人ノ生命
 ト勢力トヲ奪取スルモノ」ナリト、エコードルノドクトル、バーカー氏曰ク予ハ去秋ババホヨウ
 ノ近傍ナル「ユカア」産出ノ大ナル耕地ノ一ヲ見分シタルカ、其際労働者ノ勞力カ十二指腸蟲病及
 「マラリア」病ノ爲メニ著シク減少シ居ルコトヲ目撃シタリ、而シテ其勞力減少ノ度合如何ト云フ
 ニ同所ニ労働者三百名アリテ平生ノ勞力ノ量ニ比シテ僅カニ三三%ニ過キサリシナリトドクトル、
 イー、ブリモント氏ノ報告ニ曰ク「此疾病ハ佛領ギユキアノ進歩發達ヲ大ニ妨礙シタリ」ト、
 コロンビアヨリノ報告ニ曰ク此疾病ニ感染スルモノ礦夫中ニ多ク又タ労働者カ珈琲、砂糖、護謨、
 「バナ、」煙草等ノ農作事業ニ從事スル農地ニ多ク蔓延シ悲惨ノ状態ヲ現ハセリ、然レトモ今日
 差シ當リコロンビア人ノ混亂紛擾セル大問題ノ一ハ、此十二指腸蟲病ノ傳播ニ從ツテ生スル所ノ傷

害不善ニ歸セスンハアラス、又タクキンスランドノドクトル、マクドナルド氏ハジヨンストン、リ
 ヅハー地方ノ情況ヲ報告シテ左ノ如ク云ヘリ、曰ク此地方ニ於ル各方哩中ニ十二指腸蟲病ノ傳播シ
 居ラサルハナク而シテ此疾病ハ『全社會ノ心臟ノ血液ヲ吸ヒ盡シ居レリ』ト、此外我政府中ノ植民大
 臣ハ此疾病ノ事ニ關シテ錫倫ノ知事ニ向ケテ左記ノ如キ、書面ヲ送リタリ、曰ク諸所ノ植民地ヨリ
 ノ報告及彼ノ調査委員會ノ觀察事項等ヲ綜合シテ之ヲ考フルニ十二指腸蟲病ノ傳播ヨリ生スル勞力
 ノ損失ハ實ニ恐ルヘキモノト云ハサルヘカラス、單ニ雇主ノ損害タルノミナラス併セテ社會全般ノ
 大損害ト云ハサルヘカラス、直接ニ間接ニ人命ヲ損スルノミナラス、勞働者ノ病弱トナレルカ爲メ
 ニ病院費及貧民救助費等ノ負擔額自カラ増加セサルヲ得ス、此疾病ノ恐ルヘキコト既ニ斯クノ如ク
 ナルカ故ニ、之カ豫防救治ニ就テハ適當ノ方法ヲ取ラレンコトヲ切望シテ止マサルナリト、ドクト
 ル、フラツドン氏ハマレー州ネグリ、センピランノ護謨產出地ニ於テ病者タルタミリス人二千名ヲ
 診察セシカ、其内十二指腸蟲病ニ侵サレ居ラサリシモノハ一人モアラサリシコトヲ證言シ居レリ、
 又タドクトル、グラハム氏ハマレー州ローアー、ペラツク地方ノ情況ヲ報告シテ曰ク、此地方ノ全
 人口中十二指腸蟲病ニ罹レルモノ五〇%ニ當レリ、而シテ此疾病タルヤ護謨製造事業ニ影響ヲ及ホ
 スコト實ニ重大ナリシト、而シテ我國ノ有様ハ如何ト云フニ、カリフォルニア州衛生局ノ特別視察官
 タルドクトル、ハーバートガアン氏ハ、同州ノ礦山ニ於ル十二指腸蟲病感染ノ事ニ關シテ左ノ如ク

報告セリ、曰ク此疾病ノ爲メニ概シテ人ノ勢力カ著シク傷害セラレタルコトハ今更ニ喋々スルヲ要
 セサルナリ、今マ試ミニ之カ實例ヲ舉ケテ以テ之ヲ證明セント欲ス、一ノ礦山ニテ平生三百名ノ坑夫
 ヲ使用シ居レルカ、其内ノ大多數カ此疾病ニ侵サレテ業ニ就クコト能ハス、後回復シテ再ヒ其業ニ
 就クコトヲ得タルハ僅カニ二十五名ニ過キス、其回復シタルモノ、少ナキコト亦タ數スルヲ要セス、
 街頭ニ於テ此等ノ坑夫ニ遭遇スルノ際一見以テ此病ノ爲メニ貧血トナレルヲ知ルニ足ルヘキモノ少
 ナカラサルナリ、此疾病ニ侵サレテ未タ激症ニ至ラサルモ勞働ニ堪フルコト能ハサルモノ多數ナル
 カ故ニ、礦山勞働者ノ數最モ多ク減少セスンハアラス、今マ茲ニ一ノ礦山アリ之ニ從事セル坑夫三
 百餘名アリテ平均一人一日ノ賃金二弗五十仙トシテ、彼ノ疾病ニ罹レルモノ五〇%ト見積ランカ其
 損失一ケ年間ニ二萬弗以上トナルヘキナリ、豈ニ大ナル損失ナラスヤ

右ハ一ノ礦山ニ關スル事實ナルカ、ドクトル、ガアン氏ハ尙ホ左ノ如キ事ヲ報告セリ、曰クカリフォル
 ルニアノ金山ハ實際皆ナ此疾病ノ傳播シ居レルコト亦タ疑フヘカラサルナリ、此外同州ノ農事勞働
 者中ニモ亦タ此疾病傳播シ居レリト

然レトモカリフォルニア州ニ於ル此疾病傳播ノ度合ヲ左ノ諸州ニ比較シタランニハ尙ホ且ツ輕シト
 謂ッヘキナリ、所謂ル其諸州トハ南部大西洋方面ノ九州若クハ十州ノ謂ニシテ其總人口二千萬ニ及
 ヘルモノ是レナリ、今其レ三百名ノ坑夫ヲ使用スル一金山ニシテ此疾病ニ侵サル、モノ五〇%アリ

テ、一ヶ年間ノ損失高ニ萬弗餘ヲ計上スルトセンカ、サレハ人口三億アリテ此疾病ニ罹ルモノ六〇%乃至八〇%ニ及ヘル印度ノ損失高ハ果シテ如何ソヤ得テ想像スヘキノミ

ニ、教育及文化ヲ衰頹セシムル惡影響。本局ニ保存セラル、一枚ノ寫眞アリ、一群ノ幼童ヲ寫セルモノナリ、而シテ此等ノ群童中小學校ニ入りタルモノ一人モ之レナク、又タ其父母ノ家族中、其祖父母ノ家族中及其曾祖父母ノ家族中一人トシテ小學校ニ行キタルモノアラサリシナリ、而テ此一家族ハ如何ニ少ナク見積ルモ四代ハ全ク無教育ニシテ過キ行ケルモノト謂フヘキナリ、斯ク四代マテ全ク無教育ニシテ過キ行ケルハ果シテ何ニ原因スルヤト云フニ、十二指腸蟲病ニ罹リテ其勢力ヲ損耗シタルニ基ツカスンハアラス、且ツ斯ル一家族ノ居住セル社會中ニ於テ同一ノ境遇ニ在ルモノ多キハ亦タ疑フヘカラサル事實ナリ、此外予ハ此疾病ノ爲メニ幼童ノ大多數カ小學校ニ入ルコト能ハサル有様ヲ呈シタル社會ヲ目撃シタルコト一ニシテ足ラサルナリ、予ハ又タ各所ノ小學校ヲ參觀シタルニ一旦入學シタル幼童ニシテ此疾病ニ侵サレタルカ爲メ來學セサルモノ甚ハタ多ク、其甚ハタシキニ至リテハ其幼童ノ殆ント全部ノ此疾病ノ爲メ來學セサル事實ヲ目撃シタリ、又此疾病ノ傳播極メテ甚ハタシキ場合ニ於テ、或ル地方全郡村ノ學齡兒童ノ此病ニ罹レル平均數如何ト云フニ七〇%乃至九〇%ニ達セリト云フ實ニ悲慘ノ至リナラスヤ

ドクトル、イー、ブリモント氏ノ説ニ曰ク此疾病ハ大ニ佛領ギユキアノ進歩發達ヲ妨礙シタリト、

抑モ此説タルヤ獨リ同地方ノミニ限ラス、其他ノ國々ニ就テ然カ言フモ決シテ妨ケナカルヘキナリ、他ノ急性的疾病ハ微弱ナルモノヲ掃蕩スルカ故ニ、健全ナルモノカ生存スルコト、ナルヘキナリ、然ルニ十二指腸蟲病ニ至リテハ然ラス、其病毒タルヤ決シテ急激ニ來ルモノニアラス、徐ロニ増進シ來ル慢性病ニ外ナラス、故ニ一タヒ此疾病ニ罹リタランニハ其體力、智力及德義心等カ徐々ニ衰頹シテ其害毒子孫代々ニ及フヘキノナリ、埃及、印度及支那ノ如キハ數世紀間之カ爲メニ大ニ苦シメラレタルモノナリ、即チ數代ニ亘リテ其害毒ヲ遺傳シタルノ結果、百事其進歩發達ヲ妨礙セラレタルコト得テ想像スヘキノミ

ホ、移住民ノ爲メニ病毒大ニ蔓延スル事。印度ノ總人口中十二指腸蟲病ニ感染スルモノ六〇%乃至八〇%ナリト云フ、其病毒ノ蔓延スルコト實ニ甚タシカラスヤ、故ニ印度地方ヨリ苦力ヲ輸入スル各國ハ斯ル病毒ヲモ共ニ輸入シテ之ヲ傳播セシムルハ數ノ免カレサル所ナリ、ドクトル、ベントリー氏ハアツサムニ於テ印度ヨリ來着シタル苦力六百名ヲ直チニ診察シタルニ、其内彼ノ病毒ニ感染シ居ラサリシモノハ僅カニ一名アリシノミ、又タ一千九百八年ナタルノ砂糖製出地方ニ於ル苦力中ニ彼ノ疾病甚タシク發生シタルヨリ、大ニ政府ノ注意スル所トナリ、其筋ノ官吏ヲシテ其次ニ印度ヨリ苦力ヲ搭載シテ來着シタル船舶ヲ検査セシメタルニ、九三%ハ彼ノ疾病ニ感染シ居ルコトヲ見出シタリ、抑モ印度ノ苦力ハ英領ギユキアナニ勞働者ヲ供給スル重モナル源泉ト謂フヘキナリ、一千九

百九年中ニ印度ヨリ來着シタル苦力全部ヲ検査シタルノ結果、平均七四・四四%ハ彼ノ疾病ニ感染シ居ルコトヲ見出シタリ、現今英領ギユキアナ地方ニ痛ク該病ノ蔓延シテ悲慘ノ状態ヲ呈セルハ、畢竟スルニ斯ル苦力ヲ輸入シタル結果ニ外ナラス、ジャメーカニ輸入シタル印度苦力ハ殆ント一萬六千人ナルカ、今マ其五〇%ハ彼ノ疾病ニ感染シ居レリト云フ、此外印度苦力ハ蘭領ギユキアナ、錫倫、馬來聯邦、ストレート植民所及ジャワ等へ輸入サル、ト共ニ彼ノ疾病ヲモ共ニ齎ラシ來ラサルハナシ、又桑港ノ衛生局ハ昨年印度苦力ヲ搭載シタル船舶ノ同港ニ來着スルト共ニ検査ヲ行ヒシニ、殆ト九〇%ハ彼ノ疾病ニ感染シ居ルコトヲ見出シタリ、此ニ於テカ爾來印度苦力ノ移住ニ關スル海港檢疫所ヲ設ルニ至タリ、今カリフォルニア州ニ十二指腸蟲病ノ傳播シ居ルハ、畢竟スルニ移住シ來レル印度苦力ニ基カسنハアラス、即チ印度苦力ノ各群團カ該病傳播ノ中心トナリタルモノ是レナリ又一度セントゴザルト墜道トシゴヨリ該病ノ發生セシヨリ、遂ニ埃太利、白耳義及日耳曼ニ蔓延シタリ、乃テ此等ノ諸國ハ之カ勦滅ニ關スル手段方法ヲ實行センカ爲ニ既ニ多額ノ金圓ヲ費シタリ右ニ掲ケタル諸ロノ事實ニ據リテ之ヲ考フルニ十二指腸蟲病ノ事タルヤ、最早一地方ノ問題ト見做スヘキモノニアラス重大ナル國家問題トシテ講究スル所ナクンハアルヘカラス

行政局長官

ウツクルヒーロース述

外國ニ於ケル十二指腸蟲病ノ傳播

一、阿非利加

アルゼリア

一、病毒ノ分流區域 アルヂールス駐劄米國領事アルバート、ロベルト氏ノ報告ニ曰ク、十二指腸蟲病ノ傳播セル地域ハアルヂールスノ一地方ナルホドナノ「オーシス」(砂漠中ニ於ル沃地ノ稱後皆ナ同シ)オランノ一地方ナルモスタガネム府ノ近傍是レナリ

リー、セント氏及デ、モーゾン氏ハホドナノ一地方ナル「オーシス」エムドールニ病毒傳播ノ甚シキコトヲ報告シ且ツ附言シテ曰ク、エムドールノ人民中毎年殆ント百五十名ハ、海岸地方ノ市邑ニ向ツテ職業ヲ求メンカ爲メニ移住スルノ習慣アリ、但シ此等ノモノハ永久ニ移住スルモノニアラス、畢竟スルニ一時ノ出稼タルニ過キス、即チ目的地ニ達シ相當ノ職業ニアリ付キ或ル年月間ニ若干ノ金錢ヲ得タランニハ再ヒエムドールニ立チ歸ルモノ是レナリ、而シテ斯ル出稼人ノエムドールニ居住セル際其糞便ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ノ卵子ノ存在シ居ルコトヲ見出シタリ、然ルニ此等ノ出稼人ハ嘗ニアルヂールスニ數ヶ月間居住スルノミナラスアルゼリア全部ニ其足迹ノ印セサルハナキ有様ナルカ故

ニ、其病毒傳播ノ媒介者タルコト得テ想像スヘキノミ

トーマス、ケールネー氏ハチユニスノゼリツドニ於ケルネンタ及トザー藪園培養ニ従事セル労働者ノ事ヲ記載スルニ就テ云ヘリ、「ゼリツドノ住民ハ體軀羸瘦顔色蒼白、一見以テ活氣ナキヲ知ルニ足ルヘシ」所謂ル此等ノ藪園ナルモノハ「オーシス」中ノ藪地ニアリテ、灌漑盛ンニ行ハレ氣候濕潤ニシテ陰鬱タルカ故ニ、凡ソ寄生蟲ノ卵子原蟲ノ孵化發達ニハ極メテ適當ナル所ト謂ツヘキナリ、而シテ此等ノ地方ノ土人ハ全ク跣足素手ニテ何等ノ保護用心スル所ナク斯ル場所ニアリテ勞働シ居レリ、今マ此等ノ事實ヲ綜合シテ考フルニ、アルゼリア及チユニス全般ヲ通シテ實際十二指腸蟲病ノ傳播スルハ止ヲ得サル次第ト謂ツヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何 サーゼント及デ、モーグン氏ハエムドールニ於テ貧血症ニ罹レルモノ七名ヲ診察セシニ、七名共ニ彼ノ病毒ニ感染シ居ルコトヲ見出シタリ、又タ貧血症ノ症候更ニナキモノ八名ヲ無暗ニ引捕ヘテ診察セシニ、内四名ハ彼ノ病毒ニ感染シ居タリ、アルヂールスニ於ル我領事ノ報告ニ據レハ、彼ノ疾病ニ罹ルコト通常ニシテ珍ラシカラサルモ、モスタガネムニ於テハ稀レニ見ルニ過キスト云フ、ドクトル、フヘーリアー氏ハモスタガネムニ於テ殆ント百名ヲ診察セシニ、内四名ハ彼ノ疾病ニ罹リ居タリト云フ

三、救治方法如何 現時十二指腸蟲病ニ罹レル患者ヲ救治スルノ手段、又ハ此疾病ヲ勸絶スル方法ハ一

モ備ハリ居ラサルナリ

英領東阿非利加及ザンヂーバル

一、此疾病ノ流行状態如何 米國領事アレキサンダー、ウエツデル氏ノ報告ニ曰ク、英領東阿非利加ニ於テ十二指腸蟲病ノ發生セルハ、モンバリ、マリンジー及ヴオーキ地方等はレナリ、而シテ海岸居住ノ種族ニテハ此疾病ヲ呼ンテ「サフラ」ト云ヘリ
又タ右領事ノ報告ニ曰クザンヂーバル島ニ於テハ一千九百十一年一月初メヨリ六月卅日マテノ期間ニ、十二指腸蟲病ニ罹リテ死亡シタルモノ百二十二名アリタリ、而シテ此等ノ死亡者ヲ地方別ニスレハ左ノ如シ

エムコトニー地方 (農夫)	七六名
ミウラ地方 (農夫)	四四名
チウカ地方 (漁夫多キニ居レリ)	二名

計

一二二名

二、豫防方法 此疾病ノ豫防救治ニ關シテ相當ノ方法ヲ取レリ、即チ政府管轄ノ病院、救貧院及顔色蒼白ヲ呈セル土人ノ收容所等ノ設ケアルコト是レナリ、且ツ英領東阿非利加ヲ統治スル官憲ノ言明スル所左ノ如シ

曰ク目下考案中ナル衛上ノ施設改良ノ計畫ニシテ愈ヨ實行セラレタランニハ、彼ノ疾病モ從ツテ減少スルニ至ルヘキナリト

埃及

一、病毒ノ分流區域 此疾病ハ到ル所何レノ地方ニモ之レナキハナシ、然レトモ中ニ就テ最モ甚ハタシキハデルタ地方是レナリ、新兵募集掛ナル軍人ハ此疾病、黑奴兵中ニハ左マナ甚タシカラサルコトヲ見出セリ

二、病毒傳播ノ度合如何 此病毒傳播ノ度合如何ヲ判定スルニ足ルヘキ精密ナル調査ハ未タ曾テ行ハレサリシナリ、然レトモ其傳播ノ度合ハ甚タシト報告セラレタリ（埃及政府ノ衛生局ヨリ）、カスレル、アイン病院（カイロウ府ニアリ）ニ於テ行ハレタル死體解剖ノ結果ニ據レハ九〇%ハ彼ノ疾病ニ感染シ居タルコト判明シタリ、（ドクトル、サルター氏ノ報告ニ係ル）、勞働社會中ニテ此疾病ニ感染セルハ概ネ五〇%ナリト云フ

三、此疾病ノ來歴 數世紀ノ間埃及國カ此疾病ノ中心トナリテ諸ロノ外國ニ蔓延シタルモノナリ、今ヲ距ル三千四百六十年前ノ古書中ニ（A. A. A.）ノ記號アル疾病ノ事ヲ明記セルアリ、數人ノ記者ハ此疾病ヲ解釋シテ十二指腸蟲病ナリト云ヘリ、一千八百三十三年ニ於テハマント氏ハ農夫及兵士中ニ此病ノ發生シタルコトヲ報告シタリ、一千八百八十三年ニ於テサンドウキツチ氏ハカイロウ病院ニ收容セル兵士

中ニ貧血症ニ罹レルモノアルヲ見テ驚キタリ、一千八百八十七年ニ至リテ始メテ此病ノ治療ニ取リ掛リタリ、ドクトル、ルース氏カアレキサンダー及カイロウニ來リシハ一千八百九十四年ニシテ、同氏カ此病ノ原因、一種ノ寄生蟲ノ存在ニアルコトヲ見出シタルハ尙ホ其以後ノ事ナリシ

四、埃及ノ狀況、此疾病ノ蔓延ヲ容易ナラシムル事 便所ノ設ケ之レナキ事、勞働者ハ皆ナ跣足ニテ脚部手杯毫モ之ヲ蔽フコトナク、濕潤多クシテ病毒ノ感染セル地上ニ觸接シテ更ニ顧リミル所ナシ、是レ皆ナ年ヲ通シテ氣候溫暖ナルニ基ツカスンハアラス、然レトモ病毒感染ヲ容易ナラシムルモノト云ハサルヘカラス

五、此疾病ヲ輕減シ若クハ勦絶スルノ手段方法如何 政府管轄ノ病院等アリテ之ヲ治療スルノ設備アリ、回教ノ寺院ニ於テハ公衆用ノ便所アリテ出來得ヘキ丈ケ衛生上ノ設備整ヒ居レリ、然レトモ之ヲ勦絶スヘキ一般ノ行動ハ未タ曾テアラサルナリ

ゴルド、コースト植民地

一、病毒傳播ノ狀況如何 英國植民大臣ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ハ此植民地内ニ流行シ居レリ、即チフハンチー國、アキム及ヴォオルタ、リヴハー地方ニ流行セルモノ是レナリ、バセルミツシヨンドクトル、フヒスチ氏ハアブリニ於ル此病毒傳播ノ度合同所ノ土人中ニ五〇%餘ナリト算定セリ、然レトモ尙ホ未タ官邊ヨリノ算定如何ニ接セス、礦山ノ勞働者ニ至リテハ感染スルモノ甚タ少ナシ、右ニ述ヘタル

感染地方ハ農作地多キニ居レリト知ルヘシ

二、豫防方法如何 右ノ報告ニ繼續シテ此豫防方法ノ事ニモ及ヘリ、曰ク此豫防ノ事ニ關シテ施行サレタル方法ハ、一般ノ衛生的原則ニ基ツケルモノニシテ洗濯所及便所等ニ關係ヲ有スルモノト知ルヘシ、而シテマクグレゴル氏式豫防法ヲ適用スヘキヤ否ヤノ問題ハ目下考案中ニ屬セリ

ラゴス

一、病毒傳播ノ狀況如何

醫務長官ドクトル、ヘンリー、ストラチエン氏ノ報告ニ曰ク、予ハラゴスニ

於テ「アンシナリアシス」ヲ見出シタリ、土人中此疾病ニ罹ルモノハ水腫及貧血甚タシクシテ到底死ヲ免カレサルノ症候ヲ示セリ、予ハ斯ル患者數人ヲ診察セシニ西印度地方ノ十二指腸蟲病ニ類似セル點ヲ見出シタリ、此ニ於テ尙ホ能ク研究シタルニ病原タル寄生蟲ノ存在スルヲ認メ得タリ、而シテ之カ治療ニハ「チモール」(Thymol)ヲ有効ナリトス

ナタル

一、發明

ナタルノ中ニ始メテ十二指腸蟲病ノ傳播シ居ルコトノ證明セラレタルハ、一千九百六年ノ事ニシテトウガットノドクトル、ポーハ氏カ十二指腸蟲ノ卵子ヲ發見シタルニ基ツケルモノナリ、其後二ヶ月引續キテ印度ノ醫務長官ドクトル、ジョン、エリオット氏カヅエリウラムニ於テ同一ノ發明ヲ爲シタリ

二、病毒傳播ノ狀況如何 ナタルノ總人口ハ九十八萬人ニシテ之ヲ小別スレハ土人七十萬人、歐羅巴人八萬人、印度二十萬人トナレリ、而シテドクトル、エリオット氏ノ調査シタル結果、十二指腸蟲病ニ感染シタルモノ、割合ヲ舉クレハ左ノ如シ

- (一) 砂糖及茶製造地ニ於ル苦力ノ感染シタルハ殆ント五〇%ニ當レリ
- (二) ダルバン港ニ於ル印度人ノ感染シタルハ殆ント八〇%ニ當レリ
- (三) 印度人二十萬人ヨリ土人「カフイル」族ニマテ傳播シ尙ホ海岸ヨリ内地ノ方ニ波及シ居レリ
- (四) 此病毒ハ尙ホ歐羅巴人中ニモ傳播シ居レリ

三、ナタルノ狀況ハ此病毒ノ傳播ヲ容易ナラシムルモノト謂ツヘキナリ、即チ熱帶地方ナルカ故ニ熱氣激烈ナルハ云フマテモナク、降雨ハ時期ヲ違ヘヌ多量ニシテ農耕ニ利スル所アルモ、病毒傳播ヲ容易ナラシムルノ損アリト云ハサルヘカラス

印度ノ苦力ハ「バラツク」中ニ群居シ、何レニ行クモ跣足ニシテ其身ニ纏ヘル衣服ノ如キハ極メテ僅少ニシテ殆ント裸體ト謂フヘキナリ、其衛生意想及身體清潔杯ノ觀念ハ原始時代ニ異ナラスト謂ツテ可ナリ、此等ノ「バラツク」ニハ豚、家禽、鷺鳥ノ類カ飼育セラレテ諸種ノ不潔物ヲ糞^アリ居レリ、又其幼童等ハ跣足裸體ニテ「バラツク」ノ周邊ナル塵埃汚物ノ中ニ遊ヒ戯フル、カ故ニ、痛ク病毒ニ侵サル、ハ決シテ怪シムニ足ラサルナリ、斯ル有様ナレハ衛生法杯ノトモ行ハルヘキモノニアラス

又タ七十萬人ノ土人「カフイル」族ノ有様如何ト云フニ、粗造ニシテ大ナル住所アリ其内ニ群ヲ成シ居レリ、而シテ日ニ月ニ印度人ト益々親密ナル間柄トナリ居レリ、事既ニ斯クノ如クナレハ彼ノ病毒ノ感染ハ免カルヘキニアラサルナリ、印度ノ商人及奴隸ニアラサル自由ナル農夫今ヤ此植民地全般ニ布散スルコトナレリ

夏季炎熱ノ候ニ於テ歐羅巴人ハナタルニ來リテ戶外生活ヲ營ムコト珍ラシカラス、即チ某所ヲ選ンテ天幕住居ヲ爲シ或ハ海岸ニ假居所ヲ設ケテ休養スルコトナルカ、固ヨリ便所杯ノ設ケ不完全ナリト云ハサルヘカラス、斯ル有様ニテ其僕婢トシテ印度人ヲ雇ヒ入レテ家庭ノ事杯ヲ取り扱ハセルヨリ、知ラス識ラスノ間印度人ノ習慣カ其家庭内ニ浸潤、シ其子供等ハ跳足若クハ藁靴様ノモノヲ穿チテ無暗ニ其周邊ヲ駈ケ廻ルハ勢ヒノ免カレサル所ナリ、是レ歐羅巴人中ニ彼ノ病毒ノ傳播シ來ル所以ニアラスシテ何ソヤ

四、病毒傳播ノ本原

ウヰリウラム、ノドクトルエリオット氏及ジヨハンネスバークノドクトル、ターナー氏ハナタル及南ア非利加ニ十二指腸蟲病ノ傳播スルニ至レルハ、畢竟スルニ印度ヨリ苦力ヲ輸入シタルニ基カスンハアラスト云ヘリ、今マ其レ二十萬ノ印度人カナタルニ居住スル所以ノモノハ他ナシ、四十年間何ノ妨ケラル、コトナクシテカルカツタ及マドラス地方ヨリ續々移住シ來リタル結果ニ外ナラス、近頃ノ報告ニ據ルニ印度總人口ノ大多數ハ十二指腸病ニ感染シ居レリト云フ、印度ノ苦力中ニ此

疾病ニ罹レルモノアルヲ始メテ見出シタルハ一千九百六年ノコトナリシカ、尙ホ其他ノ調査ニ據ルニケ
 ーブ、コロニーヨリヅリウニ至レル沿岸ヲ通シテ痛ク之ニ感染スルモノ甚ハタ多シト云ヘリ、印度地方ヨリ新タニ移住シ來レルモノニシテ痛ク之ニ感染シ居ルコトヲ見出シタルハ其ヨリ後ノコトナリシガ、一千九百八年ニ至リテナタル政府ハ近ココ來着シタル船舶ノ乗組員中ニハ、彼ノ疾病ニ感染シ居ルモノノ百分比例一層多キヲ加ヘルヲ見テ大ニ注意ヲ呼ビ起シタリ、乃チ由々シキ一大事ニシテ棄テ置クヘキニアラストナシ、衛生局ヲシテ次ニ移住民ヲ搭載シテ來着セル船舶ヲ検査セシメタルニ、彼ノ疾病ニ感染シ居ルモノ九三%ニ當レルコトヲ見出シタリ

ドクトル、ターナー氏ハ新タニジヨハンネスバークニ來着シタルモノニシテ死亡シタルモノ、アル場
 合、豫シメ承諾ヲ得置キテ其死體ヲ解剖シテ其病原如何ヲ研究シタルカ、同氏ハ其研究ノ結果ヲ報告シ
 テ曰ク、ケーブ、コロニー、オレンヂ、リヅハー、コロニー、トランスヴァール、リチユーナランド、
 パストラント、マターヘル及マンナノ土人中ニハ、彼ノ疾病ニ感染シタルモノ更ニアラサリシナリ、然
 レトモ海港地方ヨリ來レル土人ハ彼ノ疾病ニ感染スルコト甚タシキナリ、而シテ其ノ感染ノ度合如何ヲ
 調査シタル結果左記ノ如キ百分比例ヲ得タリ、曰クモザンピタ族ハ六四%、クキルマーネハ同ジク六四
 %、ペーラハー〇〇%、ニアツサハ五四%、ミヤムパンハ三五%、シヤンガーンハ三五%、英領中央阿
 非利加ハ二五%、アングニーハ一八%ニ當ルカ如キ是レナリ、蓋シ斯ク病毒ノ蔓延スル原因ハ果シテ何

レニアルヤト云フニ、印度ヨリ輸入シタルニ外ナラサルナリ、而シテ此等ノ病毒ハ先ツ阿非利加ノ沿岸ヲ侵シ居タルカ、次第ニ内地ノ方ヘモ蔓延セシムハアラス、其内地ニ蔓延スルノ徑路ハ土人等カ印度ノ商人及苦力等ト親シク觸接スルニアリト謂ツヘキナリ

五、此病毒傳播ヲ豫防救治スル方法如何
一千九百八年ニ於テ衛生局ヨリナタル政府ニ注告シテ曰ク、移住民ヲ搭載シテ來着シタル船舶ヲ検査シタルニ、九三%ハ彼ノ病毒ニ感染シ居タルコトヲ見出シタリ、是レ由々シキ一大事ニシテ決シテ其儘ニ棄テ置クヘキモノニアラスト、此ニ於テナタル政府ハ此事ニ關シテ内閣會議ヲ起シテ凝議スル所アリシカ、終ニ斯ル船舶ヲ再ヒ印度ヘ立チ歸ラシムルコトニ決シタリ、然レトモ此事甚ハタシキ反對アリシカ爲メ沙汰止ミトナリタリ、今マ其反對ノ理由ヲ擧クレハ左ノ如シ、曰ク當植民地ニ於ル砂糖及茶ノ製造地ニテハ多クハ印度人ヲ使用シ居レリ、然ルニ今マ其印度人ヲ本國ヘ送り返スカ如キコトアリテハ、從ツテ此等ノ製造業衰頹ヲ來サ、ルヲ得ス、是レ甚ハタ重大ナル事件ニシテ決シテ實行スヘキモノニアラス、斯ル反對説アリタルカ爲メ沙汰止ミトナリタリ、然レトモ政府ノ方ニ於テモ其儘ニ打チ棄テ置クヘキモノニアラス、右問題ノ船舶ニ對シテ數ヶ月間海港檢疫處分ヲ施行スルコト、ナシ、又タ其後來着スル所ノ船舶ニ對シテ矢張り海港檢疫法ヲ實行スルコト、ナシタリ、斯ル有様ニテ此植民省ノ衛生局ハナタルノ農民ニ對シテ甚ハタ不人氣トナレリ、衛生局ハ「バラック」ニ居住スルモノ、爲メニ便所ヲ設ケ造リテ之ヲ使用スヘキ規則ヲ定メタリ、然レトモ此等ノ居住民ハ決シ

テ此規則ヲ遵守スルモノニアラス、殊ニ子供等ニ至リテ此規則ニ反抗シテ所嫌ハス兩便トモニ遣リ放シ、又タ勞働者ノ如キハ甘蔗栽培地ノ肥料ナリトノ口實ノ下ニ放尿等ヲ敢テスルニ至レリ、然レトモ一千九百十一年ヲ通シテ移住民ニシテ彼ノ病毒ニ感染シ居ルモノハ適當ナル治療ヲ施コシタル後ニアラスンハ勞働ニ從事セシメサルコト、シタリ、ダーバンニ於ル米國領事ステワート氏ノ報告ニ據ル

シーラ、レオン

一、病○毒○分○流○ノ○區○域
植民大臣ノ報告ニ曰ク今日マテノ所ニテハ彼ノ病毒傳播ノ箇所ハフリータウンノミニ限ラレタリ、同所ノ下層社會ニハ概シテ病毒傳播シ居レリ
二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何
病毒傳播ノ度合如何ヲ判定スヘキ論據尙ホ未タ充分ナラサルナリ、フリータウンニ於ル下層社會ニハ病毒一般ニ傳播シ居レリ、然レトモ同所全般ノ人民ヲ紛亂セシムヘキマテ甚ハタシキニ至ラス
三、救○護○法○如○何
此疾病ヲ勦絶セシムヘキ何等ノ設備モ之レアラサルナリ

テユニス

一、病○毒○分○流○ノ○區○域
ドクトル、ゴベルト氏及ガトーイラード氏カ南テユニスノ人民ノ状態ヲ記載サレタル書中ニ左ノ如キ記事アリ、曰ク始メテトウザー、エル、オージアネ若クハネフタ等ノ「オーシス」ヲ旅行シタランモノハ直チニ驚クコトアルヘシ、即チ同地方人民ノ體軀大ニ衰弱セルコト、及途中邂逅

スル所ノ多數ノ人ノ痛ク貧血セルヲ見テ驚愕ヲ吃スルコト是レナリ、蓋シ斯ク貧血病ニ陥キレルハ畢竟スルニ其習慣トシテ不潔物ヲ飲食スルニ基カスンハアラス、此ニ於テカ規則立チタル十二指腸蟲病研究ヲ爲スコト、ナリシカ、其研究ノ結果此等ノ地方ニ於テ此病毒ノ存在シ居ルコトヲ認メ得タリ、ドクトル、ソンシューウ氏カカベス及ガフリ地方ニ十二指腸蟲病ノ存在シ居ルコトヲ證明シタリ

二、**病毒傳染ノ度合如何** 病毒傳染ノ度合如何ニ關シテ尙ホ未タ充分ノ調査アラサリシナリ、ゴーベルト氏及ガトーイラード氏ハ百七名ヲ診察セシニ、内彼ノ疾病ニ感染シ居タルハ二十二名ナリシカ、之レトテモ皆ナ輕症ニ過キサリシナリ、然レトモ病毒感染ノ百分比例ハ尙ホ一層甚ハタシキニ相違ナカルヘキナリ

二、亞米利加

アンチギユア

一、**病毒分流ノ區域** 一千八百九十七年ニ於テセント、リウシアノドクトル、ガルゼー氏ハ十二指腸蟲病ノ事ニ關シテ左ノ如ク報告シタリ、曰ク十二指腸蟲病ハ西印度ノ風土病ト謂ツヘキモノニシテ、西印度ノ全般到ル所ニ傳播シ居レリト、ドミニカノドクトル、ニコラス氏ハ右ガルゼー氏ノ所説ヲ然ルヘキコト、ナシ且ツ更ニ報告シテ曰ク、十二指腸蟲病ハドミニカニモ亦タ普ネク傳播シ居ラサルニアラス、

然レトモ人口稀少ナルト清流多キトヲ以テ其傳播ノ度合アンチギユアニ比スレハ一層輕シト謂ツヘキナリ、且ツ當地方ニ此疾病ノアルヤ既ニ久シクシテ往時ノ醫師ノ『**黑奴懷血病**』ト唱ヘタルモノト全ク同一ノモノナルヘシ

二、**病毒傳播ノ度合如何** 今日吾人ノ有スル智識ノ範圍内ニテハ百分比例ヲ以テ病毒傳播ノ度合ヲ示スコト能ハス、アンチギユアノハルベルト病院ノ醫務監督ドクトル、マクドナルド氏ノ所説ニ據リテ僅カニ其一斑ヲ知ルニ足ルヘキノミ、其所説ノ大要ニ曰ク、予ハ當病院ニ於テ十三ヶ月間ニ百四十八名ノ患者ニ接シタルカ、此等ノ患者ハ何レモ皆ナ重症ニシテ六ヶ月間乃至十二ヶ月間ヲ勞働ニ服スルコト能ハス、而シテ其内三十四名ハ死亡シタリ、斯クノ如キ次第ナルカ故ニ兎ニ角此疾病ハアンチギユアノ人民中勞働社會ノ人命ト勢力トヲ損耗スルモノト謂ツヘキナリ

三、**病毒傳播ヲ容易ナラシムヘキ狀態** ドクトル、マクドナルド氏ハ此地方ノ狀態ヲ述ヘテ左ノ如ク云ヘリ、曰ク人口稠密、給水不潔、池水汚穢、甘蔗畑ハ恰カモ便所ノ如ク何人ニテモ大小便勝手タルヘク、而シテ雨天ニ際シテハ此等ノ畑ヲ洗ヒ去レル雨水流レテ池ニ落チ行ケリ、斯クテ此等ノ池水ハ土人ノ飲料ニ供セラル、モノナリ、之ニ加フルニ氣候酷熱ニシテ土人何レヘ行クモ年ヲ通シテ跣足ナラサルハナシ、其レ皆ナ病毒傳播ノ良媒タラスシテ何ソヤ

四、**豫防救治方法如何** ドクトル、マクドナルド氏ノ言明スル所ニ據レハ此等ノ有様ヲ豫防救治スルノ

設備ハ會テ之レナキナリ、甚ハタシキニ至リテハ病者アルモ適當ノ看護ヲ爲スモノアラサルナリ、斯クテ同氏ハ此狀況ヲ政府ヘ具申シタリ

アルゼンチナ

一、疾病ノ傳播ナシ。ピウノス、アイレス駐劄ノ米國領事バーテルマン氏ハ本國衛生局ノ照會ニ對シテ報告シテ曰ク當府聯合統計局ノ調査ニ據レハ十二指腸蟲病ニ罹レルモノ三十一名之レアリト云フ、然レトモ是レ皆ナ他ヨリ輸入シタルモノニシテ、當地ニ於テ發生シタルモノハ一モ之レアラサルナリ

バルバードス

バルバードス駐劄米國領事ノ報告

- 一、病毒分流ノ區域。當國ハ病毒傳播地ナリ、而シテ重モニ此病ニ侵サレタルハ、セント、アンドリウ、セント、ジョセフ及セント、ジョン等ノ教區ナルカ、時ニ或ハ他ノ教區ニ波及スルコトアリ、但シ其病毒ノ感染セル箇所ハ皆ナ農作地ナリト知ルヘシ
- 二、病毒傳播ノ度合如何。信憑スヘキ統計表之レナキヲ以テ病毒傳播ノ度合如何ヲ判定スルコト能ハサルナリ、然レトモ其患者ノ數甚タ多カラス、激症ニ罹レルモノモ極メテ稀レナリト知ルヘシ
- 三、豫防救治ノ方法如何。通常ノ衛生的附則ハ出來得ヘキ丈ケ有効ニ實行サレ居レリ、然レトモ此疾病退治ニ關スル特別法ハ一トシテ設ケラレサリシナリ

ブラヂル

一、病毒分流ノ區域

イ、バラノ狀況。バラ駐劄ノ領事ゼオーデ、ビツケレル氏ノ報告ニ曰ク、十二指腸蟲病ハ當今アマゾン、リヴハー地方ノ全般ニ傳播シ居ルコト最早疑フヘカラサルナリ、蓋シ此說タルヤ病院ノ實況ニ基ツケルモノニシテ決シテ想像ニ出テタルモノニアラス、此等ノ病院ハ内地若クハ他ノ州ヨリ來レル患者ヲ收容シ居レルモノト知ルヘシ、且ツ此疾病ニ感染セル箇所ハ農業地ニシテ礦山ニハ更ニ傳播セザリシナリ

ロ、バヒアノ狀況。バヒア駐劄ノ領事ウハーナー氏ノ報告ニ曰ク、十二指腸蟲病ノ傳播今ヤバヒア州全般ニ亘レリ、殊ニ下層人民中ニ多ク其傳播ノ箇所ハ農業地ナリト知ルヘシ

ハ、サオ、パウロノ狀況。サオ、パウロニ於ル商工務局長官パウロ、バस्ताノウ氏ノ報告ニ曰ク、サオパウロ州ニ於テ十二指腸蟲病ノ最モ甚ハタシク流行セルハ、ソロカバナ人ノ旅行セル、地方、パウリスタ、及ブラヂル鐵道ノ中央部是レナリ、而シテ斯ク其病毒ノ傳播セル箇所ハ農業地ナリト知ルヘシト、又タサトスニ於ル領事ゼー、ホワイト氏ハサオパウロ全州ニ此病毒ノ分在セル狀況ヲ圖解トシテ送り越シタリ

ニ、ブラヂル全般ノ狀況。リオ、デ、ジャネーロノ衛生局總監ドクトル、サムビオ、グキアンナ氏ノ

説ニ曰ク、十二指腸蟲病ハ殆ントブラヂル全州到ル所ニ傳播シ居ラサルハナク、中ニ就テ最モ甚ハタシキハ北部及中央部是レナリト、又タリオ、デ、ジャネーロニ於ル總領事レー氏ノ書面ニ曰ク、此疾病ハブラヂル國民ノ大部分ヲ通シテ存在シ居レリト

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ 此度合如何ヲ判定シ得ヘキ正確ナル證據ハ未タ曾テアラサルナリ、但シ其北部及中央部ニ至リテハ他ノ方面ヨリ一層甚ハタシキコトハ明ラカナル事實ナリ、又タサオ、ハウロノ如キ極南ノ一州ニ就テ之ヲ云ハンカ、此州内百七十一郡ノ内百五十郡ハ一千九百十年ニ於テ十二指腸蟲病ニ罹リテ死亡シタル者ノ數ヲ報告シタリ、今マサオ、ポーロ州ニ於テ一千九百九年中ニ十二指腸蟲病ニ罹リテ死亡シタルモノ、數如何ト云フニ四百七十八名アリシカ、此等ノ死亡者ハ皆ナ是レ市邑ニ屬スルモノト知ルヘシ、其他ノ地方ノ死亡者ヲ舉クレハ左ノ如シ、曰クタウベートニ四十一名。サオ、ジョース、ドスカムボスニ三十六名。サントスニ三十二名。ジャールニ二十六名。ビヘメジウロニ二十三名。ソツコロロニ十五名。ボチウカチウニ十名。ダイス、コレゴスニ九名。バーレトスニ八名。アグドスニ七名。バリーリーニ八名ノ如キ是レナリ

三、豫○防○救○治○ノ○方○法○如○何○ ブラヂル政府ハ他ノ忠告ヲ容レテ左ノ如キ豫防法ヲ實行スルコト、セリ、所謂ル忠告シタル他ノモノトハ何ソヤ、一千九百九年リオ、デ、ジャネーロニ於テ開催サレタル第四回羅甸米國學會ナルモノ是レナリ、ブラヂル政府ハ此醫學會ノ忠告ヲ容レテ中央公衆衛生局ヲ經由シ

テ左ノ如キ豫防法ヲ實行スルコト、セリ

イ、礦山労働者、煉化職工、陶器製造職工、土泥ヲ取り扱フ屋根職工其他農業ニ從事スル者ハ總テ長靴ヲ穿タサルヘカラス
ロ、十二指腸蟲病ニ罹リタル者ノ排泄物ハ一々之ヲ消毒センコトヲ要ス
ハ、礦山、工場及農夫ノ庭園杯ニ消毒法ヲ行フヘキ事
ニ、患者ヲ離隔所ニ收容スヘク、一旦收容シタル患者ハ其糞便中ニ寄生蟲ノ卵子全ク存在セスト認メサル以上ハ、再ヒ労働ニ服スルコトヲ許サス

英領ギユキアナ

一、病○毒○分○流○ノ○區○域○ 十二指腸蟲病ハ英領ギユキアナノ全般ニ傳播シ居レリ、中ニ就テ砂糖製造地方ニ最モ甚ハタシキヲ見ル、而シテ此等ノ地方ハ全ク海濱ニ沿フタル箇所ニシテ、農作地多キニ居レリト知ルヘシ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ 此植民地ノ人口中殆ント五〇%ハ此疾病ニ感染セルモノト算セラル、(米國ノ副領事ロバート、クランス氏ノ報告ニ據ル)砂糖製造地ノ労働ニ從事セル苦力中ノ傳播百分比例ハ他ノモノニ比シテ一層高カリシナリ、又タ一千九百九年此地ニ移住シ來リシ印度人中此病ニ罹リシハ七四・四四%ナリシ、(醫務監督ダブリユー、エフ、ロウ氏ノ報告ニ據ル)本年即チ一千九百十一年ニ於テ一雙

ノ船舶ノ乗組員中此病ニ感染セルモノ七八・五%ナリシコトヲ見出セリ、抑モ砂糖製造地方ノ労働者ハ重
 モニ印度ヨリノ移住民ニシテ此病毒傳播ノ原動力タレハ須ラク誠シメスンハアルヘカラス
 三、病毒傳播ノ本原 印度ヨリ苦力ノ輸入セサル以前此植民地ニ斯ル疾病ノ傳播アリシヤ否ナ明カニ知
 リ得ヘカラス、恐ラクハ其以前ニ於テハ斯ル傳播ハナカリシモノト思ハル、英領ギニアナニ供給セラ
 ル、労働者ノ大多數ハ東印度地方ヨリ來レルモノニシテ、而シテ其來レルヤ偶然ニアラス雇主トノ契約
 ニ基ツケルモノト知ルヘシ、斯ク労働者ノ移住シ來ルト共ニ新タニ病毒ヲモ輸入シ來レルモノト謂ッヘ
 キナリ

四、此疾病ヨリ生スル經濟上ノ損耗 政府ヨリ任命サレタル醫務監督ドクトル、ロウ氏ハ砂糖製造地ニ
 於テ十二指腸蟲病發生シタルカ爲メニ經濟上ノ損害モ甚ハタシト云ヘリ、其損害ノ最モ甚ハタシキコト
 ハ工場理事者等ノ確言スル所ヲ以テ知ルヘキノミ

五、疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スヘキ方法如何 一千八百八十八年ニ於テドクトル、グレーム氏ハ英領ギ
 ニアナニ十二指腸蟲病ノ傳播シ居レルコトヲ唱道シテ世人ノ注意ヲ呼ヒ起シタリシカ、其後此疾病ニ
 注意ヲ加フルモノ益々多キヲ加ヘ來レリ、斯クテ一千九百四年ヨリ一千九百八年ニ至ル五ケ年間ニ於テ、
 此等ノ地方病院ニ收容サレタル患者ハ殆ント三萬九千人ニ達シタリ、斯クテ一千九百八年ニ於テ此地方
 ノ知事ヨリ土地所有者ニ一ノ注意ヲ與ヘタリ、其注意ノ大要ニ曰ク今後他ヨリ移住民ノ來着スル場合ニ

ハ、適當ナル便所制度ノ規定ニ從ハシムヘキ様注意セラレンコトヲ要スト、又タ政府ヨリ任命サレタル醫
 務監督官ヨリ一千九百十年ノ年報ヲ發表シタリシカ、其年報中ニ左ノ如キ記事アルヲ見タリ、曰ク「知事
 ヨリ右ノ如キ忠告ヲ與ヘタルハ稍ヤ強制的ナルモ先ツ溫和手段ト謂ッヘキナリ、然レトモ斯ル忠告ハ好
 結果ヲ奏シタリ、即チ今日ニ至リテハ到ル所適當ニシテ有効ナル便所ノ設ケ之レナキハナキ程ナリキ、
 曾テ予等ノ施設ニ大反對ヲ試ミタル農夫等ト雖モ、其使役スル労働者ノ爲メニ適當ナル衛生上ノ設備ノ
 必要ナルコトヲ自覺スルニ至レリ

尙ホ右ノ年報中ニテ同シク醫務監督官ハ移住民カ更ニ彼ノ病毒ヲ齎ラシ來レルコトニ就テ世人ノ注意ヲ
 喚ヒ起シ來レリ、乃チ右年報中ニ左ノ如キ事ヲ記述シタリ、曰ク移住民カ一千九百十年末程甚タシク彼
 ノ病毒ヲ齎ラシ來リタルコトハ未タ曾テアラサリシナリ、即チ來着シタル移在民ノ七七・四四%ハ彼ノ
 十二指腸蟲ニ感染シ居タルコトヲ見出シタルコト是レナリ、是レ由々シキ出來事ニシテ打チ棄テ置クヘ
 キニアラサルナリ、蓋シ此等ノ患者ハ印度地方ヘ送り返スカ若クハ病院船ノ如キモノニ收容シテ治療ヲ
 加ヘサルヘカラス、否ラスンハ吾人ハ來着移住民ヲ皆ナ何レノ箇所ニカ隔離シテ自衛ノ途ヲ立ツルヨリ
 他ニ方法ナカルヘキナリ

英領ホンジュラス

一、病毒分流ノ區域 植民地ノ醫師ヒウ、ハアリソン氏ノ報告ニ曰ク、植民地ノ死亡比例中十二指腸蟲

病ニ感染シテ斃ル、モノ甚ハタ多キニ居レリ、蓋シ此病毒ハ植民地中到ル所ニ蔓延シ居レリ、殊ニベリテ河沿岸ノ地方ニハ最モ猖獗ヲ極メ夫レヨリ境界線ノ方面ニ蔓延シ、尙ホ北部ノ地方ヲ侵シ來レリ、此外南部ブラセンシアヨリ北部ベカラー、チコーニ至リ尙ホ其他ノ部分ヨリ續々發病シ、今ヤ此植民地全般ニ亘レリト云フモ決シテ不可ナカルヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何。ドクトル、ハアリソン氏ノ報告ニ曰ク數多ノ死體解剖ノ結果ニ據レハ、其七〇%ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居タリシコトヲ證明スルニ餘リアリシト、病院ニ於テ成シ遂ケタル斯ル調査ヨリ以上ノ調査ハ決シテ之レナカルヘシ

三、病毒傳播ヲ容易ナラシムヘキ情況。此植民地ノ住民ハ其習慣トシテ飲用及浴用トシテ流動シ居ル川水ヲ忌避シ、却ツテ靜止セル池水ヲ善トセリ、蓋シ彼等ノ言フ所ヲ聞ケハ池水ハ純清ナル雨水ノ集合シタルモノナレハ最モ清潔ナルモノナリト、然レトモ池水ハ汚穢ニシテ人身ニ害アルコトヲ知ラス、尙ホ之ニ加フルニ熱帶地方ノ氣候アリ、衛生上ノ習慣ハ甚ハタ幼稚ニシテ年ヲ通シテ何レニ行クモ皆ナ跣足ナラサルハナシ、此等ノ有様ハ皆ナ是レ病毒傳播ヲ容易ナラシムルモノト謂ツヘキナリ

四、豫防救治ノ方法如何。此等ノ疾病ニ罹リタル者ニシテ私立開業醫ノ許ニ來リタランニハ、相當ノ治療ヲ受クヘキハ亦タ疑フヘキ所ニアラス、然レトモ制規上一定ノ豫防救治法ナルモノハ曾テ之レアラサ

ルナリ、其甚ハタシキニ至リテハ斯ル疾病ノ存在シ居ルコトヲ知らサル者アル程ナリシ

古倫比亞

一、病毒分流ノ區域。ボゴタニ於ル總領事チャーレス、エツチ、スモール氏ノ報告ニ曰ク、古倫比亞ノ人ニハ凡ソ五百萬ト算セラル、而シテ此等ノ人民ノ大半ハ華氏ノ溫度六十度乃至百度ノ低地ニ住居セリ、然レトモ其地盤ノ海拔ハ皆ナ一定セルモノニアラス、即チ水平面ノ低地ヨリ海拔三千呎マテノ差アルコト是レナリ、而シテ十二指腸蟲病ノ此等ノ人民中ニ蔓延スル度合如何ト云フニ、毎十人ニ就テ九人マテハ此疾病ニ侵サレ居レリ、尙ホ之ヲ詳言センカ坑夫ノ内ニ蔓延シ又タ珈琲、砂糖、護謨、煙草、「バナナ」等ノ農産地ニモ著シク傳播シ、尙ホ此等ノ低地ノミナラス、海拔八千呎ニ達セル高地ボゴタ邊ニモ此等ノ疾病ノ發生スルヲ見タリ、然レトモ氣候寒冷ナルノ故ヲ以テ此等ノ高地ニアリテハ其傳播甚ハタシキニ至ラサリシ

二、病毒傳播ノ度合如何。此事ニ關シテスモール氏ハ左ノ如ク云ヘリ、『海拔三千呎以上ノ地盤ニアル古倫比亞地方ハ之ヲ例外トシテ、其他ハ全國皆ナ十二指腸蟲病ニ侵サレサルハナク、而シテ之ニ感染セル度合如何ト云フニ人民ノ殆ント九〇%ハ之カ犠牲トナリ居レリ、』

三、病毒ノ傳播ヲ容易ナラシムヘキ情況。スモール氏ハ尙ホ右ノ記事ニ引續キテ左ノ如ク云ヘリ、『常ニ濕潤セル沼澤地方ニハ腐敗セル野菜類充滿セリ、古倫比亞ノ低地ハ概ネ皆ナ然ラサルハナシ、是レ十

二指腸蟲ノ傳播ヲ最モ容易ナラシムヘキモノト云ハサルヘカラス、殊ニ此地方ノ土人ニ至リテハ衛生上ノ思想杯ハ殆ント之レナキカ如キモ亦タ是レ病毒傳播ノ媒タラスンハアラス』

四、豫防救治ノ方法如何 此事ニ關スルスモール氏ノ言ニ曰ク、『古倫比亞人中最モ卓越セル學者ノ説ニ據レハ、目今古倫比亞人ノ最モ憂慮セル最大問題ノ一ハ、十二指腸蟲病ノ現出ニ伴ヘル弊害之レナリ、然ルニ我政府ノ當局者ハ十二指腸蟲病ヲ目シテ左マテ重要ナル問題ト思惟シ居ラサルモノ、如シ、即チ此疾病ヲ以テ人民ノ健康ヲ害シ國家ノ進運ヲ妨碍スルモノト見做サ、ルモノ、如シ、此ニ於テカ十二指腸蟲病ニ關スル研究調査ハ公共心ニ富メル醫師及學者ノ手ヲ煩ハスコト、ナリシカ、終ニ二者均シク同一ノ結論ニ到達シタリ、曰ク早晚政府若クハ博愛慈善ノ團體カ組織セラレテ夥多ノ金圓ヲ調達シ以テ學術上及制規上斯ル疾病根絶ノ方法手段ヲ講スルニ至ランハ期シテ待ツヘキナリ』

ドミニカン共和國

一、病毒分流ノ區域 サント、ドミンゴニ於ル總領事エフ、エム、エンジコット氏ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ノ最モ多ク發生セシハシバオ地方ノ中央部是レナリ、蓋シ此等ノ地方ハ全ク僻邑ニシテ其蔓延最モ甚ハタシキナリ、サバナ、テ、ラ、マー地方ニ於テハ其病毒ノ蔓延最モ速カナリシナリ、同島北部ノ地方ヲ除クノ外此疾病全國ニ蔓延セルモノト謂ツヘキナリ、而シテ其蔓延ノ最モ甚ハタシキハ農耕ヲ專ラトセル地方ナリ、中ニ就テシバオ地方ハ此病原蟲ヲ發生セシムルニ最モ容易ナル箇所ナリ、此等ノ地

方ノ土人ノ産業ハ専ラ「コ、ア」栽培ニアリテ皆ナ常ニ跣足ナルカ故ニ彼ノ病芽ノ侵入スルニハ極メテ都合ヨキモノト謂ツヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何 此病毒傳播ノ度合如何ヲ百分比例ヲ以テ示スコト能ハス、エンジコット氏ハ此事ニ就テ左記ノ如ク報告セリ、

『此病毒ノ各地方ニ蔓延シツ、アルハ亦タ疑フヘカラサル事實ナリ、決シテ減退シ居ルモノニアラス益々増進シ居レルモノト謂ツヘキナリ、或ル地方ノ如キハ此疾病ノ事ニ就テ決シテ報告セラレスト雖モ、實際存在シ居ルハ疑フヘキ所ニアラス、蓋シ此等ノ地方ニ於テハ衛生上豫防法杯ハ決シテ行ハレタルコト之レナキナリ、元來此國ノ土人ハ衛生法ナルモノ、初歩端緒タモ全ク知ラサルモノナリ、今マ此疾病ノ最モ甚ハタシク蔓延セル地方ヲ順序ヲ立テ言ヘハシバオ地方、サバナ、デ、ラ、マー地方及セーボウ地方ノ如キ是レナリ』

三、豫防救治ノ方法如何 此國ニ於テハ豫防救治ノ方法杯ハ曾テ之レナキナリ、一千九百六年ニ於テドクトル、デフヒロー氏カ『レヴュー、ドミニカイン』ト云ヘル一書ニ於テ左ノ如キ事ヲ記述セリ、『此病毒ノ甚ハタシキ事ニ就テハ予自カラ幾分カ盡ス所アリト思ヘリ、予ハ當國ノ陸軍大臣ニ對シテ此疾病ノ蔓延ノ恐ルヘキ事ニ就テ注意ヲ與ヘ且ツ曰ク、職務上公衆衛生ノ事ヲ監理スヘキモノニシテ十二指腸蟲病ノ蔓延豫防ニ就テ適當ノ處置ヲ取ラサランカ、幾干ナラスシテ我國民中ニ此病毒蔓延シテ最モ甚ハ

タシキ猖獗ヲ選フスルニ至ランコト必セリ、既ニ前轍ノアルアリ須ラク大ニ誠シムル所ナクンハアルヘカラス』エンジコツト氏モ亦タ曰ク豫防法行ハレサルヨリ此病毒益々蔓延シタリト

エコードル

一、十二指腸蟲病ノ蔓延ノ情況 合衆國ノ公衆衛生及海軍病院課醫師助手ドクトル、ハーニシ、ビーバ
ーカー氏ハ、一千九百十一年五月十七日ノ日付ヲ以テ左ノ如キ報告ヲ爲シタリ

『予ガエコードルニ到着スルニ際シテ先ツ第一ニ予ノ注意ヲ喚ヒ起シタルハ、貧血症ニ罹レルモノ多キヲ見出シタルコト是レナリ、後幾干モナク斯ク貧血症ニ罹レルモノハ畢竟スルニハ十二指腸蟲病ニ罹リ居レルニ外ナラサルコトヲ見出シタリ、當時予ハ尙ホ未タ此疾病ノ原因カ一種ノ寄生蟲ノ現存スルニ歸セリトマテノ研究ヲ爲シ得サリシナリ、然レトモ予ハ或ル箇所ニ於ル臨床的結果トシテ、彼ノ貧血症ノ原因カ全ク十二指腸蟲ニアルコトヲ確カメ得タリ

予ハ又タマナビー地方ノ海岸ニ接スル市邑ニ於テ殊ニ彼ノ貧血症ノ事ニ關シテ一層深ク注意スル所アリタリ、蓋シ此海岸ニ接スル市邑ト云ヘルハ太平洋ノ沿岸ナル砂地若クハスル砂地ニ接近シタル箇所ニ基礎ヲ置キタルモノ是レナリ、而シテ此等ノ市邑ニ於ル下水工事ハ極メテ幼稚ト謂フヘク、其他飲用水ノ如キモ更ニ保護セラル、コト之レナキナリ、又タ此等ノ地方ニ於ル人民ノ重モナル職業如何ト云フニ、漁業、農作及小規模ノ商業等ノ如キモノ是レナリ』

エコードルニハ礦窟ナルモノ左マテ多カラサルナリ、而シテ此等ノ礦窟ニハ各傳染病ノ襲來スルコト殆ント之レナキナリ、是レ他ナシ此等ノ箇所ニ於ル下水疏通ノ事タルヤ近年ノ疏通式ヲ用ヒ、其他飲用水ノ如キモ最モ安全ナルモノトナシタレハナリ、此外ドクトル、パーカー氏ハ地盤ノ最モ高キ箇所ノ事ニ關シテ左ノ如ク記述セリ、曰ク地盤ノ最モ高キ箇所ニ居住スル土人ハ甚タ幸福ナルモノナリ、此等ノ土人ハ印度人最モ多キニ居レルコトナルカ、其體格風采最モ美ハシク見受ケラレタリ、低地ノ人民ノ徴候トシテ貧血症ヲ呈スルニ引キ替ヘテ、其顔貌蒼白色ヲ呈シテ愛スヘク毫モ彼ノ十二指腸蟲病ニ罹リタル痕迹之レナキナリ

二、此疾病ヨリ生スル經濟上ノ損失 　ドクトル、パーカー氏ノ報告ニ曰ク、予カ昨秋ババホヨノ近傍ナル最大ノ「ココア」耕作地ノ一ヲ巡覽シタル際、十二指腸蟲病ニ罹リテ貧血症ヲ呈シタルモノ及「マリア」ニ罹リタルモノアルヲ見出シタリ、乃チ此等ノ疾病ノ爲メニ此等ノ地方ニ於ル労働者ノ勞力ノ量、著シク減少シテ三三%以内トナレリ、是レ即チ經濟上ノ損失ト謂フヘキモノナリ

三、此疾病ヲ根絶スルノ方法如何 　ドクトル、パーカー氏ノ記事中ニ曰ク、機關ノ公私ヲ問ハス此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ方法手段曾テ之レナキナリ

佛領ギユキアナ

一、病毒分流ノ區域 　ドクトル、イー、ブリモント氏ハ四人ト兵士トニ就テ調査ヲ遂ケタルカ、其調査

ノ結果ニ據レハ十二指腸蟲病ノ佛領ギユキアナ全般ニ蔓延シ居ルコトヲ知ルニ足ルヘシ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ 病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ヲ○知○ラ○ン○ト○欲○セ○ハ○ド○ク○ト○ル、ブ○リ○モ○ン○ト○氏○ノ○爲○シ○タ○ル○調○

查○ノ○結○果○ヲ○見○ヨ、左スレハ自カラ明瞭ナルヘシ、其大要左ノ如シ

イ、セント、ロウレントニ於ル囚人ヲ調査シタル結果十二指腸蟲病ニ罹レルモノ四百六名アリ、即チ
七一・九二%ニ當レリ

ロ、セント、ゼーン、ジウ、モロニーニ於テ囚人ヲ調査シタル結果右ノ疾病ニ罹レルモノ二百三十三
名アリ、即チ七三・三九%ニ當レリ

ハ、イレズ、ジウ、サルツドニ於ル囚人ヲ調査シタル結果同病ニ罹レルモノ百五十七名アリ、即チ五
〇・九五%ニ當レリ

ニ、ケーンネニ於ル囚人ヲ調査シタル結果同病ニ罹レルモノ六十三名アリ、即チ八八・八八%ニ當レ
リ

ホ、セント、ローレント地方ニ於ル人民中同病ニ罹レルモノハ三五%ニ當レリ

ヘ、調査シタル兵士ノ全數ハ分明ナラサルモ同病ニ罹レルモノハ五〇%ニ當レリ

尚ホ其他ノ報告ニ據レハ此疾病ノ爲メニ佛領ギユキアナノ進歩發達ヲ大ニ妨得セラレタリト云フ
三、豫○防○救○治○ノ○方○法○如○何○ 此等ノ事ニ關シテハ報告スヘキ事更ニ之レナキナリ

ガウテマラ

一、病○毒○分○流○ノ○區○域○ 十二指腸蟲病カ南部メキシコ、英領ホンジュラス、ホンジュラス、及サルヅハ
ドルノ諸州ニ蔓延シ居ルコト既ニ證明セラレタランニハ、ガウテマラノ全部モ亦タ然リト云フモ更ニ不
可ナカルヘシ、抑モガウテマラニ十二指腸蟲病ノ發生シ居ルコトノ初メテ世ニ知ラレタルハ、一千八百
八十九年ノ事ニシテドクトル、エツチ、ブローウエ氏ノ報告ニ基ツケルモノナリ、尚ホ其後同氏ノ調査
セラレタル所ニ據レハ、此疾病ノ最モ猖獗ヲ極メシハ隣接シタル丘阜中ノ沿岸地方及ニールラノ地盤
高キ村落等是レナリ、又タ同氏ハガウテマラ中ノ各所ニ於テ同病ニ罹レルモノ百ヲ以テ數フヘキ程ナル
ヲ目撃シタリト云フ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ 今マ左ニ掲タル所ノ記事ハドクトル、ブローウエ氏ノ調査ニ係ルモノナリ、
餘リニ精密ナルモノニアラスト雖モ、亦タ以テ病○毒○傳○播○ノ○一○斑○ヲ○窺○ヒ○知○ル○ニ○足○ル○ヘシ

イ、ガウテマラノリタルヒウリウニ於ル病院ニ於テ、一千八百九十三年ノ九月ヨリ一千八百九十四年
三月ニ至ルマテノ期間ニアリテ收容シタル患者ノ總數五百二十二ノ内、十二指腸蟲病ニ罹レルモノ
二百四十六名アリタリ

ロ、八十三個ノ死體解剖中四十六個ハ十二指腸蟲病ニ罹リ居タル症候アリ、而シテ尚ホ其内單ニ十二
指腸蟲病ノミニシテ斃レタルモノ二十五名ナルコト判明シタリ

ハ、珈琲耕作地ニ於テ八ヶ月間ニ疾病ニ罹リテ治療ヲ受ケタルモノ一千二百八十六名アリシカ、内十
二指腸蟲病ニ罹レルモノ五百二十八名アリ、而シテ全ク同病ノ爲メニ斃レルモノ四十三名アリタ
リ

三、豫防救治ノ方法如何 此件ニ關シテハ報告スヘキコト更ニ之レナキナリ

ホンジュラス

一、病○毒○分○流○ノ○區○域 ヒウルト、コーツニ於ル米國領事クラウド、ダウソン氏ハ左ノ如キ報告ヲ爲シタ
リ、曰ク十二指腸蟲病ハホンジュラス國中ニ甚ハタ廣ク蔓延セリ、殆ント全國ニ亘レリト云フモ不可ナ
カルヘシ、中ニ就テ最モ甚タシカリシハ内地及海岸ノ農作地ナリトス、重モニ僻邑農業地ニ傳播シ、極
北沿海ノ地ニハ左マテ襲ヒ行カサリシト云フ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如何 ホンジュラスニ於テハ此疾病ニ關シテ一定ノ方針ヲ定メテ調査シタルコト會
テ之レナキナリ、ダウソン氏ハ北部海岸ニ在ル米國ノ醫師某ノ記述セル事ヲ引用シテ説明セリ、今マ其
大要ヲ擧レハ左ノ如シ、曰ク當北部海岸地方ニ於テハ十二指腸蟲病ノ發生スルコト極メテ稀レナリ、即
チ予ノ病件録ヲ閱シ見ルニ最近十ヶ年間ニ同病ノ發生シタルハ僅カニ二回ニ過キサリシナリ、然レトモ
入り込ミタル内地及僻陬ノ地方ニ至リテハ衛生上ノ設備ハ全ク之レナキナリ、予カ内地ノ醫師ヨリ得タ
ル事實ニ徴シテ之ヲ見ルニ、或ル地方ハ此疾病甚ハタ猖獗ヲ極メ且ツ廣ク蔓延セルコトヲ知ルヲ得タリ

三、豫○防○救○治○ノ○方○法○如何 此件ニ關シテダウソン氏ハ左ノ如ク報告セリ、曰ク此國ノ政府ハ十二指腸蟲
病ノ事ニ關シテハ更ニ顧慮スル所之レナキナリ、尙ホ其他公ト私トヲ問ハス此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶
スルノ方法手段ヲ取リタルコトアラサルナリ、又タ醫師ノ側ニ就テ之ヲ云ハンニ甚ハタシキ貧血症ニ陷
キリテ其症狀不分明ナルモノ來リテ治療ヲ乞フ場合アリト雖モ、之ニ對シテ充分注意ヲ密ニシテ診察ス
ルコトヲ爲サス、等閑ニ付シ去ルヲ常トス、少數ノ外國人カ貧血症ニ罹リテ斯ル醫師ノ治療ヲ受クルモ其
好結果ナキハ毫モ怪シムニ足ラサルナリ、抑モ合衆國ニ於テハ斯ル貧血症ニ罹レルモノヲ十二指腸蟲病
ニ罹レルモノト診斷シテ治療シタル結果全愈シタルモノ少ナカラサルナリ、此ニ於テカ醫師タランモノ
ハ最モ注意ヲ密ニシテ正シク診斷スルノ必要ナクンハアラス

ジャマイカ

一、病○毒○分○流○ノ○區○域 植民地ノ醫務監督官ハ左記ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰クジャマイカニハ十二指腸蟲
病發生シ居レリ、即チ昨會計年度中ニ左記ノ教區若クハ其一部分ニ該病發生シタリ、曰クセント、アン
ドリウ、セント、トウマス、セント、アインス、セント、ゼームス、セント、エリサベス、ポートル
ド、ウエストモアランド、クラレンドン等ノ教區是レナリ、而シテ此疾病ニ罹レルモノ混血人種ノ内
ニモ往々之レアリト雖モ、重モニ東印度人ノ内ニ居多ナリトス、即チ一地方ニ於テ該病ニ罹レルモノ總
計二百三十人アリ、内殆ント百人ハ東印度ナリシト云フ

二、病毒傳播ノ度合如何

ジャマイカノ人口ハ殆ント二十六萬二千人ト算セラル、而シテ尙ホ之ヲ小別セシカ、白人種殆ント一萬五千、東印度ノ苦力一萬六千、赤色人種十五萬、種別セラレサルモノ五千其他ハ皆ナ黒奴ナリト知ルヘシ、此内東印度ノ苦力中ノ五〇%ハ皆ナ十二指腸蟲病ニ感染シ居レリ且ツ新タニ印度ヨリ來着スルモノハ皆ナ此病ヲ齎ラシ來ラサルハナシ

三、豫防救治ノ方法如何

醫務監督官ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク當國政府ハ一ノ布告ヲ發シテ曰ク苟クモ十二指腸蟲病ノ症候ヲ有スルモノハ、皆ナ之ヲ病院ニ收容シテ適當ノ治療ヲ施コシ遣ハスヘシト又タ茲ニ「マラリア」研究委員會ナルモノアリ、予モ亦タ其會員中ノ一人ナルカ、此十二指腸蟲病ヲ輕減シ若クハ根絶スヘキ方策ヲ問題トシテ會員中ヨリ之カ答案ヲ募集中ナリ、此外苦力ニシテ何等カノ疾病ニ罹リタルモノハ、皆ナ之ヲ官立病院ニ收容シ官費ヲ以テ治療スルコト、セリ

マーチニク

一、病毒分流ノ區域

マーチニクノ衛生局長ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク十二指腸蟲病ハ當國到ル所ニ蔓延シ居レリ、殊ニ其病勢ノ最モ甚ハタシキハ或ル池水ヲ飲用水トナセル人民ノ居住セル地方是レナリ

二、病毒傳播ノ度合如何

此件ニ關スル適當ノ報告ハ更ニ之レナキナリ、只タ僅カニ其消息ヲ知ルノ端緒アルニ過キス、フホート、デ、フランスニ於ケル米國領事トーマス、アール、ウオーレーレス氏ハ左

ノ如キ事ヲ記述セリ、曰クマーチンク人ハ目今僅カニ十二指腸蟲病ノ存在セルコト、之ニ感染スルノ結果如何ヲ知リカ、リタル程ニテ、之ニ關スル觀念ハ極メテ幼稚ナルモノナリ

三、此疾病ヲ根絶スヘキ方法如何

- (一) 衛生局ノ官吏ハ之カ豫防救治ニ關スル方法手段ヲ印刷シテ之ヲ廣ク一般ニ配布シ、或ハ國內到ル所ノ公會堂ニ於テ其主意ヲ講演スル等ノ事ヲ勉メタリ
- (二) 糞便取扱ニ關スル規則ヲ制定シテ之ヲ發布シタリ
- (三) 一千九百九年ニ於テ衛生顯微鏡協會ヲ設立シテ傳染病患者ヲ無料ニテ治療スルコト、セリ

墨士哥

一、病毒分流ノ區域

ニウ、メキシコナルサンタフヘ病院ノドクトル、ゼー、タブリユウ、コルベル氏左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク予ハ墨士哥國ニ於テ十二指腸蟲病ノ事ニ關シテ最モ手廣ク調査ヲ遂ケタリシカ、其調査ノ結果トシテローアー、カリフォルニア、シナロア、クレタコ、ガウナジョート、ミコーケン、チアバス、ヴェラ、クルーズ、グレロー、オーザツカ、ユカタン等ノ諸州ニ蔓延シ居ルコトヲ見出シタリ、又タ墨士哥ノドクトル、リカルドウ、マニウル氏ノ報告ニ曰ク、此疾病ハヒダルゴ、タマウリツバス、グレレオ、ミコーケン、ザツカテカス、ガウナジョート等ノ各所ニ蔓延シ居レリ、ドクトル、アルウハレーツ氏ハ此等ノ報告ヲ確メテ曰ク殆ント南部諸州ノ全部ヨリ、テハウンテベツク及ユカ

タンノ地峽ヨリ恰カモ墨士哥市ノ上部ナル諸州ニ至ルマテ此疾病蔓延シ居レリ、然レトモコーフキラ、チハウフーア、ソノラ及ジュランゴノ如キ極北ノ諸州ニ至リテハスル疾病ノ發生シタル報告更ニ聞エサルナリ、是レ他ナシ此等ノ地方ハ海拔甚ハタ高クシテ其季候他ヨリ一層溫和ナル所アリ、且ツ冬期ハ嚴寒甚ハタシキヨリ十二指腸蟲病ノ發生ヲ沮害スルノ事實アレハナリ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ ドクトル、アルヴハレーツ氏此疾病ノ事ニ關シテ報告シテ曰ク、ローアー、カリフホルニアナルサンタ、ロサリアノ礦山ニ此疾病蔓延セリ、而シテ其病勢ノ最モ甚ハタシキハ西海

岸地方ノ全部是レナリシト、ドクトル、コルバートノ報告ニ曰ク予ハ百十一名ヨリ成レル墨士哥労働者

ノ一團體ヲ検査シタルコトアリ、此等ノ労働者ハサンタ、フヘ鐵道中ノ一區域ノ工事ニ使役セラル、モ

ノナリシカ、其検査ノ結果其内ノ十三名カ十二指腸蟲ニ侵サレ居ルコトヲ見出シタリト、又タドクトル、

ロキス、アー、ラール氏ハリール、デル、マウンツ及バキウカノ礦山中ニ此疾病カ如何ニ蔓延セシカ

ヲ調査セシニ五〇%ナルコトヲ見出シタリト云フ

三、病○毒○ノ○原○因○及○蔓○延○ノ○徑○路○如○何○ ドクトル、マニウル氏ノ説ニ曰ク墨士哥ニ於テ吾人カ目撃シタル病

原蟲ハ其形舊世界(歐羅巴)ヲ指シテ云フ)ノモノト見ヘタリ、此ニ於テカ此等ノ病原ハ海外ノ礦夫ノ齋ラ

シ來リタルモノト断定スルコトヲ得ヘク、而シテ其病毒ノ蔓延スルハ各所ヲ浮浪スルスル礦夫ノ所爲ニ

歸セスンハアラス、又タドクトル、コルバート氏ハ右ニモ述ヘタルカ如ク、墨士哥ノ労働者百十四名ヨ

リ成レル一團體ヲ検査シタル結果、十二指腸蟲病ニ罹リ居タルモノ十三名アリシコトヲ見出シタリシカ、

同氏ハ尙ホ其他左ノ如キ報告ヲ得タリト云ヘリ、曰ク此國ニ於ル各所ノ鐵道工事ニ使役セラレンカ爲メ

ニ、毎日エル、バソーニ來着スルモノ二百名乃至三百名ナリト云フ、此等ノ労働者ハ皆ナ是レ墨士哥人ニ

シテ彼ノ病毒蔓延ノ媒介者ト謂フヘキナリ、即チ西部、中央西部及南西部ニ斯ル病毒ノ蔓延セルハ畢竟

スルニ此等ノ労働者ノ所爲ニ基ツカスンハアラス

四、豫○防○救○治○ノ○方○法○如○何○ ドクトル、アルヴハレーツ氏ノ説ニ曰ク斯ル方法ノ曾テ實行セラレタルコト

ナク、又地方ノ醫師タルモノハスル疾病ノ存在スルコトヲ認メサルモノ、如ク、概シテ教育ノ不充分ナ

ルモノニシテ、予カ遭遇シタルモノ、内顯微鏡ヲ使用スルモノハ曾テ之レナカリシナリ

諸州中ノ多數カ公衆衛生ノ當局者ヨリ發表シタル報告書ナルモノヲ有スルコトナルカ、今マ此等ノ報告

書ヲ閱覽スルニ此疾病ノ存在ヲ認メタル地方ハ僅々タルニ過キサレコトヲ知ルニ足ルヘシ

ニカラグア

一、病○毒○傳○播○ノ○區○域○ ドクトル、エム、エツス、ラネ氏ハ加奈陀ノオンタリオニ於ケル醫學校ヨリ學位

ヲ得テブリウフヒルニ於テ醫學ヲ開キタル人ナルカ、同氏ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク此海岸地方即

チブリウフヒル地方ハ體カニ十二指腸蟲病ニ侵サレ居レリ、予ハ今マ予ノ手帳ニ記載シタル所ニ據

リテ予カ診察シタル患者數ヲ左ニ記載セント欲ス、曰クケーブ、グラシアス地方ヨリ來レル患者六名

プリンツブルカ地方ヨリ來レル患者七名、リオ、グラナダ及マホガニー、キヨンブヨリ來レル患者十三名、ピール、ラクーンヨリ來レル患者二十七名、ブルードフヒルド府ヨリ來レル患者百十名、此外エスコンジドウ河、ククラ地方及ラマケーヨリ若干名來リタリ、而シテ予ノ許ニ來リテ診察ヲ受ケタルモノハ總テ農業ヲ主トスルモノト知ルヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何 此事ニ關シテ同氏ハ左ノ如ク云ヘリ、曰ク此問題ニ關シテ予ハ明瞭ニ答フルコト能ハス、蓋シ適當ナル事實ノ材料ヲ得ルコト能ハサレハナリ、然レトモ百分比例ノ少數ナルコトハ得テ判知スヘシ

三、豫防救治ノ方法如何 一個人トシテノ醫師カ個人タル患者ヲ治療スルニ過キス、又衛生法及豫防法ニ關シテ夫々注意ヲモ與フルモノナリ、然レトモ衛生局杯ノ設備ハ曾テ之レナキナリ

巴 奈 馬

一、病毒分流ノ區域 此疾病巴奈馬共和國ヲ通シテ一般ニ蔓延シ居レリ、農夫及土人中ニ廣ク蔓延シ且ツ新世界ノモノモ舊世界ノモノモ共ニ此疾病ニ罹レリ

二、病毒傳播ノ度合如何 巴奈馬ニ於ケル總領事アルバン、デー、スニダー氏ノ報告ニ曰ク此疾病ハ一般ニ廣ク蔓延シ之ニ罹レル者ノ比例殆ント二〇%ナリシ

三、病毒ノ輕減若クハ根絶ノ方法如何 病院ニ來レル患者ハ相當ノ治療ヲ受クルモ、是レヨリ以外ニハ

公私トモニ何タル設備モアラサルナリ

バラグワキ

一、十二指腸蟲病傳播ノ情况 此國ニ於ル同病ニ關スル報告ハ僅カニ一アルノミ、即チアサンシオンニ於ル米國領事コーネリウス、フヘーリス氏ノ許ヘ達シタル書面是レナリ

『今年後ノ御約束ニ從ツテ十二指腸蟲病ノ當國ニ蔓延シタル情况ニ關シテ御報告申上候、抑モ當國ノ暴君ツラノ、ロベヅハ一千八百六十五年ニ一ノ戦争ヲ開始シ其戦争ハ一千八百七十年三月マテ打テ續キタリ、其間全國人民ノ慘狀ハ實ニ言フニ忍ヒサルモノアリ、食乏シクシテ半飢餓ノ悲境ニ陥キリ、戦争ノ大慘禍ヲ免カレテ生キ残りタルモノモ續々トシテ斃レサルヲ得サルノ有様トナレリ、是レ他ナシ飢者食ヲナシ易ク渴者飲ヲナシ易キノ諺ニ洩レス、今ヤ食物ノ良否ヲ擇フノ邊マナク手當リ次第如何ナルモノヲモ貪ホリ食フノ結果ニ外ナラス、斯クテ一千八百八十年ニ至リテゴザルドトシネル隧道ニ於テ働キ居タル労働者中ニ一種ノ傳染病發生シタルコトヲ見出シタリ、所謂ル此傳染病ト云ヘルハ彼ノ十二指腸蟲ノ所爲ニ外ナラサルナリ、此發病ノ原因一ニシテ足ラスト雖モ彼ノ不良ナル食物ヲ貪ホリタルカ如キモ其原因ノ一タラスンハアラス、今マ吾人ハ薄識淺學ニシテ此等ノ病原蟲如何ヲ研究スルコトヲ得ス然レトモ米國人ハ研究調査ノ才ニ富ミタルモノナレハ我々ノ災禍ヲ救済シ得ヘキ福音ヲ齎ラシ來ルニ相違ナシト信シテ疑ハサルナリ』

コーネリウス、ブヘーリス殿

二、豫防救治ノ方法如何。ブヘーリス氏ノ報告ニ曰ク此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ方法手段ハ曾テ之レナキナリ

ペーリウ

一、病毒分流ノ區域。ドクトル、ゼー、シー、ギユチキレーヅ氏ハペーリウノカラオニ於ル合衆國公衆衛生及海軍病院課ノ助手ナルカ、同氏ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク十二指腸蟲病ハペーリウヲ襲ヒ來レリ、抑モペーリウノ地形タルヤ之ヲ三部ニ大別スヘシ、即チ海岸地方、コルジールラ山地方及森林地方是レナリ、而シテ十二指腸蟲病ノ専ラ蔓延セルハ右三者ノ内最後ノ森林地方是レナリ、而シテ此森林地方タルヤコルジールラ山ノ傾斜面ヨリ引曳シテブラジル及ボリヅギアノ境界線ニ達シ、其面積ノ廣大ナルコト全ペーリウノ三分ノ二ヲ占有シ其人口ハ四十五萬ト算セラル、イクキトス地方ニモ亦タ十二指腸蟲病多ク發生セルカ、之ニ感染セルモノハ農民ノミニ限ラレタリ、此外礦山ノ労働者中ニモ此疾病ニ罹レルモノ往々ニシテ之レアリ、然レトモ此等ノ労働者カ礦山ニアリテ働キ居タリシ際斯ル疾病ニ侵サレタリトハ得テ信スヘカラス、此等ノ労働者ハ皆ナ是レ森林地方ニ來ラサルハナキ程ナレハ、此地方ニテ感染シタルモノニ相違ナカルヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何。トクトル、ギユチキレーヅ氏ノ報告ニ曰ク、森林地方中ニ於ル貧民中ノ三〇

%ハ十二指腸蟲病ニ罹レリ、然レトモ中流以上ノ人民中ニハ此疾病ニ侵サル、モノ稀レナリト云フ

三、豫防救治ノ方法如何。右ノ報告ニ繼イテ同氏又タ曰ク公私ヲ問ハス此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スヘキ手段方法ハ曾テ之レナキナリ

ポルト、リコー

一、此國ニハ『ポルトリコー貧血症研究委員會』ナルモノ、組織セラレタルアリ、抑モ此委員會ハアスフホルド氏カ餘程以前ニ研究調査ヲ遂ケタル結果トシテ設立セラレタルモノナリ、而シテ此委員會カ一千九百四年ニ於テ活動ヲ始メタリシカ、其活動ノ結果トシテ十二指腸蟲ハ此島全般ニ蔓延シ居ルコトヲ見出シタリ、中ニ就テ其病勢ノ最モ激烈ナリシハ山地ニシテ珈琲培養地是レナリ

二、病毒傳播ノ度合如何。此島ノ總人口ハ一千九百四年ニ於テ殆ント一百万ト算セラル、而シテ此等ノ人口中八十萬人ハ此病毒ニ侵サレ居レリ、中ニ就テ病毒ノ最モ猖獗ヲ極メシハ珈琲培養地ニ於ル労働者ニシテ之ニ侵サレタルモノ九〇%ノ甚ハタシキニ達シタリ

三、病毒蔓延ヲ容易ナラシムヘキ情況。氣候ハ熱帶地方ノ事トテ暑熱甚ハタシク、雨量ハ甚ハタ多ク、年ヲ通シテ短キ季節ノ外珈琲樹ノ下邊ナル地ハ、常ニ濕潤ニシテ乾クコト甚ハタ稀ナリト云フ、土人ハ其住居セル小屋ノ周邊ノ地所ヲ不潔ニシテ毫モ顧ミル所ナク、又タ此等ノ地所ハ腐敗シタル草木ノ

葉杯ニテ堆積セラレ、之ニ加フルニ「バナ、」珈琲樹ノ影トナリテ乾クコトナク其不潔ナルコト云フヘカラス、殊ニ土人ハ年ヲ通シテ又タ生涯何レニ行クモ跣足ニテ會テ履物ヲ穿テルコトナク、六歳未滿ノ幼童ハ皆ナ赤裸々ニシテ毫モ身ニ纏フモノナシ、是レ皆ナ病毒傳播ヲ容易ナラシムルモノト云ハサルヘカラス

四、豫防救治ノ方法如何 彼ノポルト、リユウ貧血症研究委員會ナルモノハ一千九百四年規定ノ下ニ其事業ヲ開始セシ以來、當國人ヲ治療シタルコト三十萬以上ノ多キニ達シタリ、同委員會ナルモノハ島中便宜ノ箇所ヘ夫々貧血症療養所ヲ設ケ無料ニテ治療ヲ施コシタリ、其外此等ノ療養所ニ於テ治療スル患者ニハ平生衛生上心得置クヘキ事柄ヲモ懇々訓諭シ、又タ幼童ニハ學校ニ於テ衛生上注意スヘキ點ヲ教フルコト、セリ、又タ當國政府ハ本年（一千九百十一年）右等ノ事業維持費トシテ五萬弗ヲ支出スルコトニ決シタリ

サルヴハードル

一、病毒分流ノ區域 サルヴハードルニ於テ初メテ十二指腸蟲病ノ發シタルコトノ分リタルハ、一千八百八十七年ノ事ニシテドクトル、エツチ、ブローウエ氏ノ發見ニ係ルモノ是レナリ、斯クテ同氏ハ一千八百八十九年ニ至リテ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク予ハサルヴハードルニ於テ幾百名トナク十二指腸蟲病ニ罹レルモノヲ見タリ、而シテ其病勢ノ最モ甚ハタシキハ海岸地方ナルコルジールラス及中央

地方ニシテ、概シテ此病難ヲ免カレタルハ國ノ東西部地方是レナリ、又タサン、サルヴハードルニ於ル副總領事ハロルド、ジー、クラム氏ハ左ノ如キ報告ヲナセリ曰ク、當共和國內ニ於テ十二指腸蟲病ヲ治療スル所ハ僅カニ一ヶ所アルノミ、ローガレス病院是レナリ、斯ル病院ニ收容シタル患者ヨリ推究スレハ十二指腸蟲病蔓延ノ度合如何ヲ知ルニ足ルヘキナリ、一千九百三年ヨリ本年（一千九百十一年）ニ至ルマテノ期間ニ於テ生理化學研究所ニテ検査シタル總數ハ一千四百八十二件ナリシカ、内十二指腸蟲病ニ罹リ居レリト認定サレタルモノ夥多アリ、而シテ此等ノ患者ハ當國中重モナル市府ヨリ來レルモノアリ、或ハ各所ノ村落等ヨリ來レルモノモアリテ一定シ居ラサルナリ、是レニ由リテ此レヲ觀レハ此疾病全國ニ蔓延セリト云フモ敢テ不可ナカルヘシ、又タ此病勢ノ最モ甚ハタシキハ晝間農事労働者、礦夫、煉化石職工等ナリト知ルヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何 吾人今日ノ所テハ此疾病傳播ノ度合如何ヲ百分比例ニテ示スコト能ハス、然レトモ全然之ヲ知ルノ由ナキニアラス、ドクトル、ブローウエ氏カローザレス病院ニ於テ百十三名ノ患者ヲ診斷シタリシカ、内十二指腸蟲病ニ罹レルモノ六十五名ヲ見出シタリ、又タ彼ノ生理化學研究所ニ於テ一千九百三年ヨリ一千九百十一年ニ至ルマテノ期間ニ検査シタル總數一千四百八十二名ナリシカ、内十二指腸蟲病ニ罹レルモノ三〇%以上アリシト云フ

三、豫防救治ノ方法如何 此件ニ關シテクリウム氏ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク公ト私トヲ問ハス此

疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ機關毫モ備ハリ居ラサルナリ、又タ此疾病ハ特別ニ注意ヲ要スヘキモノト思フモノナク、當國ノ醫師スラ此疾病如何ヲ善ク知ラサル程ナリキ

サリナム、一名蘭領ギユキアナ

- 一、病○毒○分○流○ノ○區○域 ○ パラマリボーニ於ル植民地醫事視察官ドクトル、イー、エー、コツホ氏ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク今ヤ十二指腸蟲病ハ當植民地全般ニ蔓延セリ、其病勢ノ殊ニ甚ハタシキハ移住民ノ大衆團ヲ爲セル箇所是レナリ、此地方ノ習慣トシテ農耕ニ關スル勞働ハ重モニ印度及瓜哇ヨリノ移住民ノ手ニ屬セリ、而シテ此等ノ移住民ハ體カニ此疾病ヲ齎ラシ來ルノ媒介者タラスンハアラス
- 二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何 ○ 各地ニ於ル病毒傳播ノ度合如何ヲ知り得ヘキ方法手段曾テ之レナキナリ、然レトモ農耕ヲ事トスル地方ニ病毒ノ蔓延スルコト殊ニ甚ハタシクシテ、之ニ罹レルモノ、比例ハ九〇%ナリシ

- 三、豫○防○救○治○ノ○方○法○如○何 ○ 此疾病根絶ノ手段トシテ左記ノ如キ方法カ用ヒラレタリ

- イ、英領印度及蘭領印度ヨリノ移住民ニ對シテハ衛生的の便所カ設備セラレタリ
- ロ、道路ニ接近セル土地及耕地ニ就テハ不潔ナラシメサル様取締法カ設ケラレタリ
- ハ、ヒンズラスタン語及瓜哇語ニテ衛生上心得トナルヘキ事ヲ印刷ニ付シ之ヲ廣ク一般ニ配布シタル事

ニ、各所ノ農業地ニ設ケラレタル病院アリ、此等ノ病院ハ十二指腸蟲ニ感染シタル者ヲ治療シ、若クハ感染ノ疑ヒアルモノヲ検査スル所ナリトス、而シテ其治療法ト云ヘルハ概ネ左ノ如シ、曰ク晚刻ニ一種ノ下劑ヲ與ヘ其翌朝丸藥ニシタル「チモール」四「グレーン」乃至六「グレーン」ヲ與ヘ、復タ一二時間ノ後一ノ下劑ヲ與フルカ如キコト是レナリ

ツリニダツト

- 一、病○毒○分○流○ノ○區○域 ○ ツリニダツトニ於ル米國領事フランクリン、デー、ホール氏ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ハ此島全般ニ蔓延シ、重モニ農業地ヲ襲ヒ來レリ
- 二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何 ○ 一千九百九年中ニ國立病院ニ收容シタル患者總數二萬五千五十五名ナリシカ内十二指腸蟲病ニ罹レルモノ九百九十四名アリタリ、一千九百七年ニ於ル同病患者百二十一人ニ比フレハ大ニ増加シタルヲ知ルヘキナリ
- 三、此○疾○病○ヲ○根○絶○ス○ヘ○キ○方○法○如○何 ○ 當國政府ニ於テハ此疾病退治ニ關シテ如何ナル手段ヲモ取ラサリシナリ、又タ民間事業トシテモ更ニ此事ナキナリ、但シ國立病院ニ於テ諸種ノ患者ヲ收容シ居レルハ事實ニ相違ナキナリ、又タ一千九百十年六月農會ナルモノ開設サレタリシカ、同會ニ於テドクトル、ナツサンヲ十二指腸蟲病ノ調査委員ノ一人ニ選定シ、其研究ノ結果ヲ報告セシムルコト、シタリ

ツエネジユラ

一、病毒分流ノ區域 マラカイボーニ於ル醫師ハマラカイボー湖以南ノ地方ニ此疾病ノ傳播セルコトヲ報告シ、ビウルトウ、カベルローニ於ケルハーバート、アール、ラキト氏ハ當領事管轄内ニ十二指腸蟲病ノ傳播シ居レルコトヲ報告セリ、ラガキラニ於ケル米國領事アイサツク、エー、マンニング氏ノ説ニ曰ク、ウエネジュラニ於ケル十二指腸蟲病ノ發生ヲ地形上ニ區分シテ研究シタルコトハ曾テ之レアラサリシナリ、然レトモカラカスニ於ケル重モナル醫師ハ十二指腸蟲病ノ全國一般ニ蔓延シ居ルコトヲ知レル旨報告セリ、其他カラカスノドクトル、ルキ、ラセツチー氏ノ注意ニ曰ク來ル六月ニ國民醫學會ナルモノ、開催セラル、管ナルカ、其際十二指腸蟲病傳播ノ報告カ、各州ヨリ報告セラル、ニ相違ナカルヘシ、サスレハ此疾病傳播ニ關スル地方別モ自カラ判明スルニ至ルヘキナリ

二、病毒傳播ノ度合如何 此傳播ノ度合如何ヲ精密ニ知り得ヘキ方法ハ曾テ之レナキナリ、サン、エスタバン地方ニ一ノ村落アリ、ビウルトウ、ガベルローヨリ殆ント十「キロメートル」隔タリタル所ナルカ、其村民ノ大半ハ十二指腸病蟲ニ感染シ居レリト云フ

三、此疾病ヲ根絶スルノ方法如何 私立開業醫カ其私營事業トシテ或ハ此疾病ヲ治療シ居レルモノアリ、又左ノ如キ事ハ事實トシテ希望サレ居レリ、曰ク來ル六月開催セラルヘキ國民醫學會ニ於テ各州ヨリ報告カ提出セラルヘク、從ツテ開會ノ劈頭第一ニ此疾病根絶ノ勸議カ提出セラルヘキナリ、其他ニ至リテハ何事モ成スコト能ハサルヘシ

三、亞細亞

土耳其ノ一地方ナルバグダツド

一、病毒分流ノ區域 バグダツドニ於ル米國副領事レオナルド氏ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク土耳其ノ一地方ナルバグダツドハ十二指腸蟲病ノ蔓延スル所トナレリ、然レトモ地形上如何ナル部面ニ蔓延セシヤハ充分ニ判知スルコト能ハス、其傳播セル所ハ主トシテ農業地ナリト云フ

二、病毒傳播ノ度合如何 此度合ハ殆ント一〇%ナリト算セラル

三、豫防救治ノ方法如何 公私ノ何レヲ問ハス此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ機關更ニ備ハリ居ラサルナリ

錫 倫

一、病毒傳播 タミル族ノ労働者ノ使用セラル、農業地ハ全部此疾病ノ侵ス所トナレリ、均シク是レ農業地ノ區域内ナルシンホルス村落モ亦タ此災禍ニ罹レリ、中ニ就テ所謂「低國」ノ稱アル地方ニハ一層甚ハタシク蔓延セリ

二、病毒傳播ノ度合如何 此病毒ノ最モ甚ハタシク傳播セル方面ニテハ労働者ノ害セラル、モノ九〇%ニ達セリ、斯クノ如キ有様ニテ植民地長官ハ十二指腸蟲病蔓延ノ豫防策ヲ講究スヘキ委員會ナルモノ

ヲ組織セシメタリ、斯クテ此委員會ハ左ノ如キ意見ヲ提出シタリ、曰ク他ヨリ新タニ此島ニ來着スルモノハ「ベタ、ナフゾル」ヲ服セシメテ之カ豫防法トナサンコトヲ要ス、是レ他ナシ新タニ本島ニ來着スル苦力ノ幾分ハ多少十二指腸蟲病ニ侵サレ居レルモノナルカ故ニ、實際此病毒ヲ廣ク蔓延セシムルノ恐レアレハナリ、地方長官ヲシテ之カ實行ノ任ニ當ラシメンコトヲ要ス、又タ此委員會ノ意見トシテ凡ソ此疾病流行地ニ於ル労働者ハ悉ク皆ナ適當ノ豫防法ニ從ハシメサルヘカラスト言ヘリ

三、病毒ノ傳播農業地ニ限レル事 實際此病毒ノ蔓延セルハ農業ヲ專ラトスル地方ニ限レリ、其他礦山業ニ從事スルモノアリト雖モ、其員數少ナクシテ此等ノ礦夫中之ニ感染シタルモノアリトハ確カメ得ラレサルナリ、之ニ罹リ居レリトノ兆候アルモノスラ見當ラサルナリ

四、病毒ノ原因及傳播 此島ノ土人中ニ此疾病ノ原因アリテ發生シタルヤ否ナハ知り得ヘカラサルナリ、土人中好シ此疾病ニ侵サル、モノアリトスルモ極メテ少數ナリト謂ツヘシ、抑モ此疾病ハ概シテ南印度ヨリ苦力ノ此島ニ輸入セラレタルニ基カスンハアラス、是レ確實ナル説ニシテ亦タ疑フヘキ所ナシ、一千九百十年三月十七日付ヲ以テ植民地政府書記官ヨリ農民協會會頭ノ許ヘ一書ヲ寄セタリ、其書ノ大意ニ曰ク、

「今マ予ハ當知事ノ命ヲ受ケテ貴下ニ一書ヲ寄ス、頃者當政府ニ到達シタル報告ニ據ルニ、今ヤ十二指腸蟲病ハ獨リ錫倫中ニ増加シタルノミナラス、其他ノ地方ニモ亦タ傳播スルニ至レリ、所謂ル其他ノ

地方トハシンハルスノ労働者ノ入り込メル地方ノ謂ニシテ、終ニ本島土人ニマテ蔓延スルニ至レリ、從來本島土人ハ概シテ此病魔ノ襲來ヲ免カレ居タリシカ、今ヤ然ラス實ニ歎スヘキノ至リナラスヤ、且ツ貴下モ既ニ御承知ノ如ク近來ノ調査ニ據レハ、移住民タル苦力ニシテ錫倫島ニ上陸スルモノハ、其上陸當時既ニ彼ノ疾病ニ侵サレ居レルモノ蓋シ少ナカラスト云フ、大ニ警戒スル所ナクンハアルヘカラス」

五、此病毒ノ蔓延ヲ容易ナラシムヘキ情況 錫倫ノ氣候ハ溫暖ニシテ濕潤ナリ、彼ノ労働ニ服スル苦力ハ並ヘ立テラレタル粗造ナル小屋ニ住居セルモノナルカ、此等ノ小屋ニハ更ニ便所ナルモノ、設ケアラサルナリ、蓋シ此等ノ苦力ヲ使用スル所ノ農夫等ノ居住ニハ好シ便所ヲ設クルモ、苦力ニ至リテハ之ヲ設ケヘキモノニアラストノ意見ヲ農夫カ抱キ居リテ之ヲ許サ、レハナリ、斯ル有様ナルカ故ニ此等ノ苦力ハ其小屋ノ周邊ハ云フマテモナク、其労働スル耕地等所ニ不潔物ヲ蒔キ散シテ毫モ憚カル所ナク、而シテ跣足ニテ此等ノ箇所ヲ踏ミ廻ル其汚穢ナルコト云フヘカラス

六、此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ方法如何 英國政府ハ一千九百九年二月四日付ヲ以テ左記ノ如キ書面ヲ錫倫島知事ノ許ヘ送り越セリ、但此書面ハクレウエ伯爵自カラ差出人トナリテ差シ越シタルモノト知ルヘシ、其大意ニ曰ク

一、當局ハ植民地ニ發生セル十二指腸蟲病豫防ノ事ヲ研究調査センカ爲メ一ノ委員會ヲ組織シテ協議ス

- 二、此委員會ノ會頭ハバトリツク、マンソン氏ニシテ會員中ニハハルダン博士モ加ハリ居レリ、同博士ハ今ヨリ數年前コルニス礦山ニ於ル十二指腸蟲病ヲ調査シテ、内務大臣ノ許ヘ報告スヘキ任務ニ當リタル人ナリシ
- 三、此委員會ハ諸植民地ヨリ十二指腸蟲病ノ發生及治療法等ヲ蒐集シ、且ツ此疾病ニ關シテ經驗アル數多ノ醫師ヨリ參考トナルヘキ意見ヲモ聽キ取リタリ
- 四、予ハ此委員會ヨリ發表シタル報告書ナルモノヲ收受シタリ、予ハ之ヲ通讀シタル後一種ノ結論ヲ爲スヲ得タリ、予ハ今マ其結論ノ大要ヲ掲ケテ御參考ニ供セント欲ス
- 五、數ヶ所ノ植民地ヨリ到達シタル報告ヲ熟覽シ又タ此等ノ報告ニ對スル委員會ノ意見ヲモ翫味シタル後、予ハ自ラ左ノ如キ事ヲ認識スルニ至レリ、曰ク十二指腸蟲病ノ蔓延セルカ爲メ労働ノ量大ニ減損シタルコトハ今更言フヲ要セス、是レ獨リ労働者雇主ノ損失ノミナラス、社會一般ノ大損害ト云ハサルヘカラス、嘗ニ直接ト間接トヲ問ハス甚ハタシク人命ヲ損スルノミナラス、労働者衰弱シテ其勞ニ耐フルコト能ハサルノ有様トナレルヨリ、病院ノ負擔及貧民救助費ノ如キモノ大ニ増加セサルヲ得ス、然レトモ實驗ニ徴スルニ之ヲ救済スルノ策ナキニアラス、蓋シ其救済策タルヤ單純無造作ニシテ何人ニモ能ク分リ易ク、且ツ其費用ノ如キモ決シテ多キヲ要セサルナリ、而シテ其實行法適當ナランニハ

十二指腸蟲病ノ害毒大ニ減退シテ復ヒ顧慮スルノ必要ナキニ至ルヘシ

六、今マ予ノ考フル所ヲ以テスレハ植民地ノ官憲ナルモノカ、此十二指腸蟲病問題ヲ解決スルニ就テ事ヲ針小棒大ニ言ヒ做スノ觀ナキ能ハス、此等ノ官憲ノ言フ所ヲ聞ケハ十二指腸蟲病ヲ全然根絶センハ到底不可能ノ事ナリ、又タ之ニ要スル所ノ費用ノ如キモ莫大ニシテ支フヘキ所ニアラスト見做スモノノ如シ、既ニ斯ル有様ナルカ故ニ僅カニ小規模ノ設備ヲ除クノ外此問題ニ關シテハ空シク手ヲ束ネテ何事ヲモ爲サ、ルモノ、如シ、何ソ思ハサルノ甚ハタシキ

七、労働者ハ幾回トナク彼ノ疾病ニ感染スルハ亦タ疑フヘカラサル事實ナリ、今マ若シ之ニ對シテ相當ノ豫防法ヲ施シタランニハ、好シ發病スルコトアリトスルモ其患者甚ハタ少數ニシテ左マテノ害ヲ及ホサル、ヘキナリ、是レ當然ノ事ナルヘキニ其事ノ茲ニ出テサルハ相當ナル豫防法ノ行ハレサリシヲ證スルニ足ルヘキノミ、且ツ十二指腸蟲病ノ幾回トナク發生スルヲ豫防センニハ、必スシモ大規模ノ衛生的設備ヲ要スヘキモノニアラス、差シ當リ單純無造作ノ設備ニテモ其効ヲ奏スヘキモノナリ、例之ヘハ極メテ簡便ナル便所ヲ設クルカ如キコト是レナリ、即チ到ル所ノ地上ニ若干ノ深サアル穴若クハ溝様ノモノヲ堀リ穿チテ之ヲ便所トナシ、用便ヲ終リタル時ハ其上ニ土ヲ蔽ヒ被ラスコト、ナサンコト是レナリ、果シテ労働者ノ大半カスル便所ヲ用フルコト、ナリタリトセンカ、從來病毒傳播ノ媒介タリシ不潔ナル地所モ大ニ其面目ヲ改ムルニ至ルヘキナリ

- 八、土地所有者、地方團體其他個人々々ヲシテ右ノ如キ設備ヲ勵行セシメンハ左マテ困難事ニアラサルヘシ、果シテ此事能ク實行セラレタランニハ勞働ノ量甚ハタシク減退スルノ恐レナカルヘシ
- 九、右ノ如キ次第ナルカ故ニ予ハ貴下ニ對シテ左記ノ事項ニ就テ深ク御注意アラシムコトヲ望ム
- イ、必要ト認メタラン場合ニハ便所規定ナルモノヲ設ケテ之ヲ公布センコトヲ要ス、即チ單純無造作ニシテ費用左マテ掛ラスシテ有効ナル便所ヲ設ケ勞働者ヲシテ此所ニ來リテ其用便ヲ終ヘシムヘキ公布ヲ發スルコト是レナリ、但シ其箇所ハ公衆衛生上及勞働者ノ便利ナル所ナラン事ヲ要ス
- ロ、右ノ如ク設ケラレタル便所ニ行カス、己カ隨意ノ箇所ニ於テ云々シ病毒傳播ノ媒介タラシムヘキ危険アリタリトセンカスルモノニ對シテハ相當ノ罰金ヲ課センコトヲ要ス
- ハ、各植民地ハ之ヲ便利ナル區域ニ分チ、其一區毎ニ地方廳ニ對シテ責任ヲ有スル視察官若クハ醫官等カ夫々任命セラレンコトヲ要ス、而シテ此等ノ視察官醫官ノ重モナル任務ハ衛生上ノ規定ヲ勵行セシムルニアルモノトス
- ニ、到ル所ノ小學校ニ於テハ十二指腸蟲病ノ豫防等ニ關スル事柄ヲ極メテ懇ロニ訓諭センコトヲ要ス又タ此疾病ノ豫防法其他心得トナルヘキ事柄ヲ簡短ニ一小紙片ニ記載シタルモノヲ時々配布センコトヲ要ス、リーワード島ノドクトル、ニコルス氏ノ手ニ成レル一小冊子ハ此疾病豫防等ニ關スルモノ、好模範ト謂フヘキモノナリ

ホ、國民全般ニ亘リテ十二指腸蟲病ノ治療ヲ施コサンハ到底不可能ナリト云ハサルヘカラス、然レトモ左記ノ如キ設備ヲ爲スノ必要ナクンハアラス、曰ク小學校、郵便局其他地方看護婦事務所ノ如キ便利ナル箇所ヲ中心トシテ蟲下シ等ノ藥品ヲ實費ニテ分配センコトヲ要ス、但シ之ヲ分配スルノ際其用法等ニ關スル簡短ナル注意書ヲ添付スヘキモノトス、此外「バタナフゾル」ノ如キハ最モ適當ナル藥品ト思ハル、然レトモ「チモル」其他ノ下毒劑ノ如キハ醫師ノ監督ノ下ニアル時ノミニ限リテ用フヘキモノトス

十、視察長官ナルモノヲ任命センコトヲ最モ必要ナリト謂ツヘキナリ、蓋シ此視察長官ノ職責如何ト云フニ、彼ノ十二指腸蟲病根絶ニ關スル方法如何ヲ監督スル事、或ハ報告ヲナシ或ハ注意ヲ與フルカ如キ事はレナリ、而シテ此視察長官ニ給與スヘキ俸給ノ如キハ、其關係諸植民地ノ分擔タルヘキモノトス、但シ其任期ハ先ツ當初ハ一時限リトシテ永久的ナラサル事コソ望マシケレ、若シ貴下ニシテ斯ル意見ヲ立法部ニ提出シ、立法部ニ於テ討論審議セラレタランニハ、彼ノ十二指腸蟲病救済策ヲ實行スル上ニ於テ大ニ裨益アルコトヲ悟ラセラル、ニ至ルヘシト信ス、勿論斯ル視察長官ヲ任命スルコトハ會計上及憲法上複雑シタル問題タルヘシ、然レトモ十二指腸蟲病根絶ノ方法ヲ實行スルニ就テ之レヨリ以上ノ直接問題ハアラサルヘシト思ハル、故ニ此問題ハ速カニ解決セラレンコトヲ希望ス

十一、彼ノ委員會ニ於テハ諸ロノ植民地ヨリ到達シタル報告ヲ簡短ニ編輯シテ一ノ小冊子トナセシカ、

今マ此小冊子ヲ御手許マテ差シ上ケ申候、若シ貴下ニシテ此小冊子ニ記載サレタル事柄ニ關シテ、尙ホ一層詳細ナル事御承知相成度儀モ候ハ、御遠慮ナク仰セ越サレ度、左スレハ小生ノ手許ニテ充分取リ調ヘテ差シ上ケ可申候

- 十二、此書面ニテ小生ヨリ申進シ候事ニ基キテ貴下カ、十二指腸蟲病豫防法御實行ノ際貴下ノ御心付ニテ何等カ御増補相成リタラン場合ニハ其旨御通報ヲ煩ハシ度候、其他此等ノ豫防法上進歩發達シタル事柄等ハ醫事報告書中ニ年々御加入相成リ度此段希望ノ至リニ堪ヘス
- 十三、西印度ノ諸植民地ノ知事ヘモ之ト同一ノ書面ヲ差シ立テ申候、但シ十二指腸蟲病ノ發生シタル報告ナキ地方ハ例外ニ有之候

錫倫島知事殿

伯爵
クレウエ

斯クテ錫倫島知事ハ一千九百十年五月廿六日ニ至リテ一ノ委員會ヲ組織シタリ、抑モ此委員會ノ職責ナルモノハ十二指腸蟲病蔓延豫防法ヲ研究調査シテ其結果ヲ報告スルニアリ、而シテ此委員會ハ同年八月廿四日付ヲ以テ知事ヘ向ケテ左ノ如キ報告ヲ爲シタリ

- 一、我等委員會ヨリ謹ンテ知事閣下ニ報告ス、本年五月廿六日付ヲ以テ閣下ヨリノ御書面ヲ拜受ス、即チ其御書面ノ大意ハ本島ニ於テ十二指腸蟲病ノ蔓延ヲ豫防セント欲セハ、果シテ如何ナル方策ヲ取リ

テ然ルヘキヤノ御下問是レナリ、今マ此御下問ニ對シテ報告仕ランハ本委員會ノ光榮トスル所ナリ、其大要左ノ如シ

- 二、當委員會ハカンジー及コロンボニ於テ集會ヲ催フシテ十二指腸蟲病豫防等ノ事ニ關シテ醫學上及其他ノ計畫上共ニ調査研究スル所アリタリ、又タ此問題ニ就テ有用ナル報告ヲ當委員會ヘ與ヘキ人ニ對シテ、豫シメ依頼狀ヲ差シ出シ置キシカ、此等ノ人々ヨリ吾人カ收受シタル報告書、及吾人ヨリ問合ニ對スル回答書等ハ更ニ之ヲ附録トシテ記載スル所アルヘシ
- 三、右ノ如ク吾人カ各方面ヨリ得タル報告其他ノ事實ヲ綜合シテ以テ研究シタル結果、終ニ一種ノ結論ニ到達シタリ、今マ左ニ其要ヲ掲ケント欲ス

- (一) 總テ地方ノ管理者タランモノハ他ヨリ新タニ我地方ヘ來リタル者アラシ場合ニハ、其新來者ヲシテ先ツ「ベタナフゾル」ヲ服用セシメ次ニ解毒劑ヲ服用セシメンコトヲ要ス、之ニ加フルニ市府醫務長官ノ意見ニテ勞働者ノ年齢如何ニ從ツテ特別ノ治療ヲ施スコトアルモノト知ルヘシ、斯クノ如キ處分ヲ爲スヘキ理由ハ他ニアラス左記ノ如キ事實アレハナリ、曰ク新タニ他ヨリ來着スル苦力ハ皆悉ク然リト云フニアラサルモ、必ス其幾分ハ其來着セサル以前既ニ彼ノ十二指腸蟲病ニ侵サレ居ルモノニシテ、其來着スルト共ニ此疾病ヲモ齎ラシ來ラサルヲ得ス、斯テ此等ノ新來者カ原動力トナリテ廣ク一般ニ蔓延セシムルノ虞アレハナリ、好シ稀レニ此病魔ニ侵サレサルモノアリテ斯ル治療

ヲ受クルトスルモ、決シテ之カ爲メニ害アルモノニアラサルナリ

(二) 十二指腸蟲病カ既ニ某地方ニ發生シ居レリトノ事實カ分明ニナリタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ管理者タランモノハ其地方ニ於ル勞働者全般ヲシテ同一ノ治療法ヲ受ケシメサルヘカラス、但シ大多數ノ勞働者ヲ一時ニ然カスルコト能ハス、幾人ツ、カ人數ヲ定メテ治療ヲ受ケシメンコトヲ要ス、而シテ苦力ハ斯ル治療ニ決シテ反對スヘキモノニアラス、是レ他ナシ斯ル治療ヲ受ルモ其勞働上ニ妨害ヲ及ホスコト毫モ之レナケレハナリ

(三) 既ニ病院ニ收容サレタル勞働者中ニ十二指腸蟲病發生シタル場合之アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ醫官タルモノヨリ其由ヲ雇主ヘ通報センコトヲ要ス、斯ク雇主ニ通知シタル上ハ其地方ノ管理者ヘ其由ヲ届ケ出テサルヘカラス、乃チ此管理者タランモノハ是マテ斯ル疾病ノ其地方ニ存在スルコトヲ知ラサリシモ、既ニ斯ク知リタル以上ハ之カ爲メ相當ノ手當ヲ爲サ、ルヘカラス

(四) 治療上必要ナル藥品ハ市府ノ醫務局ヨリ實費ヲ以テ供給センコトヲ要ス、從來雇主ノ習慣トシテタミル族苦力ニ對シテ無料ニテ藥品ヲ供給セシモ、シンガル族苦力ヨリハ藥價ヲ取り立テ來レリ然レトモ吾人ノ考フル所ヲ以テスレハシンガル族苦力ニモ亦タ無料ニテ之ヲ供給センコトヲ當然ナリトス、試ミニ思ヘシンガル族苦力カ此疾病傳播ノ媒介者トナルコト往々ニシテ之レアレハナリ

(五) 地方醫務ノ責任ヲ有スル醫官タル者ハ直接セル上官ヲ經由シテ、或ル地方ニ於ル劇症十二指腸蟲

病ノ有様ヲ市府ノ醫務長官ノ許ニ報告センコトヲ要ス、而シテ斯ル場合ニ於テ此報告ニ接シタル醫務長官ハ左記ノ如キ處分ヲ爲シ得ヘキ權能ヲ有スルモノトス、曰ク局員ヲ派出シテ實地ヲ調査シ此疾病征伐ニ關スル手段如何ヲ報告セシムルノ權能ヲ有スルコト是ナリ、既ニシテ此醫務長官カ斯ル報告ヲ得テ然ルヘキ手段ト認定シタランニハ、其旨地方長官ニ通告シテ之ヲ實行セシメンコトヲ要ス、然ルニ其後三ヶ月ノ末ニ至ルモ尙ホ且ツ實行ヤラレサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ右ノ醫務長官ヲシテ之カ實行ノ任ニ當ラシメンコトヲ要ス、但シ之ニ要スル費用ハ其地方ノ負擔タルヘキモノトス

(六) 地方ノ衛生事業改良問題ニ關シテ吾人ノ意見如何ト云フニ、一列ヲ成セル人家及其周邊ヲ毎日一回宛清潔ニ掃除センコト是レナリ、而シテ斯ル清潔法實行ヨリ生スル所ノ汚物塵芥等ハ之ヲ燒却スルカ若クハ地中ニ埋メンコトヲ要ス、斯ク清潔法ヲ實行センニハ掃除人夫ヲ一層増加セサルヘカラス、且ツ人家ト菜園トノ距離ハ少ナクモ十二呎ナルヘカラス、此外石材「セメント」製ノ擬石若クハ「セメント、コンクリート」製ノ下水工事ヲ起シテ雨水其他ノ下水ヲ疏通セシメサルヘカラス、又タ人家ニ接スル近傍ノ地盤ハ人家ノ床ヨリ一層低下ナラシメ出來得ヘキ丈ケ人家ノ床下ヲ乾燥セシメンコトヲ要ス、是レ他ナシ濕潤セル箇所ニハ十二指腸蟲病繁殖スルノ恐レアレハナリ、此外總テ人ノ排泄物ハ人家ヨリ五十呎内ニアラシメ、日々掃除人夫ヲシテ取り去リテ地中ニ埋メシメンコト

ヲ要ス

三四〇

- (七) 總テ沐浴スル箇所ハ噴水仕掛、井戸若クハ河岸ノ何レヲ問ハス、石杯ヲ敷キテ泥濘足ヲ汚スコトナキ様注意シ、且ツ之ニ使用シタル水ノ能ク疏通スル様取り計ハンコトヲ要ス、是レ他ナシ濕潤シタル地上ニ苦力ノ立チタランニハ病毒ニ感染シ易キカ故ニ、之ヲ避ケシメンカ爲メナリ、此外水浴用ノ井戸ト飲用水ノ井戸トハ全ク區別ヲ立テ置カンコトヲ要ス
- (八) 飲用水ヲ供給センニハ病毒ノ混入ヲ豫防センカ爲メニ鐵管ヲ用ヒサルヘカラス、又タ井戸ノ内部周邊ハ「セメント」ニテ煉化石ヲ疊マンコトヲ要ス、尙ホ井戸ノ上邊ニハ適當ノ井桁ナクンハアルヘカラス、井戸ノ周邊四尺ノ間ハ石疊カ「セメント、コンクリート」ニナスヘク、而シテ下水ノ疏通ヲ計ランコトヲ要ス、又タ家庭用飲用ニ供スヘキ井戸ハ蓋ヲナシテ唧筒ニテ引キ上ケサルキヘカラス
- (九) 農業地ニ於テ便所ヲ設クルノ甚ハタ必要ナルコトハ今更喋々ヲ要セサルナリ、去レハトテ今日強制的ニ一般ニ設ケシメンハ策ノ得タルモノニアラス、然レトモ吾人ハ労働者ノ雇主ニ對シテ左ノ如キ事ヲ勸告セント欲ス、曰ク特ニ小屋ニ住居スル苦力、工場ニ労働スル苦力及小學校兒童ノ爲メニ便所ヲ設ケラレンコトヲ望マシケレト
- (十) 農業地ノ管理人、巡回管理人及理事者タランモノハ、當委員會ノ勸告シタル事柄ニ對シテ注意ヲ

- 拂ハレ度、殊ニ此等ノ事柄ニシテ充分効果ヲ奏スヘキ様偏ニ御盡力アラシコトヲ望ムモノナリ
- (二) 新來ノ苦力ヲ離隔センコトハ吾人ノ最モ深ク注意シ考慮シタル所ナルモ、吾人ハ果シテ此事ノ實行サレ得ヘキモノトモ思ハス、斯ル次第ニテ自然其儘ニ打テ棄テ置カレタリ、又タ吾人ノ考フル所ヲ以テスレハ新來ノ苦力ヲ廣ク治療センコトハ實行サレ得ヘキモノナリ
- 四、當委員會ハ自カラ左記ノ如キ事ヲ信スルモノナリ、曰ク以上吾人カ勸告シタル方法手段ヲ實行スレハ十二指腸蟲病ノ蔓延ヲ豫防スルニ足ルヘク、而シテ其結果トシテ本島ノ労働上ニ惡影響ヲ及ボスコト萬々之レナカルヘク、又タ労働者ノ雇主ヲシテ不必要ノ費用ヲ支出セシムルノ虞ナカルヘキナリ

右吾人連署ヲ以テ上申仕候也

一千九百十年八月二十四日

エツチ、エル、クラフホルド
 タブリユウ、エツチ、ジャクソン
 アーラン、ペーリ
 ジョセフ、シー、ダンパー
 エフ、エツチレーアード

錫倫島知事殿

斯クテ一千九百十一年六月七日付ヲ以テ當委員會々員ノ一人ナルドクトル、ペーリー氏ハ左ノ如キ勸告ヲ爲シタリ、曰ク移住労働者ノ雇主ニ向ケテ彼ノ疾病豫防ニ關スル書類ヲ送付シタリ、又特別ナル醫務監督官ヲ設ケテ農業地ノ衛生狀態殊ニ十二指腸蟲病蔓延等ノ事ニ關シテ夫々報告セシムヘキ任務ニ當ラシメンコトヲ要スト

支那

第一、病毒分流ノ區域 一、汕頭地方、此汕頭ト云ヘルハ廣東州ノ北東部ヲ包括シタルモノ是レナリ、其人口ハ七八百萬アリテ農業ヲ主トセルモノナリ

(一) 病毒分布ノ及ヘル所 此病毒分布ハ此等ノ地方全般ニ亘リ殊ニ農民中ニ最モ激烈ナリシ

(二) 病毒傳播ノ度合如何 英國ノ『プレスビテリアン、シツシヨン』ノドクトル、デー、ホワキト氏ハ此等ノ地方ニ於ル總人口ニ就テ病毒傳播ノ度合ハ五四%ニ當リ、農民ニ就テノ度合ハ七四・五%ニ當レリ、蓋シ此等ノ計算ハ病院ニ於テ施行シタル顯微鏡的検査ニ基ツケルモノナリ

(一) 病毒分布ノ及ヘル所 在南京米國領事ウキルバー、ケー、ヒルレア氏ノ報告ニ曰ク、此病毒ハ米

作地及揚子江沿岸村落ノ園藝地ニ蔓延セリ、是レ同地方ニ住居セル米國醫師ノ善ク知ル所ナリ

(二) 病毒傳播ノ度合如何 グラセー氏ノ報告ニ曰ク近キ頃百名ノ身體検査ヲ行フタル時、二四・六%ハ病毒ニ感染シ居タリ、此五百名ノ殆ント半數ハ農民タリシ、又タ近頃農民五十一名ノ一體ヲ検査セシニ彼レノ疾病ニ感染セシモノハ七二・八%ニ當リ他ノ四十名ノ一體検査ノ結果ハ七六%ニ當レリ

三、チエキアン及キキアンス地方 此地方ハチエキアンノ全部、揚子江以南キキアンスノ方面及東經

百十九度ノ東部ヲ包括スルモノト知ルヘシ

(一) 病毒分布ノ及ヘル所 在上海米國領事アモス、ビー、ウキルダー氏ノ記事ニ曰ク、予ハ此地方ノ各部ニ於ル外國醫師ノ所説ヲ得タリシカ、此等ノ所説ヲ綜合シテ考ヘ見ルニ十二指腸蟲病ハ此地方全般ニ亘リ居ルコトヲ知ルニ足ルヘシ

(二) 病毒傳播ノ度合如何 病毒傳播ノ度合如何ヲ知ルニ足ルヘキ材料等甚ハ乏シト謂ツヘキナリ、僅カニ醫師中ノ或ル者カ此地方ノ全般ヲ觀察シタルノ結果ニ依リテ其一斑ヲ知ルニ足ルヘキノミ、即チ其觀察ノ結果ニ曰ク市民中此疾病ニ感染シタル者五%ナリシカ農民中ニテハ二五%ニ當レリト、此外多數ノ糞便検査ヲ行フタル一醫師ノ説ニ曰ク此病毒ニ感染シタルモノ毎十名ニ就キ一名ノ割合ナリシト

四、シチウエン地方

- (一) 病毒分布ノ及ヘル所 在ツキン米國領事アルバート、ボンチウス氏ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ハ此地方全般ニ傳播セリ、而シテ其傳播ノ模様ハ到ル所概ネ皆ナ平等ナリシ
 - (二) 病毒傳播ノ度合如何 領事ボンチウス氏ノ報告ニ曰ク教會附屬男性病院ニ於テ一千名ノ身體検査ヲ行ヒシニ、内十二指腸蟲病ニ侵サレ居タル者四百四十五名アリシカ、女性ニ至リテハ然ラス、即チ同シク教會附屬女性病院ニ於テ二十五名ノ人體検査ヲ行ヒシニ、内十二指腸蟲病ニ侵サレ居ルモノハ僅カニ二名ニ過キサリシナリ、然ルニ農事労働者中此疾病ニ感染シタルモノハ殆ンド一〇〇%ナリシト云フ
- 五、フリーベ地方
- (一) 病毒分布ノ及フ所 在香港米國領事アル、ビー、モサー氏ノ報告ニ曰ク中央支那地方ヲ通シテ散在セル多數ノ教會附屬病院ニ於テハ、定例トシテ多數人ノ身體検査ヲ行フコトナルカ、各検査掛ニシテ十二指腸蟲ノ寄生スルヲ見サルハ稀レナリシト云フ
 - (二) 病毒傳播ノ度合如何 病毒ノ傳播激甚ナリシト云フノ外、一層精密ナル事實ヲ證明スヘキ統計表ノ如キモノ曾テアラサルナリ
- 六、全國ノ上ヨリ見タル支那 一千九百七年ニ於テ支那國教會附屬醫學協會ハ一ノ研究所ナルモノヲ設

立シタリ、抑モ此研究所ハ三ヶ年計畫ニテ十二指腸蟲病ニ關スル事柄ヲ調査研究スル目的ヲ以テ組織セラレタルモノナリ、而シテ此期間内ニ實際各地方ヨリ夫々報告書ヲ送付シ來レリ、此ニ於テカ此等ノ報告ニ基キテ一書ヲ編輯シ名ケテ「支那病」ト云フ、其著者ハセツフヘリー、マツキスウエルノ兩氏ニシテ實ニ一千九百十年ナリシカ、今マ此等ノ著者ハ十二指腸蟲病ノ事ニ關シテ左ノ如ク云ヘリ

- 一、吾人カ支那ニ於ル十二指腸蟲病ニ關スル事實ヲ知了シ得タルハ、主トシテ彼ノ教會附屬醫學協會ノ力ニ依ラスンハアラス
 - 二、十二指腸蟲病ハ支那帝國ニ於テ最モ重大ナル疾病中ノ一タラスンハアラス
 - 三、此疾病傳播ノ範圍ハ極メテ廣ク支那ノ南部三分ノ二ハ之ニ侵サレ居ルモノナリ
 - 四、カンスウ、センス、サンス、及チリノ四ヶ所ハ極北地方ニシテ何タル報告モ達セサルカ故ニ其病勢如何ヲ知ルニ由ナシ、然レトモ其他ノ十四州ニ至リテハ廣ク此疾病ノ傳播シ居レルコトハ最モ確實ニシテ疑フヘカラサルナリ、中ニ就テ南方ニ當レル州ハ病勢一層激烈ナリシナリ、此外朝鮮國ヨリノ報告ニ據ルニ同國モ亦此疾病廣ク一般ニ傳染シ居レリト云フ、又タフホルモサ地方ニモ之ニ侵サル、モノ甚ハタ多ク、男性患者一千人ニ就テ此疾病ニ侵サル、モノ四四%ナリト云フ
- 第二、支那ニ於テ十二指腸蟲病ノ蔓延ヲ容易ナラシムル狀況 諸ノ報告ヲ綜合シテ之ヲ考フルニ支那ニ於テ此疾病ノ最モ激烈ナルハ農事労働者ノ中ナルコト得テ知ルヘキナリ、南京地方ニ於テ醫師中最モ傑

出セルドクトル、ビーベ氏ノ説ニ曰ク支那國ニ十二指腸蟲病ノ傳播ノ甚タシキハ畢竟スルニ左ノ如キ状態アルニ歸セスンハアラス、即チ支那ノ農民ハ耕地ノ肥料トシテ人糞ヲ用フルコト、耕地ノ灌溉用トシテ池水及人尿ヲ用フルコト、跣足及脚部ヲ露出シタルコト儘濕地ヲ歩ム等皆ナ是レ其皮膚面及口部ヨリ彼ノ病原蟲ヲ侵入セシムルノ好機會ヲ與フルモノニ外ナラサルナリ

第三、此病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ方法如何

一、此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶スルノ方法如何 病毒ノ傳播セル諸地方ヨリ達シタル報告ハ恰カモ萬口一聲ノ觀ナクンハアラス其概要左ノ如シ

一、此疾病ヲ檢査シ及治療スルモノハ教會附屬ノ病院ニ限ラスンハアラス

二、支那政府及支那人ハ此疾病ヲ輕減シ、若クハ根絶スルノ手段方法ヲ取りタルコト曾テ之レナキナリ

右ノ如キ報告ニ依リテ之ヲ考フレハ規模ヲ大ニシテ補助ヲ與フルノ困難ナルコト得テ知ルヘキノミ、故ニ左ノ如キ姑息策ヲ取ルノ外ナカルヘシ

一、民間ノ私立機關カ更ニ官憲ノ力ヲ借ラスシテ、小規模ナカラ豫防根絶ノ方法ヲ設ケテ其効ヲ奏セシコトヲ計ルコト

二、現時此疾病ヲ根絶センカ爲メニ秩序立チタル方法ヲ設ケ居ルモノ更ニ之レナキナリ、此國ニ於テ農業及園藝ニ從事シ居ルモノハ、肥料トシテ人糞等ヲ用フルノ習慣一般ニ行ハレ居ルカ故ニ、此疾

病豫防問題ヲ解決センハ甚ハタ困難ナリト謂ツヘキナリ

交趾支那

一、病毒分流通ノ區域 軍醫ニシテ西貢牛乳製造所ノ醫員タルドクトル、エフ、ノツク氏ハ一千九百六年ヨリ一千九百八年ニ跨レル滿二ケ年間ノ計畫ニテ一ノ研究所ヲ設立シタリ、抑モ此研究所設立ノ目的トスル所如何ト云フニ、脚氣病ト十二指腸蟲病トノ間ニ何等カノ關係アルヤ否ナヲ研究セント欲スルノ目的ニ出テタルモノ是レナリ、斯クテ同氏ハ其研究ノ結果ヲ報告シテ曰ク、一千九百六年ニ於テ脚氣患者七十七名ヲ診斷シタルニ、内七十四名マテハ十二指腸蟲病ニ罹リ居ルコトヲ見出し、其後脚氣患者ヲ二百十一名ヲ診斷シタルニ悉ク皆ナ十二指腸蟲病ニ侵サレ居タルコトヲ見出しタリ、斯クノ如キ有様ニテ十二指腸蟲病患者ヲ見出スコト二千三百二十六人ノ多キニ達シタリ、此ニ於テカ予カ自カラ爲シタル研究ノ結果トシテ、脚氣病ト十二指腸蟲病トハ其間最モ深ク且ツ親シキ關係アルコトヲ確カメ得タリ、而シテ十二指腸蟲病ノ傳播最モ甚ハタシキハ交趾支那ノ亞細亞人ノ中ナリシ

二、病毒傳播ノ度合如何 目今ノ所ニテハ十二指腸蟲病傳播ノ度合如何ヲ百分比例ニ從ツテ、證明スヘキ基礎ノ事實之レナキニ依リ亦タ如何トモスヘカラサルナリ、僅カニドクトル、ノツク氏ノ記述ニ依リテ知ル所アランノミ 同氏ノ記述スル所ハ前述シタル事ヲ繰リ返スニ過キス、曰ク十二指腸蟲病ノ最モ甚ハタシク傳播セル交趾支那ノ亞細亞人ノ中ナリシ

三、病○毒○傳○播○ヲ○容○易○ナ○ラ○シ○ム○ヘ○キ○原○因○如○何○
 且ツ濕氣甚ハタシク、之ニ加フルニ土人ハ常ニ跣足ニテ徘徊シ、汚穢極マル地所抔ノ事ニ關シテハ全ク其意ニ介セサルモノ、如シ、此等ノ事柄ハ皆ナ是レ病○毒○傳○播○ヲ○容○易○ナ○ラ○シ○ム○ル○モ○ト○謂○フ○ヘ○シ

印 度

一、病○毒○分○流○ノ○區○域○ 十二指腸蟲病ハ印度全般ニ亘リテ傳播セルモノト思ハル、中ニ就テ其傳播ノ最モ甚ハタシキハベンガル、東ベンガル及アッサム地方是レナリ、南印度ノ「タミル」族中ニモ亦傳播セリ、而シテ其病症ハ新舊兩世界ヲ併セ兼ネタリ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ 此傳播ノ度合ハ場所々々ニ從ツテ多少ノ差ナクンハアラス、即チ其度合ハ六〇%乃至八〇%ナリ、蓋シ沿岸地方一層多キモノト知ルヘシ

一千九百三年ニ於テアッサムノジウブリーニ在ル醫師マジヨル、エドウキン、ドブソン氏ハ印度ノ各方面ヨリ移住民トシテ來リタル苦力中他ヨリ一層健全ニ見ユルモノ五百四十七名ヲ擇ンテ其身體検査ヲ行ヒシカ、内十二指腸蟲病ニ罹リ居タルモノ四百五十四名アリタリ、此外同氏ハ囚人、移住民、病院ノ患者及各種ノ労働者等ニ就テ幾百人トナク検査シタルニ、其結果トシテ十二指腸蟲病ニ罹リ居タルモノ六〇%乃至八十%ナルコトヲ見出シ、印度中到ル所ニ此疾病ノ傳播シ居ルコトヲ證スルニ足

ルヘシ、一千八百九十二年、一千八百九十三年、一千九百年、一千九百四年、一千九百六年等ノ印度醫事新聞ノ記事ニ據ル

英領ギユキアノ政府ヨリ任命サレタル醫務視察官ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、曰ク一千九百九年中印度ヨリ此地方ヘ移住シ來リシモノヲ検査シタルノ結果、七四・四四%ハ十二指腸蟲病ニ罹リ居タルコトヲ見出シタリ、又タ一千九百八年中印度ノ苦力カ船舶ニ搭載セラレテナタルノダルバンニ來着シタルモノヲ検査シタルニ、九三%ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居タルコトヲ見出シタリ、ドクトル、シー、エー、ペントリー氏ノ報告ニ曰クアッサムニ於テ六百名ノ苦力ヲ検査シタルニ、十二指腸蟲病ニ侵サレ居ラサリシモノハ僅カニ一名アリシノミニテ他ハ皆ナ之ニ侵サレ居タリ、其他ドクトル、ドブソン氏ハジウブリーニ新タニ來着シタル苦力ヲ検査シタルニ、此疾病ニ侵サレ居タルモノ七五%ニ當レルコトヲ見出シタリト云ヘリ

三、印○度○ハ○此○病○毒○傳○播○ノ○中○心○タ○ル○事○ 印度半島ハ病○毒○傳○播○ノ○中○心○ト○ナ○リ○テ○各○方○面○ニ○波○及○セ○シ○メ○タ○リ、今マ其被害地ノ重モノナルモノヲ擧クレハアッサム、錫倫、南東阿非利加、英領ギユキアナ、蘭領ギユキアナ、ジャマイカ其他苦力労働ヲ輸入スル諸國ノ如キ是レナリ

四、印○度○地○方○ニ○於○テ○ハ○此○病○毒○傳○播○ヲ○容○易○ナ○ラ○シ○ム○ル○ノ○狀○況○ア○リ 熱度高ク、濕氣甚ハタシク、陰翳多ク人口稠密、一般ニ場所ノ如何ナルヲ問ハス大便ヲ爲シ、脚部ヲ現ハシ、年中跣足ニテ歩ム等皆ナ是レ病

病傳播ヲ容易ナラシムル媒介ト謂ツヘキナリ

五、此病毒ヲ輕減シ若クハ根絶セシムルノ方法如何 印度ノ醫官ハ此疾病豫防撲滅ノ事ニ關シテハ大ニカラ盡ス所アリ、而シテ其研究調査ノ結果ハ之ヲ印度ノ醫事新聞紙及英文醫學雜誌ニ掲載シテ世ニ發表シタリ、斯クテ一千八百九十年ニ於テ印度政府ハ「アツサムニ於ル」カラ、「アザー」及脚氣ノ事ニ關シテ特別ノ報告ヲ爲シタリ、又タ其後一千八百九十七年ニ至リテ「アツサムニ於ケル」流行性麻刺利亞熱ノ事ニ關シテ一ノ報告ヲ爲シタリシカ、前述セル脚氣病ト云ヒ此麻刺利亞熱ト云ヒ皆ナ是レ十二指腸蟲病ト關係ヲ有セサルハナシ、既ニシテ醫務總監シー、ビー、リウキス氏ハ一千九百十一年六月十五日付ヲ以テ左ノ如キ事ヲ記述セリ、曰ク此等ノ報告ニ據リテ之ヲ考フルニ當國ノ人民中六〇%乃至八〇%ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居ラスンハアラス、但シ其症狀ニ至リテハ自カラ輕重ノ差アリト知ルヘシ、然レトモ予ハ目今差シ當リノ所ニテ公共團體若クハ私立團體カ此疾病ヲ根絶センカ爲ニ充分ニ力ヲ盡シ居レリトノ報告ニ接セス、但シ衛生上ノ處分トシテ濫リニ地上ニ大便ヲ爲スコトヲ禁止シ、跣足ニテ歩マサルコトヲ獎勵シ、其他病院ニ入りタル患者ニ對シテハ「チモール」、「ユーカリ油混和劑」若クハ「ペタナゾル」等ヲ與ヘテ治療ヲ加ヘ居レルハ疑フヘカラサル事實ナリト、又タ米國副領事シー、ビー、ペーリー氏ハ右ノ報告ト同一ノ日付ニテ左ノ如ク云ヘリ、曰ク此疾病ヲ輕減シ若クハ根絶センカ爲メニ政府機關ノ活動シタルコト未タ曾テアラサルナリ、但シ現ニ行ハレ居ル所ハ濫リニ地上ニ大便ヲナ

スコトヲ防止スルカ如キ普通一般ノ衛生處分及勞働スルコト能ハサル患者ヲ病院ニ於テ治療スルニ過キサルナリ、予ハ種々ノ事實ヲ綜合シテ考慮シタル結果終ニ左ノ如キ結論ニ到達シタリ、曰ク印度地方ニ於テハ縱令ヘ十二指腸蟲病廣ク傳播スト雖モ、此疾病ヲ目シテ危險ナルモノト思惟セス、從ツテ特別ナル方法手段ヲ設ケテ之ト奮闘スルノ必要ヲモ認メサルモノ、如シ、嗚呼其レ之ヲ何トカ言ハ

日本

- 一、病毒分流ノ區域 在橫濱合衆國公衆衛生及海軍病院課ノ醫員フハーフハックス、アーウキン氏ノ報告ニ曰ク、十二指腸蟲病ハ日本ノ各府縣ニ亘リテ其度合ノ輕重ハ之レアルモ殆ント之レナキハナカルヘシ、礦山及其他ノ箇所ニモ傳播セルカ中ニ就キテ最モ多ク傳播セルハ農民ノ中ナリシト知ルヘシ、今マ其傳播セル箇所ヲ府縣別ニシテ示セハ左ノ如シ
- 一、京都府 管内殆ント到ル所ニ傳播セリ
 - 二、滋賀縣 僅カニ少數ノ者ニ過サルモ之ヲ僻遠ノ地ニ隔離セリ
 - 三、奈良縣 患者少數ナレトモ他ニ傳播シ居レリ
 - 四、高知縣 一千九百十年ニ於テ七百七十名ノ患者アリト報告セリ
 - 五、岐阜縣 縣下或ル部分ノ農民中ニ發生セリ

- 六、富山縣、豫防方法ヲ設ケテ其侵入ヲ防止セリ
- 七、長野縣、一千九百九年中ニハ此疾病ニ罹リテ死亡セシモノ一千八百四十三名ナリシカ、一千九百十年ニ於テハ一千八百九十三年ノ死者ヲ出セリ
- 八、石川縣、病勢激烈ニシテ一千九百十年ニ於テハ之カ爲メニ一千三百二十五名ノ死亡者アリタリ
- 九、静岡縣、一千九百七年ヨリ一千九百九年ニ至ルノ期間ニ於テ此疾病ニ侵サレタルモノ八千四百十九名アリシト報告セリ
- 十、秋田縣、傳播甚ハタシカラス
- 十一、青森縣、發病ノ調査中
- 十二、茨城縣、少數ノミ
- 十三、新潟縣、傳播輕度
- 十四、栃木縣、同上
- 十五、大阪府、患者離隔
- 十六、兵庫縣、農夫ニ數名及坑夫ニ數名
- 十七、和歌山縣、一千九百十年ニ於テ一千三百三十名ノ患者アリト報告セララル
- 十八、廣島縣、各部皆ナ發生ス

- 十九、鳥取縣、縣下各所ニ發病ス
- 二十、島根縣、縣ノ各所ニ發生スルモ皆ナ之ヲ離隔ス
- 二十一、岡山縣、縣ノ各所ニ發病ス
- 二十二、山口縣、縣ノ各所ニ發生セルカ一千九百九年ノ報告ニハ四百八十二名ノ患者アリシト云フ
- 二十三、神奈川縣、發病者ハ坑夫及農夫中ニ限ラレタルモノト信セララル

今マ左ニ示ス所ノ表ハ山口縣ヨリノ報告ニ係レルモノニシテ心得トナルヘキモノナリ
 十二指腸蟲病患者ノ職業別

職業別	一千九百七年		一千九百八年		一千九百九年	
	男	女	男	女	男	女
政府若クハ公共勤ムル者	一一	一	二二	二	二二	一
學者	三五	八	四七	二四	三七	三二
醫師	一	一	一	一	一	一
農夫	一四〇	八一	二〇一	一〇三	一五五	九五
商人	四〇	三三	四七	三四	四五	二〇
製造家	五	一	九	一	四	二

計	其 勞 坑 船 漁			
	他	者	夫	員 夫
計	二五八	一九	六	二
	一五六	三二	一	一
	三五四	二一	五	一
	二一一	四八	一	一
	二八五	一五	四	二
	一九八	四八	一	一

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何

秩序立テタル研究調査之レナキヲ以テ此病毒傳播ノ度合如何ヲ精密ニ知ルノ由ナキナリ、然レトモ今マ知リ得タル所ヲ以テ之ヲ述ヘント欲ス、即チ高知縣ヨリノ報告ニ據レハ一千九百十年ニ於テ十二指腸蟲病ニ罹リタルモノ七百七十名アリ、奈良縣ノ報告ハ全人口中殆ント五%ハ此疾病ニ侵サレタリト云ヘリ、兎ニ角各府縣ニ此疾病ノ傳播シ居ルコトハ事實ノ證明スル所ナルカ、中ニ就テ此傳播ヲ最容易ナラシムヘキ土地ノ情況ナランカ、此等ノ地方ハ此病毒傳播最モ甚ハタシキモノト知ルヘシ、例之ヘハ嚴重ナル衛生上ノ規則行レサル地方ニ生シタル米穀ハ取りモ直サス此病毒傳播ノ媒介トナルカ如キ是レナリ、今マ左ニ掲クル所ノ表ハ粗雜ナルモノナレトモ亦タ以テ地方ニ於ケル此疾病傳播ノ概要ヲ知ルニ足ルヘキナリ

郡及市ニ於ル十二指腸蟲病患者數

郡及市名	一千九百七年		一千九百八年		一千九百九年	
	男	女	計	男	女	計
大 島 郡	二	一	三	二	一	三
玖 珂 郡	四	三	七	二	九	一一
熊 毛 郡	一	一	二	一〇	六	一六
都 濃 郡	七	三	一〇	一	六	一六
佐 波 郡	一一	六	一七	一四	一〇	二四
吉 敷 郡	一〇三	六五	一六八	一〇四	七八	一八二
厚 狭 郡	四〇	二四	六四	三四	五一	八五
豐 浦 郡	九	六	一五	九	七	一六
美 禰 郡	二九	一三	四二	三二	二〇	五二
下 關 市	一一	八	二〇	九	二	一一
計	二一八	一二九	三四七	二九四	一八〇	四七四

三、救○治○法○如○何

ドクトル、アーウキン氏ノ報告ニ曰ク此疾病ヲ根絶センカ爲ニ何等カノ手段ヲ取り居レリ、現ニ兵庫縣ノ如キハ便所、下水及給水法等ニ改良ヲ加ヘテ以テ一般ノ衛生状態ヲ完カラシメンコトヲ勤メ居レリ、又或ル場所ニテハ斯ル衛生事業ニ關スル講話會ヲ開ケリ、其外或ル地方ニテハ此疾病ニ感染シタルモノニ對シテ「チモール」ヲ與ヘテ治療ヲ施コセル旨ヲ報告シタルモノアリ、然レト

モ最モ緻密ニシテ且ツ秩序立チタル方法手段ハ曾テ之レナキナリ

瓜 哇

一、病毒分流ノ區域 瓜哇アムバラウハニ於ケル陸軍々醫ドクトル、ゼー、ゼー、クンスト氏ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ハ瓜哇及群島中ニ廣ク傳播セリト、又ドクトル、エー、ゼー、サルム氏ハ自カラ爲シタル調査ノ結果ヲ報告シテ曰ク、此疾病ノ瓜哇及群島中ニ傳播シ居ルハ亦タ疑フヘカラサル事實ナリ、此外蘭領ギユキアアナノ農業地ニ移住シ來リタル瓜哇人ハ劇症ノ十二指腸蟲病ニ侵サレ居タリシト云フ

二、病毒傳播ノ度合如何 左ニ掲ケル所ノ調査事實ハ十二指腸蟲病傳播ノ度合如何ヲ知ルニ足ルヘキ表ト見做サレ得ヘキモノナリ

(一) ドクトル、ゼー、ゼー、クンスト氏ノ調査

イ、中央瓜哇ナルアムバラウハニ於テハ一ノ歐羅巴人カ此疾病ニ罹レリ、而シテ此歐羅巴人ト云ヘルハ年齢僅カ九歳ノ幼童ニシテ、此國へ來着シテヨリ僅カニ八ヶ月ニ過キスト云フ

ロ、アムバラウハ地方中ナル數村落ヨリノ土人百四十名ヲ検査シタルニ、内此病毒ニ侵サレタルモノ二〇%ニ當レルコトヲ見出シタリ

(二) ドクトル、エー、ゼー、サルム氏ノ報告ニ曰ク

イ、ドクトル、アーニー氏ハ一千八百九十六年ニ於テ左ノ如キ調査ヲ爲セリ、曰クデリーニ於テ煙草耕作地ノ労働ニ従事スル土人ノ六七%ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居ルコトヲ見出シタリ、尙ホ此内ヲ細別スレハ一〇%乃至一五%ハ劇性ノ貧血症ニ罹リ居タリ

ロ、ドクトル、ヴハン、スチーデン氏ハ一千九百一年サワー、ロウエントニ於ル検査ノ結果ヲ報告シテ曰ク、此地方ニハ政府直轄ノ鑛山アリ、此等ノ鑛山ノ労働ニ従事スルモノハ瓜哇全島ヨリ送致セラル、服役囚ニシテ、五ケ年間乃至二十ケ年間苦役ニ服セサルヲ得ス、予ハ斯ル労働者五十名ノ検査ヲ爲セシカ、内五十一名ハ十二指腸蟲病ニ罹リ居ルコトヲ見出シタリ、是レニ由リテ之ヲ觀レハ瓜哇全島カ此疾病ニ侵サレ居ルコト推知スルニ足ルヘキノミ

ハ、ドクトル、ステーナー氏ハソーラバイニ於テ囚人カ其本國へ立チ歸ラントスル途中此地ヲ通過スルノ際十一名ヲ検査セシニ皆ナ是レ十二指腸蟲病ニ侵サレ居ルコトヲ見出シタリ、其他鑛山ノ労働ニ従事セサル囚人二十四名ノ此疾病ニ罹リ居ルコトヲ見出シタリ

ニ、ドクトル、ヴハン、ダー、ミアー氏ハサウハー、ロウエントニ於テドクトル、ヴハン、スチーデン氏ノ後任者タル醫師ナルカ、坑夫トシテ同所ニ來着シタル囚徒二百七十三名ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ罹レルモノ二百五十四名アルコトヲ見出シタリ

ホ、在サマランノドクトル、ベンジヤミン氏ハ其病院ノ入院患者全部即チ百名ヲ検査セシニ、内七

十名ハ十二指腸蟲病ニ罹リ居ルコトヲ見出シタリ、蓋シ此等ノ患者ノ大半ハ鑛山業ニ從事セサリシ土人ナリシ

ヘ、ドクトル、クラツセン氏ハ恰カモホルネオヨリ來着セル瓜哇ノ土人五十名カ十二指腸蟲病ニ罹リ居ルコトヲ見出シタリ、但シ此等ノ患者中二名ハ其病勢非常ニ劇烈ナリ、今マ一名ハ二〇%ノ「ヘモグロビン」ニ罹リ、其他ノ一名ハ一二%ノ「ヘモグロビン」ニ罹リ居タリシ

三、救○治○方○法○如○何　ドクトル、ヴハン、ダー、ミアー氏ハ鑛山營業者ニ對シテ左記ノ如キ方法ヲ實行セ

ンコトヲ勸告シタリ

一、鑛山ニ便所ヲ設置スル事

二、就業時間中ニ飲食セシムヘカラス

三、鑛窟外ニ浴場ヲ設ケ置キテ坑夫ノ鑛窟ヨリ出テ來ル時入浴シテ其身ヲ清潔ナラシムル事

四、新開鑛山ニ勞働セシムヘキ坑夫ハ毫モ病毒ニ感染シ居ラサルモノニ限ルヘキ事

ドクトル、サルム氏ハ一般ノ人民ノ爲メニ勸告シテ左ノ如ク曰ヘリ、一般ノ人民ノ飲用水ハ全ク純清ナルモノニ限ラサルヘカラス、殊ニ蓋被ナキ流水ハ之ヲ避ケンコトヲ要ス、不潔ナル水ヲ飲用ト爲サシコトハ病毒感染ノ重モナル原因ナレハ大ニ誠シムル所ナクンハアルヘカラス

朝　　鮮

一、病○毒○分○流○ノ○區○域　セオールニ於ケル隔離病院ニ就テ責任ヲ有スルドクトル、ラー、アール、アニン

氏ノ報告ニ曰ク、此國ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居レリ、此病毒カ地形上如何ニ蔓延シ居レルヤハ尙ホ未タ知ルコトヲ得ス然レトモ予ノ推斷スル所ニテハ此病毒全國ニ蔓延シ居ルナラン、ドクトル、ウエ

アー氏モ亦然ク報告セリ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何　ドクトル、ウニアー氏ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居ルヤ否ヤヲ實驗センカ爲メ

ニ、數多ノ患者ノ糞便ヲ検査シタル結果ヲ報告シテ曰ク、検査シタル患者全數ノ五〇%ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居タリ、而シテ其感染シタルモノ、内殆ント七〇%ハ農民ナリシ

三、豫○防○方○法○如○何　以上掲ケタル事實ハ在セオールノ米國總領事ノ盡力ニ據リテ分明ニナリタル次第ナ

ルカ、同總領事ハ此豫防ノ事ニ關シテモ亦タ左ノ如ク言ヘリ、曰ク此疾病ノ救治若クハ豫防ニ關シテ公然タル手段方法ヲ取リタルコト曾テ之レナク、又タ私立機關トシテ斯ル方法手段ヲ取リタルコト之レナキナリ、僅カニ醫師ノ許ヘ來リタルモノヲ治療スルニ過キササルナリ、但シ是レマテ朝鮮醫事協會ニ於テ此等ノ事ニ關シテ力ヲ盡シタルハ疑フヘカラサル事實ナリ

馬來諸州

一、病○毒○分○流○ノ○區○域　十二指腸蟲病ハ馬來聯邦全部ハ傳播セリ、護謨製造地ニ於ルタミール族ノ勞働者中ニ最モ甚ハタシク傳播シ、瓜哇人及支那人ノ勞働者中ニモ亦タ此疾病ニ侵サレタルモノアリ、中ニ

就テタミール族ハ労働者ノ大半ヲ占メ居レリ、即チ全労働者ノ四分ノ三ハ此種族ニ屬シ居レリ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何 セレムバン州ノ州醫ドルトル、ブラッデン氏ノ報告ニ曰ク、タミール族ノ労働者カ死亡スルモ疾病ニ罹リテ苦シムモ皆是レ十二指腸蟲病ニ限ラレタルモノ、如シ、予ハ一千九百八年中州立病院ニ於テタミール族ノ患者二千人ヲ診斷セシニ、十二指腸蟲病ニ罹リ居ラサリシモノハ一人モ之レナカリシナリ、尙ホ其他ノ數州ニ於テ労働ニ從事シ居レル苦力ヲ検査セシニ、内六〇%ハ症狀餘程進ミタル十二指腸蟲病ニ罹リ居ルコトヲ見出シタリ、又予ノ診斷シタル患者中十二指腸蟲病カ原因トナリテ貧血症ヲ呈スルモノ少ナカラサリシナリ、事實既ニ斯クノ如クナルカ故ニネグリ、セムピラン地方ハ全般ニ亘リ十二指腸蟲病甚ク傳播シ居ルコトヲ政府ニ具申スルニ至リタリ、此等ノ地方既ニ然リ豈ニ其他ノ地方ニ至リテハ然ラスト云フノ理アラシヤ

醫學研究所ノ細菌學士ドルトル、スタントン氏ハ左ノ如キ事實ヲ報告セリ

イ、ネグリ、セムピランニ於ル州立病院ニ於テ百五十二名ノ身體ヲ検査セシニ、五六%ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居タルコトヲ見出シタリ

ロ、セラングールニ於ル第一號護謄製造地ハ健康地ノ美稱アル所ナルカ、同地ニ於テ現ニ労働シ居ル

モノ、ミ百五十八名ヲ検査セシニ、二五%ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居タル事ヲ見出シタリ

ハ、セラングールニ於ル第二號護謄製造地ニテハ主トシテ麻刺利亞病患者ト見做サレタル六十四名ヲ

検査セシニ、五三・七%ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居タルコトヲ見出シタリ

ニ、同シクセラングールニ於テ第三號護謄製造地ハ近キ頃其業ヲ開キタルモノナルカ、其労働者百十四名ヲ検査（検査ノ當日モ労働シ居タルモノ）セシニ、三一%ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居タルコトヲ見出シタリ

ローアー、ペラックノ醫官ドクトル、ナツギアー、グラハム氏ハ左ノ如キ事實ヲ報告セリ

ペラック、アンソン病院

検査人員

百分比例

一千九百十年五月	七四	五四
一千九百十年六月	六二	六一
一千九百十年七月	九八	四七
一千九百十年八月	八二	五七

斯クテドクトル、グラハム氏ノ算定ニ曰ク當國ノ全人口ニ就テ五〇%以上カ十二指腸蟲病ニ侵サレ居レリ、且ツ此疾病ノ影響トシテ護謄製造業ニ及ホス經濟上ノ損害ノ大ナルコト得テ推知スヘキノミ

三、此○病○毒○傳○播○ヲ○容○易○ナ○ラ○シ○ム○ヘ○キ○状○況 ドクトル、グラハム氏ノ報告ニ曰ク此國ノ氣候炎熱ニシテ此病毒傳播ヲ容易ナラシムルニ足ルヘク、之ニ加フルニ護謄製造業ニ伴フテ下水ノ排出セラル、箇所甚

ハタ多キカ故ニ、是レ亦此病毒傳播ヲ容易ナラシムルモノト云ハサルヘカラス、是レ他ナシ労働者ハ此等ノ下水中ニ平然トシテ糞便ヲ爲シ、或ハ斯ル下水ニテ其身ヲ浴シ又タ之ヲ飲用ニ供スルカ如キコトアレハナリ

四、救治方法如何 政府ハ地所管理人等ヘ對シテ一ノ訓令様ノモノヲ下付セリ、其主意ハ十二指腸蟲病豫防ノ方法手段等ニ關スルモノ是レナリ、此外地主ノ設立セル病院ニ於テ患者ヲ治療スル方法モ之レアリト雖モ、右ハ何レモ皆ナ不完全ナリト謂ツヘキナリ

比律賓群島

一、病毒分流ノ區域 此病毒傳播ノ模様ヲ知り得ヘキ秩序立チタル調査ハ未タ曾テ之レアラサルナリ、蓋シ此病毒ハマニラ、タキタキ、ラス、ピフヒアス、カガヤン谿、及リウヅン地方、又サマー及セバノ島々ニ傳播セリ、現今調査サレタル所ニ從ツテ之ヲ考フレハ此病毒ハ比律賓群島全般ニ傳播セリト云ツテ不可ナカルヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何 諸ロノ箇所ニ於テ秩序立チタル調査ヲ爲シタリシカ、今マ其重モナルモノヲ舉レハ左ノ如シ

イ、一千九百八年マニラ、ピリピット監獄、ガールソンニ於ル成人四千六百名ヲ検査セシニ十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ五二%アリタリ

ロ、一千九百九年マニラ、ガールソン及ラマスニ於テ二百二十七名ノ婦人ヲ検査セシニ十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ一五%アリ、又タ十五歳以下ノ幼童百五十八名ヲ検査セシニ、同シク十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ一%アリタリ

ハ、一千九百十年、タキタキ、リウヅン、ガールソン、レーネス、及ラマスニ於テ一千人ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ一・六%アリタリ

ニ、一千九百九年ラス、ピフヒアス、リウヅン衛生局ニ於テ都合六千人ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ男子ニテ二四・二%、女子ニテ八・〇六%ニ當レリ、而シテ此二者ヲ平均スレハ

一六・一三%ニ當レリ

ホ、一千九百十年バギユキオ、(海拔四千七百七十呎)ポウマンニ於テ小學校生徒一百名ヲ検査セシニ十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ三二%アリタリ、又タ合衆國陸軍省附屬熱帶地方病調査局ノ手ニテイガロットノ成年者ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ二九%アリタリ

ヘ、一千九百十一年カガヤン谿、リウヅン、ウキルレットニ於テ四千二百七十八名ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ五四・三七%アリ、又タ成年者一千三百五十名ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ七四・八九%アリタリ

ト、一千九百九年ガウダラ谿、サマー島、ニコラス及ガールソンニ於テ一千名ヲ検査シテ尙ホ未タ

秩序立チタル報告ヲ得スト雖モ、十二指腸蟲病ニ侵サル、モノ少ナカラサルコト知ルヘキノミ
チ、一千九百十年ダナオ、セブ島、ブレウハーニ於テ五十一名ノ幼童ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ
感染シ居タルモノ一八%乃至三五%アリテ概シテ重症ナリシ

リ、一千九百六年ニ官立精神病院、コロンビア地方、スチレス及ガリーソンニ於テ比律賓島ヨリ歸來
シタル兵士百十五名ヲ検査セシニ、十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ一二・一七%アルヲ見出シタ
リ

三、病○毒○傳○播○ヲ○容○易○ナ○ラ○シ○ム○ル○狀○況○

此等ノ地方ニ於テハ衛生上ノ設備ナルモノ更ニ之レナキナリ、衛
生上殊ニ不都合ナルハ便所ノ設ケ杯更ニ之レナキコト是レナリ、去ルカラニ到ル所ノ家々ノ周邊ノ不
潔極マルコト如何トモ形容スルコト能ハサル程ナリ、此等ノ家屋ノ建設セラレテ以來絶ヘス其周邊ノ
地カ大便ノ爲メニ不潔ニセラレタル事故其不潔ノ甚ハタシキコト得テ想像スヘキナリ、此外各家屋ノ
周邊ニハ野菜類大ニ繁殖シ居ルカ故ニ自カラ蔭翳濕潤一層甚ハタシカラサルヲ得ス、又タ一家ノ長及
其家族等何レニ行クモ決シテ靴ヲ穿ツコトナク跣足ニテ徘徊スルヲ常トス、如上ノ事柄ハ皆ナ是レ十
二指腸蟲病ノ傳播ヲ容易ナラシムルモノト謂ツヘシ

四、十○二○指○腸○蟲○病○及○死○亡○比○例○

米國ノ比律賓島占領當時ニ於ル同地ノ人口ハ殆ント六百五十萬ト算セラ
レ、其死亡比例ハ人口每一千ニ就テ五十名ノ割合ニ當リ居タリ、ピリピット監獄ニ於ル死亡比例ハ每

一千人ニ就テ二百三十八名ニ當レリ、但シ此死亡比例數ハ統計専門家ノ手ニ成レルモノニアラス、普
通人ノ手ニテ調成セラレタルモノト知ルヘシ、然レトモ此監獄ハ衛生局ノ管轄ニ屬シ居リテ、通常ノ
衛生上ノ設備其宜シキヲ得タルヲ以テ、其死亡比例次第ニ減少シテ終ヒニ每一千人ニ就テ七〇%トナ
ルニ至レリ、然レトモ此比例マテニ止マリテ之ヨリ以下ニハ減少セサリシナリ、又タ囚人ノ全部即チ
三千五百人ニ就テ腸寄生蟲ノ有無ヲ検査セシニ八四%ハ寄生蟲ニ侵サレ、内十二指腸蟲病ニ侵サレ居
タリシモノ五二%アリタリ、而シテ其治療上ニ力ヲ盡シタル結果其死亡比例每一千人ニ就テ一三%マ
テ減少シタリ、一千九百九年ノ報告マテ此比例ニ止マリタリ

五、救○治○方○法○如○何○

此疾病傳播ノ區域如何ヲ確知センカ爲メニ秩序立チタル調査法行ハレタリ、而シテ
其調査ノ結果ニ據リテ之レヲ考フルニ、規律ノ整フタル病院ニ來リタル患者ハ夫々治療ヲ受ケ、其他
一般ノ衛生状態ノ改良サレツ、アルハ亦タ疑フヘカラサル事實ナリ、然レトモ十二指腸蟲病ヲ輕減シ
若クハ根絶スヘキ秩序立チタル手段方法ハ未タ會テ行ハレサリシナリ、蓋シ衛生局ハ大規模ノ救治法
ヲ制定セント欲スル考案アルモ、之ヲ實施スルニ先ンシテ此疾病ノ状態如何ヲ調査セサルヘカラス、
今ヤ其調査ヲ待チ居レルナリ

サモア

一、十○二○指○腸○蟲○病○ノ○發○見○ 合衆國海軍々醫助手ロシッター氏ハ一千九百九年十一月二日サモア人ノ糞便

中ニ十二指腸蟲病ノ卵子ノ存在シ居ルコトヲ見出し、後二日ヲ經テ該寄生蟲數千ヲ驅除シタリ、此ニ於テカ同氏ハ其由ヲ知事ノ許ヘ報告シタリ

二、病毒傳播ノ區域 チユチユイラ島及マニユア島中ニ沿岸ノ村落四十二ヶ村、内地ノ村落十一ヶ村アリテ其人口總數六千六百六十七人アリ、知事ハ特ニ調査局ナルモノヲ設ケテ此等ノ村落ニ於ケル十二指腸蟲病ヲ調査セシメ、且ツ其後ドクトル、ロシツター氏ノ調査ノ結果トシテ、此等ノ總人口中殆ト七〇%ハ十二指腸蟲病ニ侵サレ居ルコトヲ見出シタリ、此外獨逸領サモア中ウパロー島及サウハイ島ニ於ル同疾病ヲ調査シタル結果ハ、右チユチユイラ島及マニユア島ヨリモ一層重大ナリシト云フ

三、病毒傳播ヲ容易ナラシムヘキサモアノ狀況 土地ハ砂地ニシテ鬆粗ナリ、降雨甚ハタシクシテ地面常ニ濕潤セリ、溫度ハ年ヲ通シテ華氏七十度乃至九十度ノ間ニアリ、土人ハ習慣トシテ何レノ所ニテモ毫モ憚カル所ナク糞便ヲ爲セリ、故ニ道路ノ近傍家屋ノ周邊等ノ不潔汚穢ナルコト亦タ云フヘカラス、靴ヲ穿テルモノハ甚ハタ僅カニシテ全ク跣足ニテ徘徊スルモノ最モ多キニ居レリ、又土人ノ衣服ト云ヘルハ幅三十吋位ニシテ長サ三「ヤール」程ノ極メテ單純無造作ノモノナリ、即チ僅カニ腰ノ周邊ヲ纏フニ遂キサルノミ、之ニ加フルニ其飲食スルニモ眠ルニモ座作進退皆ナ是レ病毒ノ感染シタル地ト觸接スル場合甚ハタ多キモノナリ、諸事斯クノ如キ有様ナレハ病毒ノ傳播シ易キコト推シテ知ルヘキノミ

四、病毒ノ根絶若クハ輕減ニ關スル方法手段如何 ドクトル、ロシツター氏ハ一千九百九年十二月二日

付ヲ以テ知事ニ對シテ本島ニ十二指腸蟲病ノ傳播シ居ル旨ヲ報告シ、併セテ此疾病根絶ノ方法ヲモ上申ニ及ヒタリ、此ニ於テカ知事ハ此疾病ニ關スル特別調査局ナルモノヲ設立シ、其調査ノ結果ヲ報告セシムルコト、セリ、因テ調査局ハ左ノ如キ方法手段ヲ取ルヘキ事ヲ上申シタリ

- (一) 衛生局ヲ設立シ同局ノ命令スル所ハ法律ト均シキ効力ヲ有セシムル事
- (二) 此衛生局ノ命令若クハ規則ニ違犯シタル者ニ對シテ相當ノ罰金ヲ課スヘキ法律ヲ制定スヘキ事
- (三) 植民地ノ人民ニ對シテ直チニ便所ヲ建設スヘキ命令ヲ發スヘキ事、但シ其便所ノ構造ハ其資力事情ノ許ス限リ最良ナランコトヲ要ス、而シテ此等ノ便所ハ直チニ其筋ノモノヲシテ視察セシムヘキモノトス、又タ必要ニ迫ラレ且ツ事情ノ許シタル場合ニハ、一時的建設ノ便所ヲ取り拂ツテ更ニ其筋ノ是認シタル構造ノ便所ヲ立テシメンコトヲ要ス

(四) 衛生上視察官ノ任務ハ一時取り敢ヘス碇泊所病院ノ事務員ヲシテ之ニ當ラシメ、後醫藥局ヲシテ附屬病院ノ事務員ヲ永久ニ此任務ニ當ラシメンコトヲ要ス

(五) 必要ナラン場合ニ市邑ヲ補助シテ便所ヲ建設セシメンカ爲メニ要スル所ノ費用幾千ナルヤ、又衛生局ノ管轄ノ下ニアリテ其他ノ事業ヲ起サンニ幾千ノ費用ヲ要スルヤ、此等ノ豫算ノ計上セラレンコトヲ要ス

(六) 右ニ述ヘタル事業ニ要スル所ノ資金ノ財原ニ關スル注意ノ事

知事ハ特別調査局ヨリ右ノ如キ意見ヲ上申シタルニ據リ之ヲ嘉納シ、終ニ一ノ衛生局ヲ設置スルニ至レリ、蓋シ此衛生局ナルモノハ局長、醫務長及内務長官ヨリ組織セラル、モノトス、斯クテ一千九百十年一月一日ヲ以テ此等ノ事業費トシテ關稅ヨリ一千弗ヲ支出スルコト、ナレリ、次テ知事ハ右衛生局ニ命シテ衛生規則ナルモノヲ編成シテ知事ノ許ヘ提出セシムルコト、セリ、但シ此衛生規則ハ先キニ知事ノ許ニ差シ出シタル意見書ニ準據シテ編成スルモノト知ルヘシ
最近ノ年月(一千九百十一年)ニ於ルドクトル、ロシツター氏ノ報告ニ曰ク米領サモア人ニ對シテハ一々衛生上利便トナルヘキモノヲ交付シタリ

海峽植民所

一、病毒分流ノ區域 在新嘉坡ノ副領事ドクトル、ミルトンフヒガート氏ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ハ全植民所ニ傳播セルカ、中ニ就テ最モ甚ハタシキハ農業地ニシテ、鑛業地ノ如キニ至リテハ至ツテ僅少ナリシ、米國十二指腸蟲病及通常ノ十二指腸蟲病共ニ之レアルモ前者ノ方一層多カリシ
二、病毒傳播ノ度合如何 當植民所ノ調査ハ之ヲ馬來聯邦ニ比較スレハ其區域一層狭小ナリシナリ、フヒガート氏ハタン、ツツク、セン及公立病院ニ於テ爲シタル死體解剖ノ結果ヲ報告セリ、左ノ如シ

イ、一千九百八年中ニ一千八百三十七ノ死體ヲ解剖セシニ、内十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ一三・三%アリシ

ロ、一千九百九年中ニ一千五百四十二ノ死體ヲ解剖セシニ、内十二指腸蟲病ニ感染シ居タルモノ八・三%アリシ

ハ、一千九百十年中ニ一千六百ノ死體ヲ解剖セシニ、内一〇・六%ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居タリシ

概シテ之ヲ言ヘハ此海峽植民所ニ於ル十二指腸蟲病傳播ノ度合ハ、之ヲ馬來聯邦ニ比較スレハ一層輕些ナリト謂ツヘシ

三、救治法如何 土地管理者等ノ報告ニ曰ク此疾病ノ豫防法トシテ下水ノ改良ヲ企テ居レリト

スマタラ

一、病毒分流ノ區域 タムベシーノモカラニ於ル植民所擔任ノ醫師ドクトル、ゼーサルム氏ノ報告ニ曰ク、十二指腸蟲病ハスマタラ全島ニ傳播セルモノ、如シ、内地ノ土人中ニモ此疾病ニ感染セルモノアリ、此等ノ土人ハ曾テ其地方ヨリ他ニ出テタルコトナク、依然トシテ舊ノ如ク野蠻ノ生活ヲ爲シ居ルモノナリ、此等ノ土地ノ狀況ヨリ推測ヲ下サンニ此地方ノ歐羅巴人ニ占有セラレタルカ爲メニ此疾病ノ輸入サレタルモノニアラサルコト最モ明ラカナリ

- 二、病毒傳播ノ度合如何 ドクトル、サルム氏ハタムベシーノモカラニ於テ八十九人ヲ検査セシニ、内十二指腸蟲病ニ感染シ居タリシモノ四二%ナリシ、然ルニ土人ヲ検査シタル結果九五・五%ハ十二指腸蟲病ニ感染シ居タリ
- 三、救治法如何 救治法ニ關シテハ未タ曾テ何等ノ報告モ之レアラサルナリ

四、濠洲

濠洲

- 一、病毒分流ノ區域 濠洲ノ各部ヨリノ報告ニ據リテ之ヲ考フルニ、十二指腸蟲病ノ傳播ハ重モニクキンスランド地方ニ限ラレタルモノ、如シ、即チキンスランド地方ハ東部海岸若クハ其近傍ニ於ル重モナル中央地點ノ殆ント全部ハ十二指腸蟲病ニ侵サレタリ、クキンスランドノ公衆衛生委員會々員タルエルキントン氏ノ報告ニ據レハ、所謂此等ノ中央地點トハ北方カイアンス及ボルト、ドラグラスヨリ南方チウキード河ニ至ルマテ凡ソ一千哩ニ亘レル地方ヲ包含スルモノト知ルヘシ、而シテ此疾病傳播ノ重モナル中央部ハカイアンス、グラルトン、インガム及ナムポールナリト思ハル然レトモ海岸ヨリ遙カニ隔タリタル内地ニハ傳播セサルモノト見ヘタリ
- 二、病毒傳播ノ度合如何 正確ナル事實ヲ基礎トシテ此病毒傳播ノ度合如何ヲ精密ニ表示センハ、到底

不可能ノ事ト謂ツヘキナリドクトル、エルキントン氏ノ報告ニ曰ク小學生徒ニ就テ診察シタルニ南部諸州ノ報告ノ如キ好結果ヲ得ルコト能ハス、又クキンスランドノ鑛山ニ就テ検査スル所アリシモ、是レ亦臨床的症候如何ヲ知ルコト能ハサリシハ遺憾ナリト云ハサルヘカラスト、ドクトル、マクドナルド氏ノ報告ニ曰ク十二指腸蟲病ハジョンストン河地方(タウンズグキールトカキアンスノ間ニアルモノ)ノ人民中ニ流行セリ、又ターノ小學校ニ於テ學童ノ十二指腸蟲病ニ罹レルモノ九〇%アルヲ見タリ、此地方ノ人口五千アリテ其病毒傳播ノ割合ハ每方哩ニ就テ一名ニ當レリ、蓋シ此疾病ハ此地方全般ノ心血ヲ吸收スルモノト謂ツヘキナリ

- 三、此病毒傳播ノ原因及其傳播ヲ容易ナラシムヘキ狀況 ドクトル、マクドナルド氏ノ説ニ曰ク十二指腸蟲病ヲ濠洲ニ輸入シタルニ三原因アリト思ハル、即チ南海島人、亞刺比亞人、伊太利人はレナリ、抑モ此地方ハ方六十哩ノ矮樹林ト謂ツヘキ所ニシテ、曾テ霜ノ降りタルコトナク降雨量ハ地下二百吋ニ達スヘシト云フ、濕地ニシテ病毒傳播ノ媒介タルコト得テ想像スヘキノミ

- 四、救治法如何 十二指腸蟲病ハ一千九百年以降報告ヲ要スヘキモノトナレリ、從ツテ之カ豫防心得ノ如キ書類ハ之ヲ人民中ニ配布シテ注意ヲ惹起セシメタリ、又タ此疾病ヲ根絶スヘキ手段方法ヲ實施セシコトヲ官憲ニ注意スルモノモ之レアリタリ

又タ其筋ニ向ツテ左ノ如キ意見ヲ提出シタルモノアリ、曰ク來年度中ニ於テタウンズグキール地方ニ

一ノ調査局ヲ設置セラレンコトヲ望ム、所謂ル此調査局ナルモノハ北クキンスランドニ於ル十二指腸
蟲病ニ關スル事柄ヲ研究調査スル所ニシテ國立衛生局ノ管轄ニ屬スヘキモノトス、又タタウンスヅキ
ールニ於ル熱帶醫學研究所モ一層熾シニ活動センコトヲ望ムモノナリ

五、歐羅巴

埃太利

一、埃太利ニ於ル病毒傳播ノ事 北西ボヘミアノ炭坑地方即チフハルクマン地方及ブラツキス地方トシ
テ世ニ知ラレタル方面ハ、一千九百三年ノ末期ヨリ一千九百七年三月ニ至ルマテノ期間ニ於テ、十二
指腸蟲病流行シタリシナリ、五百十九ヶ所ノ炭坑ニ於テ使役セラル、坑夫ノ總人員ハ十萬八千四百四
九名ニシテ、内十二指腸蟲病ニ感染シタルモノ三十四名アリト報告セラレタリ、然ルニ同國政府ハ之
カ豫防撲滅法ニ就テ最モ善ク活動シタルノ結果其病勢次第ノニ減退シタリ、即チ一千九百四年八月
一日ヨリ之カ活動ニ取り掛リタリシカ、一千九百七年三月ニ至リテ全ク其跡ヲ絶ツニ至リタリ、此外
炭坑ニ全ク關係ナキ者ノ内ニモ或ハ之ニ侵サレタルモノナキニアラサルモ、此等ハ極メテ少數ニシテ
皆ナ他ヨリ輸入サレタルモノニ外ナラス、蓋シ埃太利國ニ此疾病ノ輸入サレテ以來其全滅ニ至ルマテ
ノ期間ニ於テ之ニ侵サレタルモノ總計七十六名ナリシカ、内死亡シタルモノハ僅カニ一名ニ過キサリ

シナリ

二、此病毒傳播ヲ壓伏セシムル方法如何 當帝國ノ農務大臣ハ此疾病ノ豫防撲滅法トシテ左記ノ如キ訓

諭ヲ發シテ之ヲ勵行セシムルコト、セリ

- (一) 坑山ハ極メテ之ヲ清潔ニシ地下坑道ノ地盤ハ乾燥セシメサルヘカラス
- (二) 坑山ノ木材ハ石灰ヲ以テ洗ハサルヘカラス
- (三) 職工用ノ洗面所ヲ必ラス設ケサルヘカラス
- (四) 便所ヲ充分ニ設置セサルヘカラス
- (五) 洗面所ハ汚水溜ヨリ汚水ノ洩レ來ラサル様築造センコトヲ要ス
- (六) 便所ハ常ニ之ヲ清潔ニナシ時々防臭劑ヲ散布セシコトヲ要ス
- (七) 地下ノ坑道ヨリ泥土ヲ除却センコトヲ要ス
- (八) 飲用水ハ清潔ナルモノニ限ラサルヘカラス
- (九) 洗濯所ヲ備ヘ置カサルヘカラス、食事前必ラス手ヲ洗ハサルヘカラス
- (十) 坑山醫タランモノハ貧血症ノ坑夫ニ對シテ常ニ注意ヲ密ニシテ視察セサルヘカラス、又タ斯ル坑
夫ノ使用スル器具類ハ時々顯微鏡ニ照ラシテ検査センコトヲ要ス
- (十一) 彼ノ十二指腸蟲病流行地ヨリ新タニ來リテ使役サル、坑夫アラシカ、斯ル場合ニ於テハ其坑夫ノ

携帯セル道具ヲ顯微鏡ニ照ラシテ検査セン事ヲ要ス

- (三) 坑夫ニシテ十二指腸蟲病ニ罹リタルモノアラン場合ニハ、醫師タルモノ之カ治療ノ任ニ當ラサルヘカラス、而シテ其全癒スルマテハ決シテ其業ニ復セシムヘカラス
- 尙ホ此外農務大臣ハ内務大臣ト協議ノ上、當埃國へ再ヒ此疾病ノ侵入スルヲ豫防センカ爲メ追加規則ヲ發布シタリ

白耳義

- 一、病○毒○分○流○ノ○區○域○ 重モニ此疾病ノ傳播セルハ炭坑々夫ノ内ナリシカ、尙ホ其他ニモ之レナキニアラス即チ西南白耳義ノ工業地ニ於ル煉化石製造者ノ内ニ傳播セルモノ是レナリ、中ニ就テ其傳播ノ重モナル箇所ハレーヂ、モンズ及チャイレロキ等ノ地方ナリト知ルヘシ
- 二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何○ 一千九百四年ニ於テ此疾病ニ罹リタルモノ、百分比如何ト云フニ、モンズ地方ノ職工中ニテハ六・五六%ニ當リ、チャイレロキ地方ニテハ一四%、レーヂ地方ニテハ二三%ニ當レリ、尙ホ其後一千九百十年ニ至リテ其度合如何ト云フニ大ニ減少シテ五・三%トナリタリ
- 三、此○疾○病○ヲ○根○絶○ス○ル○方○法○如○何○ 白耳義ハ此取締法ニ就テ最モ善ク注意シタルカ爲メ好結果ヲ奏シタリ、斯ク好結果ヲ奏セシメタル方法手段ノ重モナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ
- (一) 凡ソ坑夫トシテ地下ニ労働セント欲スルモノハ何人ニ限ラス、雇ヒ入レラル、前及坑中ニ下リ行

カサルニ先ンシテ、十二指腸蟲病ニ感染セルモノニアラストノ證明書ヲ示サ、ルヘカラス、但其證明書交付ノ月日ハ最近ノモノタランコトヲ要ス

- (二) 坑夫ノ雇主タランモノハ坑夫ノ排泄物ニ就テ顯微鏡的検査ヲ行ハサルヘカラス、而シテ其之ヲ行フヤ第一回ノ検査後三十日乃至四十日ヲ經テ第二回ノ検査ヲ行ハランコトヲ要ス
- (三) 或ル期間ニ於テ地下ニ労働スル坑夫全般ノ身體検査ヲ行ハサルヘカラス
- (四) 坑夫ヲシテ噴霧浴ヲ取ラシメサルヘカラス
- (五) 十二指腸蟲病ニ感染シタルモノアラン場合ニハ、皆ナ全癒スルマテ充分治療セシメサルヘカラス

ブルガリア

ブルガリアニ於テハ目今(一千九百十一年)ニ至ルマテ十二指腸蟲病未タ曾テ發生シタルコト之レナキナリ、ソフヒアニ於ル公衆衛生視察長官タルドクトル、チー、ストロツフ氏ハ、十二指腸蟲病ノ他ヨリ輸入スルヲ豫防センカ爲メニ左記ノ如キ方法ヲ取リタリ

- (一) 坑山營業者タランモノハ坑夫ヲ使用センニ出來得ヘキ丈ケ土人ヲ使用シテ其他ノモノヲ使用セサランコトヲ要ス
- (二) 若シ他國ノ労働者ヲ使用スル場合アラシカ、殊ニ從來埃國ノ礦山ニ於テ労働シタルモノヲ使用

スル場合アラシカ、斯ル場合ニ於テハ是レマテ勞働シ居タル國ノ醫師ヨリ受ケタル證明書ヲ携帶シ居ラサルヘカラス、所謂ル此證明書トハ十二指腸蟲病ニ罹レルモノニアラサル旨ヲ證明スルモノ是レナリ

- (三) 他國ノ勞働者ナラン場合ニハ成ルヘク之ヲ雇ヒ入ル、ノ際、二日間其糞便ニ就テ顯微鏡的検査ヲ行ヒ、其衣服ノ如キハ消毒センコトヲ要ス
- (四) 一ケ年間ニ二回醫師ヲシテ全般ノ坑夫ヲ検査セシメ、又タ其糞便ヲ顯微鏡ニ照ラシテ十二指腸蟲病ノ有無ヲ検査セシメサルヘカラス

佛蘭西

- 一、病毒分流ノ區域 佛國ニ於テ十二指腸蟲病ノ蔓延セルハ坑山勞働者ニ限ラレタリ、即チ里昂及セント、エチンネノ近傍、其他ノルド及バス、デ、カライノ地方ニ於ル坑夫ノ如キ是レナリ、又タ南部佛蘭西ノ鑛業地ナルラ、ロキル、サオネット、ロキル、ブキ、デ、ドム、アールアール及ガード地方ノ如キ皆ナ此疾病ニ侵サレタル箇所ナリ
- 二、病毒傳播ノ度合如何 此病毒傳播ノ度合ハ各鑛業地ヲ通シテ皆ナ同一ナルモノニアラス、其間自カラ差異ナクンハアラス、殊ニ多數ノ鑛業地ハ全ク此疾病ニ侵サレサルアリ、又タ同一ノ地方ニアリテモ、甲所ト乙所ト其傳播ノ比例數ニ差異ナクンハアラス、例之ヘハ六一・一%、六四・六%、七三・八九%

(一千九百八年ノ調査ニ係ル)ノ如キ是レナリ、又タ、ガード、タイン、アウヘーロン、アリアーフキ、デ、トム及サオネット等ノ諸鑛業地ニ於ル坑夫二千七百八名ヲ検査シタルノ結果、彼ノ疾病ニ罹レルモノ七・二%ナルコトヲ知り得タリ、但此等ノ内ニハ全ク此疾病ニ侵サレタル鑛業地モ多ク含まレ居タルモノト知ルヘシ

三、此疾病ヲ根絶スルノ方法如何 一千九百二年ウエストフハリア地方ニ於テ十二指腸蟲病甚ハタシク傳播セシヨリ、之ヲ豫防撲滅スルノ方法手段ヲ施サ、ルヘカラスト大ニ世人ノ注意ヲ惹クニ至レリ、又タ白耳義國レーヂナル鑛業地方モ同シク之カ注意ヲ喚起シタリ、抑モ此レーヂ地方ハ佛國ト關係スル所ナキニアラス、即チレーヂ地方ノ坑夫カ今ヤ佛國ノルドノ炭山ニ續々入り込ミ居レハナリ、一千九百三年ニ於ル半官報ニ記載スル調査事項及一千九百四年ニ於ル官報ノ調査事項ニ據レハ、ノルド地方及バス、デ、カラキ地方ニ於ル十二指腸蟲病ノ發生ハ、畢竟スルニ白耳義ヨリ輸入シタルモノニ外ナラスト

而シテ目今左記ノ如キ方法カ實行サレ居レリ

- (一) 坑夫ヲ使用セントスル場合ニハ一々身體検査ヲ行ハサルヘカラス、而シテ其検査ノ結果彼ノ疾病ニ侵サレ居レリト認定サレタランニハ雇ヒ入ル、コトヲ得ス
- (二) 下水疏通及空氣流通ニ關スル衛生的設備ナカルヘカラス、又タ坑夫ニハ持チ運ヒニ便ナル手桶一

個ツ、ヲ交付シ置カンコトヲ要ス

(三) 鑛窟ノ近傍ニ衛生的便所ヲ設置センコトヲ要ス

日耳曼

一、病○毒○分○流○ノ○區○域　　レインランド、ウエストフハリア及政府直轄クエーヘン地方等皆ナ是レ十二指腸
蟲病傳播シ居レリ、此外コロンノ近傍ニ於ル煉瓦職工中ニモ少數ノ同患者ナキニアラス、但此疾病ニ
侵サル、モノハ坑夫及煉瓦職工ニ限レルモノ、如シ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何　　一千九百二年ニ調査サレタル結果ニ據レハウエストフハリアナル鑛山地方ニ
於テ此病毒ノ傳播サレタル百分比例ハ左ノ如クナリシ、曰ク一九・五%、二〇%、三四・一四%、四〇
%五〇%、七九%是レナリ、然ルニ一千九百三年以降ハ著シク減少シテ終ニ九・五%トナレリ

三、此○疾○病○ノ○輕○減○及○根○絶○方○法○如○何

- (一) 職工ノ検査及治療ノ箇所カ設ケラレタリ
 - (二) 傳染病流行地ト認定サレタル各鑛業地ニ於ル各労働者ハ或ル期間毎ニ検査セラレンコトヲ要ス
 - (三) 既ニ此病毒ニ侵サレタル坑夫ハ之ヲ隔離シテ其全癒スルマテ治療セサルヘカラス
- 右ノ如キ方法ヲ實行シタルカ故ニ一千九百三年以降九・五%マテ減少シタリ

伊太利

一、病○毒○分○流○ノ○區○域　　十二指腸蟲病ハ伊太利、シ、リー及サルジニアノ全般ニ傳播セリ、但シ之ニ侵サ
ル、モノハ重モニ農夫、左官及坑夫ナリト知ルヘシ

二、病○毒○傳○播○ノ○度○合○如○何　　此等ノ度合如何ヲ知ルニ足ルヘキ統計表ノ如キモノ曾テ之レナキナリ、然レ
トモ其概要ヲ知り得ヘキ由ナキニアラス、羅馬ニ於ケル公衆衛生部長官ハ左ノ如キ報告ヲ爲セリ、

曰ク伊國ニ於ル十二指腸蟲病ハシ、リー及サルジニア地方ニ數々襲ヒ來リシモノ是レナリ、然レトモ
其他ノ地方ニ於テハ殆ント之レナキナリ、又バレーモー地方ニ於テ坑夫ノ之ニ罹リシモノハ一五%ナ
リト算セラル、然レトモバレーモーニ於ル米國領事ノ説ニ曰ク、此疾病根絶ノ事ニ關シテハ公ト私ト
ヲ問ハス最モ力ヲ盡シテ之ニ當リタルカ故ニ右ノ如キ百分比例ハ速カニ減退シタリ

伊國ニ於ル十二指腸蟲病ノ傳播ハ割合ニ輕度ナリシト思ハル

三、此○疾○病○根○絶○ノ○方○法○如○何　　當國政府ハ之カ爲メニ左記ノ如キ方法ヲ用ヒタリ

- (一) 此疾病豫防ニ關スル注意書ナルモノヲ無代價ニテ労働社會ニ配布シタリ、但此注意書ハ極メテ文
章ヲ平易ニナシ何人ニモ解シ易カラシメンコトヲ主トシタルモノナリ
- (二) 中央政府ヨリ各地方長官ヘ一ノ諭達ヲ發シタリ、其諭達ノ主意ハ煉化職工及左官等ノ衛生上心得
置クヘキ事項ニ關スルモノ是レナリ、今マ其特別ナル事項ヲ舉レハ左ノ加シ
イ、靜止セル池水ヲ飲用トナスコト勿レ

ロ、食物ヲシテ病毒ニ感染セシメサラン爲メニ食事ハ皆ナ工場以外ニ於テ爲サンコトヲ要ス

ハ、労働者ハ食事前必ラス其手ヲ洗ハサルヘカラス

ニ、飲料水ハ蓋ノアル容器ヘ貯ヘ置カンコトヲ要ス

ホ、便所ヲ設ケテ必ラス之ヲ用ヒシムルコト、シテ土地ヲ汚カササランコトヲ要ス

(二) 鑛山労働者保護トシテ坑夫タランモノニハ皆ナ悉ク或ル期間内ニ検査セサルヘカラス、若シ彼ノ疾病ニ侵サレタランニハ治療セシメサルヘカラス

(四) ブラジルヨリ上陸シタル移住民ハ海軍衛生官ノ手ニテ之ヲ監督センコトヲ要ス

ネゼルランド

一、病毒分流ノ區域 ロッテルダムニ於ル總領事リストウ氏ノ報告ニ曰ク、一千九百四年ニ於テ政府ノ調査シタル結果、南部地方ノ一タルリムバークノ炭坑ニ十二指腸蟲病ノ發生セルコト判明シ、其後南リムバークノ煉化職工中ニ同病ノ發生シタルコトカ分リタリ、然レトモ農事労働者中ニハ曾テ此事ナカリシト云フ

二、病毒傳播ノ度合如何 一千九百四年ニ於テ政府ノ調査シタル結果左ノ如シ、曰クリムバークノ炭坑坑夫中ニ於テ同病ニ感染シタルモノハ二一・七四%ニシテ煉化職工ノ之ニ感染シタルハ一四・四%ナリシ

三、救治方法如何 政府ハ此疾病ニ關シテ炭坑取締方法ヲ最モ嚴重ニセリ、例之ハハ苟タモ之ニ感染シタルモノアランニハ、直チニ之ヲ他ニ離隔セシムルカ如キコト是レナリ、乃チ其結果トシテ一千九百四年ニ於テハ二一・七四%ナリシモノ、一千九百七年ニ至リテハ大ニ減少シテ二・〇六%トナリタリ、今マ其實行規則ヲ舉レハ左ノ如シ
イ、炭坑ニ於ル便所ハ總テ衛生的清潔法ヲ行ハンコトヲ要ス
ロ、何タル運搬業者モ炭坑ニ入り込ムコトヲ許サス
ハ、煉化職工ノ治療及消毒法等ハ總テ無料タルヘキモノトス、此等ノ労働者ハ治療中休業スルモ其賃銀ハ、補給セラル、モノトス

西班牙

一、病毒分流ノ區域 マドリッドニ於ル西班牙内國衛生局長ノ報告ニ曰ク、十二指腸蟲病ハ當國ヲ侵シ來レリ、但此病毒ノ傳播タルヤ殆ント専ラ鑛業地及西班牙國ノ南部地方ニ限ラレタリト、ウハレンシアニ於ケル米國領事ロバート、フレージャー氏ノ報告ニ曰ク此疾病タグエルン、デヴハルデナ府ニ發シ、其傳播區域ハ殆ント方十哩ニ及ヘリ、而シテ此等ノ感染地方タルヤ降霜ナキ温暖ナル箇所ニシテ耕耘灌漑極メテ熾シニ行ハレ、莓其他早期ノ果物、橙子、米、南京豆及葡萄等ノ繁殖地トシテ世ニ知ラレタル所ナリト、又タドクトル、ラフヘール、バストル氏ハ過去二ケ年間ニ十二指腸蟲病ニ罹レルモノ五名ヲ

治療セシカ、此等ノ患者ハ皆ナ其病原ヲ右ニ述ヘタル一小地區ニ得タルモノナリト云フ、且ツ同氏ノ許ヘ地方ノ醫師ヨリ同患者ヲ送致シ來レルモノ或ハ之レナリ、蓋シ此等ノ地方醫ハ最初此等ノ患者ヲ急性貧血症トシテ治療ヲ加ヘタル由、實ニ奇ト謂ツヘシ

二、病毒傳播ノ度合如何 內國衛生局長ノ報告ニ曰ク目今ノ所ニテハ此病毒ノ傳播概シテ甚ハタシカラス、然レトモリナレスナル鑛業地ニ至リテハ然ラス、同地方ニテハ其傳播最モ甚ハタシク勞働者全數ノ八〇%ハ之ニ侵サレタリ

三、救治方法如何 右ノ報告中尙ホ引續キテ左ノ如ク記載セリ、曰ク此疾病ノ豫防救治策トシテ公共團體ト私立機關トヲ問ハス著シキ行動ヲ取リタルコト曾テアルナシ、僅カニカステルラニーノドクトル、コジナ氏アリテ、十二指腸蟲病ナルモノハ西班牙國ニ取リテ一日モ棄テ置クヘカラサル由々シキ一大事ナリトテ官憲ニ注意ヲ與ヘタルニ過キス

瑞 西

一、セント、ゴザルド隧道ノ流行病 セント、ゴザルド隧道ノ勞働者中ニ十二指腸蟲病ノ勃發シテ大ニ流行シタルハ、一千八百七十九年及一千八百八十年ノ交ニシテ世ニ知ラレタル事ナルカ、當時棄テ置クヘキニアラサル一大事ナリトテ公衆一般ノ注意ヲ惹キ、又瑞西政府モ之ニ關スル研究調査ヲ命スルコト、ナレリ、乃チドクトル、ソングーレツガ氏カ主任トナリテ調査研究ヲ遂ケタル結果、終ニ衛

生取締規則ヲ發表スルニ至リタリ、一タヒ此規則ノ發布セラレテヨリ此疾病瑞西國ニ發生セサルコトトナリ、尙ホ今日(一千九百十一年)ニ至ルマテ全ク其迹ヲ絶ツニ至レリ

二、衛生取締規則 此等ノ規則ハ最モ嚴重ニ勵行セシメラレタリ、今マ其規則ノ概要ヲ舉クレハ左ノ如

(一) 新タニ隧道工夫トシテ來リタルモノハ嚴重ニ其身體ヲ検査センコトヲ要ス、而シテ其検査ノ結果病毒感染セルモノト認定サレタランニハ、之ヲ他ニ隔離シテ治療ヲ加ヘ、全ク治癒スルニアラスンハ其業ニ就カシムルコトヲ得ス

(二) 充分衛生上ニ適合シタル便所ヲ設立シ總テノ勞働者ヲシテ必ラス之ヲ用ヒシメンコトヲ要ス

(三) 浴場ヲ設ケ總テノ勞働者ヲシテ自カラ清潔ヲ保タシメンコトヲ要ス

威 爾 斯

一、病毒分流ノ區域 大不列顛國ニ於テハコルンウオールノ錫鑛地ノ外曾テ十二指腸蟲病ニ侵サレタル箇所之レナキナリ

二、鎮壓方法 一千九百二年ニ於テドルコース鑛地ノ貧血症ニ關スル特別報告カ發表サレタリ、左ノ豫

防方法ハ此疾病ノ傳播ヲ鎮壓シ得タリ

(一) 地下ニ於テ衛生的手桶ヲ用ヒシムル事

(二) 此病毒ニ感染シタル者ハ總テ治療ヲ受ケシムヘキ事

(三) 坑夫ニ對シテ豫防法ヲ訓諭スヘキ事

十二指腸蟲病ノ蔓延セル四十六ヶ國

一、阿非利加

國名	面積(方哩)	人口
一、アルゼリア	一八四、四七四	四、七三九、五五六
二、英領阿非利加ザンヂハル	六四〇	一五〇、〇〇〇
三、埃及	四〇〇、〇〇〇	九、七三四、四〇五
四、ゴルド、コースト、コロニー	四〇、〇〇〇	四七四、〇〇〇
五、ラゴス及ユラバ	二八、九一〇	一、五〇〇、〇〇〇
六、ナタル	四二、〇一九	九八三、一一八
七、シーラ、レオン	四、〇〇〇	七六、六五五

八、チユニス

五一、〇〇〇

一、九〇〇、〇〇〇

二、亞米利加

九、アンチギユワ	一〇八	三五、〇〇〇
十、バルバドゥ	一六六	一九五、五八八
十一、ブラヂル	三、二一八、一三〇	一四、三三三、九一五
十二、英領ギユキアナ	一〇四、〇〇〇	二七八、三二八
十三、英領ヒンジュラス	七、五六二	三七、四七九
十四、古倫比亞	四七三、二〇二	三、五九三、六〇〇
十五、ドミニカン共和國	一八、七五五	四一七、〇〇〇
十六、蘭領ギユキアナ	四六、〇六〇	六七、一二八
十七、エコードル	一一六、〇〇〇	一、二〇五、六〇〇
十八、佛領ギユキアナ	三〇、五〇〇	三二、九〇八
十九、ガーターマラ	四八、二九〇	一、七四七、〇〇〇
二十、ホンジュラス	四六、二五〇	四八七、五〇〇
廿一、ジャマイカ	四、一九三	七四三、〇〇〇